

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak




Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

AZ
515
E5

89W59670

労働法案に関する資料

社 會 局

12

AZ
515
E5



89W59670

労働法案に関する資料

凡例

一、本書に於て労働法案とは、労働組合法案、労働争議調停法案及治安警察法中改正法律案を指すものとす。

二、本書は主として大正十四年七月労働法案が行政調査會に付議せられたる當時より、大正十五年三月第五十一帝國議會閉會迄に於ける關係資料を録したるものなり。

尙資料の關係を明瞭ならしむるに便せんが爲、巻首に労働法案の沿革概要を付し且つ労働法案は從來發表せられたるもの全部を網羅せり。

一、労働法案に對する勞資兩團體の意見等にして社會局に提出ありたるものは、悉く之を網羅せるも、個人の意見批評等においては新聞記事等散逸し易く後日の参照困難なるものに限り集録するに止め、従つて左の諸編の如きは總て之を省略したり。

- (イ) 労働組合法制定に關する諸問題 (社會局労働法案に對する批評) 末弘 嚴太郎
- (ロ) 我國労働組合ニ労働組合法 (社會政策時報大正十四年十月號) 赤松 克麿
- (ハ) 労働組合法案を評す (經濟論叢大正十四年十月號) 河田 嗣郎
- (ニ) 労働組合立法に對する労働者資本家及政治家の心理 (太陽大正十四年十一月號) 永井 享

凡例

一

366.1
93

- (ホ) 労働組合法の批判と其の基本観念 (太陽大正十四年十一月號) 三 谷 一 二
- (ヘ) 労働組合に對する資本家の謬見 (中央公論大正十四年十一月號) 堀 江 歸 一
- (ト) 労働組合主義と集合契約 (經濟論叢大正十四年十一月號) 河 田 嗣 郎
- (チ) 労働組合法案の目的と其の使命 (新使命大正十四年十一月號) 片 岡 安
- (リ) 労働組合としての小作人組合 (經濟論叢大正十四年十二月號) 河 田 嗣 郎
- (ヌ) 組合法問題と資本家の「危険思想」 (我等大正十五年二月號) 榎 田 民 藏
- (ハ) 根本的に改悪せられたる労働組合法案 (改造大正十五年二月號) 末 弘 嚴 太 郎
- (ル) 労働組合と月給取階級 (經濟論叢大正十五年三月號) 河 田 嗣 郎
- (ヲ) 労働組合法案を評す (法學志林大正十五年三月號) 平 野 義 太 郎
- (ワ) 労働組合法案を難す (改造大正十五年三月號) 青 野 季 吉
- (カ) 労働組合法問題をめぐる二つの經濟思想 (大原社會問題研究所雜誌第四卷一號一五・三・一) 榎 田 民 藏

一、本書は専ら官廳の労働事務に従事する者の参考に編纂したるものにして、之を公刊するの趣旨に非ず。

大正十五年五月

社 會 局

労働法案に關する資料

目 次

第一章 労働法案の沿革概要	(一)
第二章 労働法案	(七)
一 憲 政 會	治安警察法中改正法律案 (七)
二 國 民 黨	治安警察法中改正法律案 (七)
三 農商務省	労働組合法案 (七)
四 内 務 省	労働組合法案 (三)
五 憲 政 會	労働組合法案 (六)
六 國 民 黨	労働組合法案 (三)
七 革新俱樂部	労働組合法案 (三)
八 社 會 局	労働爭議調停法案 (六)
九 同	治安警察法中改正法律案 (三)
一〇 法制局決定	労働爭議調停法案 (三)
一一 同 上	治安警察法中改正法律案 (七)

- 一二 社會局 勞働組合法案……………(三)
- 一三 行政調査會 勞働組合法案に關する決議書……………(四)
- 一四 同上 勞働爭議調停法案に關する決議書……………(四)
- 一五 同上 治安警察法中改正法律案に關する決議書……………(四)
- 一六 第五十一議會政府提出 勞働爭議調停法案……………(四)
- 一七 同上 治安警察法中改正法律案……………(五)
- 一八 同上 勞働組合法案……………(五)

第三章 勞働法案に對する實業團體意見書

- 一 勞働組合制定に就ての具申書……………日本工業俱樂部……………(五)
- 二 勞働爭議調停法案に對する意見書……………同上……………(六)
- 三 治安警察法第十七條廢止に對する反對意見書……………同上……………(六)
- 四 勞働組合法案に關する建議書……………大阪工業會……………(七)
- 五 勞働組合法制定に就ての意見書……………東京鐵工機械同業組合……………(七)
- 六 勞働組合法案勞働爭議調停法案並治安警察法第十七條廢止法案に關する意見書……………愛知縣工場會……………(七)
- 七 勞働組合法制定に就ての具申書……………東京電氣業組合……………(八)
- 八 勞働組合法案に對する建議書……………大阪府工業懇話會……………(八)
- 九 勞働組合法制定に付具申書……………九州鐵工協合……………(八)
- 一〇 勞働組合法案並勞働爭議調停法案に關する建議書……………社團法人電氣協會……………(九)

- 一一 勞働組合法案に對する意見書……………帝國水產會……………(九)
- 一二 勞働組合法案に對する陳情書……………大阪染色同業組合……………(九)
- 一三 勞働組合法制定に就ての具申書……………社團法人日本鑛業會……………(九)
- 一四 勞働組合法案並勞働爭議調停法案に對する意見書……………名古屋商業會議所……………(九)
- 一五 勞働組合法案に對する意見書……………造船懇話會……………(十)
- 一六 勞働爭議調停法案に對する意見書……………東京鐵工機械同業組合……………(十)
- 一七 勞働組合法案勞働爭議調停法案並治安警察法中改正法律案に對する建議書……………大阪鐵工業同業組合……………(十)
- 一八 勞働組合法案並治安警察法改正法案修正意見書……………京都商業會議所外六團體……………(十)
- 一九 勞働爭議調停法案並治安警察法中改正法案に關する意見書……………大阪府工業懇話會……………(十)
- 二〇 治安警察法案に關する建議書……………大阪工業會……………(十)
- 二一 勞働組合法案に對する建議書……………大阪商業會議所……………(十)
- 二二 勞働組合法案に付陳情……………神戸鐵工業組合……………(十)
- 二三 勞働組合法案に對する修正意見……………神戸商業會議所……………(十)
- 二四 勞働組合法、勞働爭議調停法制定に付ての建議書……………社團法人東京實業組合聯合會……………(十一)
- 二五 勞働立法特別審議機關設置に關する建議……………東京商業會議所……………(十一)
- 二六 勞働法案に關する建議書……………九州鐵道軌道同業者……………(十一)
- 二七 勞働組合法案に對する陳情書……………大阪實業組合聯合會……………(十一)
- 二八 勞働組合法案並勞働爭議調停法案に對する意見書……………社團法人日本船主協會……………(十一)

二九 労働組合法案並労働争議調停法案に関する建議……………海 事 研 究 會……………(三六)

三〇 労働組合法案に関する建議書……………社団法人大日本水産會……………(四二)

第四章 労働法案に對する労働團體の意見……………(四三)

一 労働法案に對する意見……………日本労働總同盟臨時全國大會……………(四三)

二 決 議……………全大阪労働者大會労働立法對策協議會……………(四四)

三 決 議……………京都全労働者大會……………(四五)

四 宣 告……………同……………(四六)

五 労働組合法案に對する聲明書……………中部労働立法對策委員會……………(四八)

六 労働法案に關する意見書……………日本製陶労働同盟……………(五三)

七 労働組合法案反對陳情書……………日本海員組合、海員協會……………(五五)

八 労働組合法案に對する聲明書……………第三回海軍労働聯盟會議……………(五八)

九 労働組合法案及労働争議調停法案の批評……………日本労働總同盟……………(五九)

一〇 労働組合法案の正體……………全日本労働組合會議惡法反對委員會……………(六一)

第五章 労働法案に對する學會研究會等意見……………(六五)

一 労働組合法案に對する建議書……………國際労働協會……………(六五)

二 同 上 決 議……………社會立法研究會……………(六七)

第六章 労働法案に對する新聞社説……………(七一)

一 労働立法の再調査……………時 事 新 報……………(七一)

二 労働組合法案……………中外商業新報……………(七三)

三 労働組合法案について……………大阪朝日新聞……………(七五)

四 内務省發表の労働組合法案……………新 愛 知……………(七八)

五 労働組合法案……………時 事 新 報……………(八一)

六 憲政會内閣の労働立法……………東京朝日新聞……………(八三)

七 官業労働者に労働組合……………東京日々新聞……………(八五)

八 注目すべき一宣傳……………東京朝日新聞……………(八七)

九 労働組合法と其の反對論……………やまご新聞……………(八九)

一〇 労働組合法案の審議遅々……………報 知 新 聞……………(九一)

一一 労働争議調停法案……………時 事 新 報……………(九三)

一二 労働争議調停法案の審議……………大阪朝日新聞……………(九五)

一三 組合法修正案……………都 新 聞……………(九八)

一四 労働立法に對する無理解……………東京朝日新聞……………(一〇〇)

一五 労働法制定の好時機……………報 知 新 聞……………(一〇一)

一六 工業倶楽部の組合法修正……………やまご新聞……………(一〇四)

一七 労働組合法案修正意見……………大阪朝日新聞……………(一〇九)

一八 資本家の労働立法觀……………東京日々新聞……………(一一〇)

一九	資本家側の労働立法観	大阪毎日新聞	(二三)
二〇	法律力の過信	大阪朝日新聞	(二六)
二一	労働争議調停法の修正意見	大阪毎日新聞	(二八)
二二	労働組合法と非労働者の加入	報知新聞	(三二)
二三	非労働者の組合加入	大阪朝日新聞	(三三)
二四	労働諸法案修正綱要	時事新報	(三五)
二五	妥當なる労働組合法	エコノミスト	(三七)
二六	労働組合と企業家	東洋經濟新報	(三三)

第七章 労働法案に對する個人の意見

一	労働組合法案に對する世評について	永井 享	(三七)
二	労働組合法案に對する所感	安部 磯雄	(四一)
三	團結權と團體交渉權	堀江 歸一	(四五)
四	労働組合法案批判	添田 敬一郎	(五一)
五	上	鈴木 文治	(五二)
六	上	桑田 熊藏	(五八)
七	上	上田 貞次郎	(五七)
八	上	三谷 一二	(五四)
九	上	今岡 純一郎	(五九)

一〇	同	上	内藤 久寛	(六一)
一一	同	上	井上 辰九郎	(六五)
一二	同	上	白 仁 武	(五〇)
一三	同	上	田中 榮八郎	(五三)
一四	同	上	岩原 謙三	(五五)
一五	同	上	神戶 舉一	(五八)
一六	同	上	山崎 龜吉	(六〇)

第八章 議會提出労働法案に對する批判

一	労働組合取締法案を評す	末弘 嚴太郎	(六三)
二	労働組合法案に對する批評	磯村 豊太	(六四)
三	同上	中川 末吉	(六四)
四	同上	藤原 銀次郎	(六七)
五	労働組合法案から抜取つた骨	不詳	(六九)

労働法案に關する資料

第一章 労働法案の沿革概要

□
世界大戦勃發以來の著しき社會不安に鑑み、政府は大正七年六月勅令第二百六十三號を以て、救濟事業調査會なる一諮問機關を内務省内に設置し、關係官廳の官吏の外社會問題に對し學識經驗ある人々を委員とし労働政策につきても調査答申せしむること、せり。

□
同調査會に於ては諮問事項の一なる「資本と労働との調和を圖る方法如何」に關し、労働組合法制定の要否、治安警察法第十七條存廢の當否の問題起り、回を重ね議を練ること半歳、大正八年三月二日漸く審議を了し左の決議を爲すに至れり。

- 一、労働組合は之を自然の發達に委するを可とする事、
- 一、治安警察法第十七條第一項第二號は之を削除すべき事、

同年春の第四十一議會には憲政會より治安警察法第十七條中「誘惑若は煽動」を削除するの法律案の提出あり、委員に付託討議を重ねたるも審議を了するに至らず。

同議會に於ては、一議員より政府の労働組合に對する方策に付質問あり、之に對し所管國務大臣は、労働組合は自然の發達に委する趣旨の答辯を與へられたり。

然るに、世界大戰以來の我國産業界の好況は本年に於て其の極に達し、且つ社會問題に對する思想界論界の高調及同年秋米國華府に開かれたる第一回國際労働會議の刺戟等に因り労働組合は茲に劃期的發達を爲せり。

□

加之、大正九年に入るや、その一月十日には「ヴェルサイユ」平和條約を批准公布せるあり、從來の如く労働組合を自然の發達に抛任することは考慮を要するものあるを認め、同年二月勅令第三十二號を以て臨時産業調査會を設置し、之を内閣直屬の諮問機關とし、産業に關する重要事項を調査審議せしむること、なれるを機とし、政府は先づ同調査會をして労働組合法案を起草答申せしむること、なしたり。

同調査會の開設せらるゝや、農商務省はその起草に係る労働組合法案を參考案として提出せり、所謂農商務省案なるもの即ち之れなり。同年五月には内務省よりその立案に係る労働組合法案を同調査會に提出せり、所謂内務省案なるもの即ち之れなり。

同年春の第四十二議會及同年夏の第四十三議會には、國民黨より治警第十七條削除の法律案の提出ありたるも、

審議を了するに至らず。

□

大正十年春の第四十四議會には、國民黨より労働組合法制定の建議案の提出あり、曰はく「産業の健全なる發達を謀らむ爲政府は速に労働組合法を制定」せむことを望む。

憲政會よりは労働組合法案の提出あり、これ議會に現はれたる労働組合法案の最初のものなり。

以上兩案は委員付託のまゝ、審議を了するに至らず。

尙、憲政會よりは第四十一議會提出と同様の、國民黨よりは前議會に提出と同様の治安警察法中改正法律案提出されたるも、審議の後否決されたり。

□

大正十一年春の第四十五議會には、憲政會より再び前議會提出と同様の労働組合法案の提出あり、國民黨よりも労働組合法案の提出あり、以上兩案共審議を了するに至らず。

同議會には憲政會及國民黨より、各前議會に提出せるもの同一の治安警察法中改正法律案提出されたるも、亦々否決せられたり。

同年十一月、勅令第四〇八號を以て、臨時産業調査會官制廢止せられ、同會に諮問中なりし労働組合法案に付て

は確定的成案を得るに至らずして了れり。

□

大正十二年春の第四十六議會には憲政會より前議會提出の同一の、革新俱樂部より國民黨が前議會に提出したるものご大體同様の労働組合法案の提出あり。

尙、憲政會より前議會提出の同一の、革新俱樂部が國民黨より前議會に提出せるものご同一の、治安警察法中改正法律案の提出あり。

以上の四案は委員付託のまゝ、審議を了せずして會期を經過せり。

同年十二月初旬に開かれたる第四十七議會は大震災關係の臨時議會なりしを以て、労働法案の提出なかりき。

□

大正十三年春の第四十八議會は、開會後間もなく解散せられたる爲、労働法案の提出を見ざりき。

同年夏の第四十九議會には革新俱樂部より社會政策に関する建議案の提出あり、労働組合法、労働爭議調停法等の制定を急務とし、之が急速なる實施を求むるに在り。この建議案も審議を了せざる中に會期を經過せり。

□

社會局は、創立以來労働法案の調査立案を急ぎつゝ、ありしが、大正十四年一月、労働爭議調停法案並治安警察法中改正法律案に付一應の成案を得たるを以て、之を參與の議に付するご同時に公表せり。本法案は引續き法制局に送られ同局に於て修正案を作成せるも、政府の都合に依り、同年春の第五十議會に提出するに至らず。

同年五月、政府は各省に索連する事項に關し、各省共同、慎重審議の上成案を得しむる爲、部内に行政調査會なる一機關を設置し、同年七月労働組合法案（社會局案）、労働爭議調停法案（法制局決定案）及治安警察法中改正法律案（法制局決定案）の三法案を同調査會に付議したり。而して一方、社會局は労働組合法案を參與會議に付議し、且之を公表せり。

行政調査會は、爾來回を重ね審議を盡し、十一月末漸く三法案に對する意見の決定を見たり。

□

労働法案に對する行政調査會の決定に基き、社會局は更に立案に着手し、先づ労働爭議調停法案並治安警察法中改正法律案の起草より、閣議の決定を経て大正十五年一月二十日第五十一議會に提出せられたり、次て労働組合法案も、二月九日同議會に提出せられたり。

労働爭議調停法案は、原案第十九條中少許の修正の上衆議院を通過し、貴族議院亦衆議院修正通り之を可決し、治安警察法中改正法律案は、原案通り兩院を通過し、前者は四月八日付法律第五十七號を以て、後者は同日付法律第五十八號を以て公布せられたり。

勞働組合法案は衆議院委員會に於て審議を了するに至らずして會期を經過せり。

第二章 勞働法案

一 憲政會治安警察法中改正法律案 (第四十一議會以來數次)

治安警察法中改正法律案

第十七條中「シ又ハ第二號ノ目的ヲ以テ他人ヲ誘惑若ハ煽動」ヲ削ル

二 國民黨治安警察法中改正法律案 (第四十二議會以來數次)

治安警察法中改正法律案

(前略)

第十七條 削除

三 農商務省勞働組合法案

勞働組合法

第一條 組合員ノ勞働條件ノ維持改善其ノ他業務上ノ利益ノ保護増進ヲ圖リ其ノ相互協助ヲ爲スヲ目的トシテ組合

ヲ組織セムトスルモノハ本法ノ規定ニ依ルヘシ

第二條 同種又ハ密接ノ關係アル職業ニ於ケル勞働者ハ勞働組合ヲ設立スルコトヲ得

第三條 勞働組合ハ法人トス

勞働組合ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 勞働組合ヲ設立セムトスルトキハ定款ヲ作り行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

勞働組合ノ區域ハ道府縣ヲ超ユルコトヲ得ス

但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五條 勞働組合ノ定款ハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルトキニ限り之ヲ變更スルコトヲ得

但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

定款ノ變更ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非サレハ其ノ效力ヲ生セス

第六條 勞働組合ニハ左ノ役員ヲ置ク

- 一 組合長 一名
- 一 副組合長 若干名
- 一 評議員 若干名

前項ノ役員ノ外定款ノ規定ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

第七條 役員ハ組合員中ヨリ之ヲ選任スヘシ

但シ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ非サル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第八條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合ノ事務ヲ統轄ス

副組合長ハ組合長ヲ輔ケ組合ノ事務ヲ分掌シ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應シ及業務ノ執行並財産ノ狀況ヲ監査ス

第九條 組合長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ少クトモ毎年一回通常總會ヲ召集スルコトヲ要ス

組合長ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得

組合員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項及其ノ召集ノ理由ヲ示シ臨時總會ノ召集ヲ請求シタルトキハ組合長ハ之ヲ召集スルコトヲ要ス

但シ此ノ定數ハ定款ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ組合長正當ノ事由ナクシテ一週間内ニ總會召集ノ手續ヲ爲ササルトキハ請求者ハ行政官廳ノ認可ヲ受ケ之ヲ召集スルコトヲ得

第十條 左ニ掲クル事項ハ總會ノ決議ヲ經ヘシ

- 一 經費ノ收支豫算
- 二 經費ノ分賦收入方法
- 三 豫算ヲ以テ定メタルモノヲ除クノ外新ニ義務ヲ負ヒ又ハ權利ヲ失フヘキ行爲
- 四 共濟其ノ他ノ基金ノ積立管理及處分

- 五 事業報告及收支決算ノ承認
 - 六 役員ノ選任又ハ解任
 - 七 雇傭條件ノ維持又ハ變更
 - 八 定款ノ變更
 - 九 聯合會ヲ設立シ又ハ之ニ加入シ若ハ之ヨリ脫退スルコト
 - 十 解散又ハ分合
- 前項ノ決議ヲ爲スヘキ總會ニ於テハ第九號及第十號ヲ除クノ外組合員ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス 但シ同一事項ニ付招集シタル第二回以後ノ總會ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 前項ノ會議、議事ハ出席者ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス
- 第一項第九號及第十號ノ決議ヲ爲スニハ組合員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス
- 第十一條 總會ニ於ケル各組合員ノ表決權ハ平等トス
- 定款ニ別段ノ定アル外總會ニ出席セサル組合員ハ書面ヲ以テ表決ヲ爲スコトヲ得 此ノ場合ニ於テハ其組合員ハ之ヲ出席者ト看做ス
- 第十二條 組合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ定款ヲ以テ總會ニ代ルヘキ總代會ヲ設クルコトヲ得
- 總會ニ關スル規定ハ總代會ニ之ヲ準用ス 但シ總代會ニ於テハ解散及分合ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス
- 第十三條 民法第五十一條及第八十四條第二號ノ規定ハ勞働組合ニ之ヲ準用ス

第十四條 行政官廳ハ勞働組合ニ對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ業務ノ執行又ハ財産ノ狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ及處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條 勞働組合ノ決議ニシテ法令ニ違背シタルトキハ行政官廳ハ其ノ取消又ハ組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第十六條 同一區域内ニ於ケル同種又ハ密接ノ關係アル職業ニ於ケル勞働組合ハ合併スルコトヲ得

合併ニ因リテ解散シタル組合ノ權利義務ハ合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合之ヲ承繼ス

第十七條 勞働組合ハ分割スルコトヲ得

勞働組合分割シタルトキハ其ノ定ムル所ニ從ヒ分割ニ回リテ成立シタル組合其權利義務ヲ承繼ス

第十八條 勞働組合解散シタルトキハ前二條ノ場合ヲ除クノ外清算ヲ爲スヘシ

民法第七十三條乃至第八十三條ノ規定ハ勞働組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第十九條 勞働組合ハ協同シテ其ノ目的ヲ達スル爲メ勞働組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

勞働組合聯合會ヲ設立セムトスルトキハ定款ヲ作り主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十條 勞働組合ニ關スル規定ハ第十一條第一項ヲ除クノ外勞働組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第二十一條 勞働組合ノ役員ノ行爲ニシテ法令若ハ定款ニ違背シ又ハ公益ヲ害シタルトキハ三百圓以下ノ罰金ニ處

ス

前項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ其ノ役員ノ解職ヲ命スルコトヲ得

第二十二條 勞働組合ノ役員其ノ他事務ニ從事スル者正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ職務ノ執行ヲ拒ミ之ヲ妨ケ若

ハ之ヲ忌避シタルトキ又ハ職務ノ執行ノ爲ニスル訊問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 勞働組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

前項ニ掲クル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者亦同シ

第一項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ没收ス若シ其全部又ハ一部ヲ没收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第二十四條 第一條ノ規定ニ違反シテ組合ヲ組織シ又ハ之ニ加入シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條 本法ノ規定ハ使用者ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ大正 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

四 内務省勞働組合法案

勞働組合法

第一條 本法ニ於テ勞働組合ト稱スルハ勞働條件ノ維持改善、組合員ノ共濟修養其ノ他共同ノ利益ヲ保護増進スルヲ目的トスル勞働者十五人以上ノ團體又ハ其ノ聯合ヲ謂フ

第二條 勞働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ二週間内ニ組合規約ヲ添へ主タル事務所ノ所在地ノ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス組合規約ニ變更アリタルトキ亦同シ

第三條 勞働組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 名 稱

二 目 的

三 主タル事務所

四 組 織

五 組合員ノ資格ニ關スル規定

六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

七 組合ノ總會其ノ他ノ會議ニ關スル規定

八 組合ノ代表者其ノ他ノ役員ニ關スル規定

九 組合費、加入金及會計ニ關スル規定

十 組合財産ノ管理ニ關スル規定

十一 組合ノ目的タル事業ニ關スル規定

十二 組合規約ノ變更ニ關スル規定

第四條 勞働組合ハ主タル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スコトヲ得

前項ノ登記ヲ爲シタル労働組合ハ之ヲ法人トス

第五條 労働組合ノ登記スヘキ事項左ノ如シ

一 第三條第一號及第三號ニ掲ケタル事項

二 設立ノ年月日

三 理事ノ住所、氏名

前項ニ掲ケタル事項中ニ變更アリタルトキハ一週間内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ其ノ變更ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第六條 民法第四十四條第一項、第四十五條第二項、第四十八條、第五十條、第五十二條乃至第六十六條、第六十八條乃至第七十條、第七十二條乃至第八十四條ノ規定ハ法人タル労働組合ニ之ヲ準用ス但シ總會ニ付テハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合員中ヨリ選舉シタル代議機關ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ總會ニ關スル規定ハ之ヲ代議機關ニ準用ス

第七條 法人タル労働組合ノ合併ニ付テハ民法第六十九條ノ規定ヲ準用ス
労働組合カ合併ヲ爲シタルトキハ二週間内ニ合併後存続スル組合ニ付テハ變更ノ登記ヲ爲シ合併ニ因リテ消滅シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲シ合併ニ因リテ設立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス労働組合カ合併ヲ爲シタルトキハ合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第八條 労働組合ニハ所得税及登記料ヲ賦課セス

第九條 雇傭者又ハ其ノ使用人ハ労働者カ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ又ハ組合ニ加入セス若ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件トナスコトヲ得ス

第十條 労働組合ノ組合員ハ労働條件ニ關シ組合又ハ組合員ト締結シタル契約ニ付損害賠償、違約金又ハ保證ノ責務ヲ負フコトナシ労働組合カ労働條件ニ關シ他ノ組合ト締結シタル契約ニ付亦同シ

第十一條 地方長官ハ労働組合ノ事業、財産及事務ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 労働組合ノ選舉又ハ決議ニシテ法令又ハ組合規約ニ違背スルトキハ主務大臣又ハ地方長官ハ其ノ取消ヲ命スルコトヲ得

第十三條 第二條ノ場合ニ於テ地方長官ハ組合規約カ法令ニ違背スト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十四條 前二條ノ地方長官ノ處分ニ對シ不服アルトキハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得 但シ訴願ノ提起ハ處分決定ノ日ヨリ二週間内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十五條 労働組合解散シタルトキハ他ニ特別ノ規定アル場合ノ外第二條ノ手續ニ依リ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス

第十六條 第二條及前條ノ届出若ハ第十一條ノ報告ヲ爲サス又ハ第十三條ノ命令ニ違背シタルトキハ組合ノ代表者其ノ他ノ役員ヲ五十圓以下ノ過料ニ處ス其ノ届出又ハ報告ヲ爲スモ實ヲ以テセサルトキ亦同シ

第十七條 第九條ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第十八條 刑法第九十七條及第九十八條ノ規定ハ勞働組合ノ役員ニ之ヲ準用ス

第十九條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十條 本法ハ大正 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條 本法施行前ニ設立シタル勞働組合ハ本法施行後一週間内ニ第二條ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス

第二十二條 勞働組合ノ登記ニ付テハ産業組合法附則ヲ準用ス

五 憲政會勞働組合法案 (第四十四・五・六帝國議會提出)

勞働組合法

第一條 同種若ハ類似ノ企業又ハ之ニ密接ノ關係ヲ有スル企業ニ從事スルコトヲ目的トスル勞働者ハ相集リテ本法ニ依リ勞働組合ヲ設立スルコトヲ得

前項ニ屬セサル勞働者ハ別ニ勞働組合ヲ設立スルコトヲ得

同種若ハ類似ノ企業又ハ之ニ密接ノ關係ヲ有スル企業ノ種類及前項ノ勞働組合ニ關シテハ主務大臣之ヲ定ム

第二條 勞働組合ハ組員相互ノ扶助其ノ地位及利益ノ擁護並上進ヲ以テ目的トス

勞働ノ條件又ハ報酬ニ關シ協同ノ行動ヲ爲シ又ハ之カ爲組合員ノ行爲ニ制限ヲ加フルハ前項目的ノ範圍内ノ行爲ト看做ス

第三條 勞働組合ヲ設立セムトスルトキハ設立ニ同意シタル者ノ創立總會ヲ開キ定款ヲ議定スヘシ

前項定款ノ議定ハ設立同意者ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第四條 定款ニハ別ニ定ムル所ニ依リ規定スルコトヲ要スルモノノ外左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス

一 目的

二 名稱

三 事務所

四 區域

五 組織及事務管理ノ方法

六 資産ニ關スル規定

七 組合員タル資格ニ關スル規定

八 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

九 會員、加入金、手數料又ハ授業料等ノ額及拂込方法

十 組合員相互扶助ノ事業ニ關スル規定

十一 組合員相互又ハ組合及組合員間ノ爭議裁定ノ方法ヲ定ムル場合ニハ之ニ關スル規定

十二 組合カ職業紹介及職工資格ノ證明ヲ爲ス場合ニハ之ニ關スル規定

十三 組合カ販賣組合、購買組合又ハ生産組合ノ事業ヲ爲ス場合ニハ之ニ關スル規定

十四 前各號ノ外組合ノ目的タル事業ノ遂行ニ關スル規定

十五 準備金ヲ置ク場合ハ其ノ額及積立方法

定款ハ總組合員ノ四分ノ三以上ノ同意アルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限リニ在ラス

定款及其ノ變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 労働組合ハ定款ノ認可ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク其ノ區域ヲ管轄スル地方廳ニ設立ノ届出ヲ爲スヘシ

届出ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

地方廳第一項ノ届出ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ公示スヘシ

前項ノ公示ハ法人ノ登記ト同一ノ效力ヲ有ス

第六條 労働組合ハ法人トス

第七條 労働組合ニハ所得稅及營業稅ヲ課セス

組合ノ爲ス行爲ニ付テハ登録稅ヲ課セス組合ト組合員トノ間ノ法律行爲ニ關シテハ印紙稅ヲ課セス

第八條 労働組合カ組合員相互扶助ノ目的ヲ以テ生命保險ノ事業ヲ營ム場合ニ於テハ保險業法ヲ適用セス

第九條 労働組合カ組合員相互扶助ノ目的ヲ以テ販賣組合、購買組合又ハ生産組合ノ事業ヲ營ム場合ニ於テハ産業

組合法ヲ適用セス

第十條 使用者ハ使用人ニ對シ其ノ労働組合員タルヲ理由トシ雇傭ヲ解クコトヲ得ス

第十一條 労働組合ハ少クトモ毎年一回組合員ノ通常總會又ハ總會ニ代ル機關ノ通常會ヲ開クコトヲ要ス

必要アリト認ムル場合ニハ何時ニテモ臨時總會又ハ總會ニ代ル機關ノ臨時會ヲ召集スルコトヲ得

第十二條 特別ノ事由ニ依リ總會ヲ開クコト困難ナル労働組合ニ在リテハ定款ヲ以テ總會ニ代ル機關ヲ設クルコト

ヲ得

前項機關ノ組織員ハ組合員中ヨリ之ヲ選舉スルコトヲ要ス

本法ニ定ムルモノノ外總會ニ代ル機關ニ關スル事項ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 總會ニ代ル機關ハ定款ノ議定其ノ變更解散及合併ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス

第十四條 組合員ハ總組合員五分ノ一以上ノ同意ヲ得テ總會ノ目的及其ノ召集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ

總會ノ召集ヲ理事ニ請求スルコトヲ得但シ此ノ定數ハ定款ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

前項ノ規定ハ總會ニ代ル機關ヲ設ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 組合員ハ總會又ハ之ニ代ル機關ノ召集手續若ハ其ノ決議ノ方法ニシテ法令又ハ定款ニ違反スト認ムルト

キハ決議ノ日ヨリ一箇月以内ニ其ノ決議ヲ取消ヲ監督官廳ニ請求ユルコトヲ得

第十六條 總會及之ニ代ル機關ハ理事之ヲ召集ス

第十七條 總會又ハ之ニ代ル機關ノ召集ハ少クトモ五日日前ニ其ノ會議ノ目的タル事項ヲ示シ定款ニ定メタル方法ニ

從テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十八條 労働組合ニ理事及監事ヲ置ク

理事及監事ハ總會又ハ之ニ代ル機關ニ於テ之ヲ選舉ス但シ組合設立當時ノ理事及監事ハ定款ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條 理事ノ任期ハ三年トシ監事ノ任期ハ一年トス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 理事及監事ハ何時ニテモ總會又ハ之ニ代ル機關ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得

第二十一條 理事及監事ノ選舉及解任ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ決議權ノ四分ノ三以上ヲ以テ之ヲ決ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ハ總會ニ代ル機關ヲ設ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 民法第五十三條乃至第五十五條、第五十七條、第五十九條、第六十三條乃至第六十六條ノ規定ハ勞働組合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 勞働組合ハ主務官廳之ヲ監督ス

主務官廳ハ何時ニテモ理事ヲシテ組合ノ事業及財産ニ關スル報告ヲ爲サシメ組合ノ事業及財産ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十四條 勞働組合ノ事業又ハ行爲カ法令又ハ定款ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アルトキハ主務官廳ハ總會又ハ之ニ代ル機關ノ決議ヲ取消シ理事監事ノ改選ヲ命シ組合事業ヲ停止シ又ハ組合ヲ解散スルコトヲ得

第二十五條 民法第六十八條乃至第八十四節ノ規定ハ勞働組合ニ之ヲ準用ス

第二十六條 勞働組合相互ノ氣脈ヲ通シ其ノ目的ヲ達成スル爲同種ノ勞働組合聯合會ヲ設立スルコトヲ得

勞働組合聯合會ヲ設立セムトスルトキハ各組合ノ聯合總會又ハ總會ニ代ル機關ノ聯合會ヲ開キ定款ヲ議定スヘシ

本法ノ規定ハ勞働組合聯合會ニ之ヲ準用ス

勞働組合聯合會ハ法人トス

附 則

本法ハ大正十二年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ニ成立シタル組合ニシテ本法ニ該當スルモノ本法施行後二箇月以内ニ第四條第三項ノ認可ヲ受ケムトスル場合ニハ第三條ノ手續ヲ經ルヲ要セス

六 國民黨勞働組合法案 (第四十五議會提出)

勞 働 組 合 法

第一條 本法ニ於テ勞働組合ト稱スルハ勞働條件ノ維持又ハ改善組合員相互ノ間ニ於ケル共同利益ノ保護増進並共濟扶助ノ目的ヲ以テ設立シタル勞働者十人以上ノ團體ヲ謂フ

第二條 勞働者ニ非サル者ト雖組合ノ總會ニ於テ組合員三分ノ二以上ノ同意アル時ハ組合員タルコトヲ得

第三條 勞働組合ハ法人トス

第四條 勞働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ二週間内ニ組合同規約ヲ主タル事務所所在地ノ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス組合同規約ニ變更アリタルトキモ亦同シ

第五條 勞働組合ノ組合同規約ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一名 稱
 - 二 目的
 - 三 主たる事務所
 - 四 組合員ノ資格ニ關スル規定
 - 五 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
 - 六 組合ノ總會其ノ他ニ關スル規定
 - 七 組合ノ代表者並其ノ他ノ役員ニ關スル規定
 - 八 組合費及加入金ノ徵集方法並會計ニ關スル規定
 - 九 組合ノ目的タル事業組合員共濟扶助ニ關スル規定
 - 十 組合規約ノ變更ニ關スル規定
- 第六條 労働組合ノ登記スヘキ事項左ノ如シ
- 一 第五條第一號乃至第三號
 - 二 設立年月日
 - 三 理事ノ住所氏名及生年月日
- 前項ノ事項中變更ヲ生シタルトキハ一週間内ニ變更ノ登記ヲナスコトヲ要ス登記ヲ爲シタル後ニ非サレハ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七條 労働組合ハ協同ノ目的ヲ達スル爲他ノ労働組合ト聯合シ聯合組合ヲ組織スルコトヲ得聯合組合ニ對シテハ本法ノ規定ヲ準用ス

第八條 民法第四十四條、第四十五條、第四十八條、第五十條、第五十二條乃至第七十條、第七十二條乃至第八十條ノ規定ハ之ヲ労働組合ニ準用ス但總會ニ付テハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合員中ヨリ選舉シタル代議機關ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得此場合ニ於テハ總會ニ關スル規定ハ之ヲ代議機關ニ準用ス

第九條 労働組合ニ對シテハ所得稅營業稅及登記料ヲ免除ス

第十條 労働組合ハ合併ヲ爲スコトヲ得此場合ハ民法第六十九條ノ規定ヲ準用ス

労働組合カ合併ヲ爲シタルトキハ二週間内ニ於テ合併後存続スル組合ハ變更ノ登記ヲナシ合併ニ因リテ消滅シタル組合ハ解散ノ登記ヲナシ合併ニ因リテ設立セラレタル組合ハ設立ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

合併後存続スル組合又ハ合併ニ因テ設立セラレタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第十一條 雇主ハ労働者カ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ又ハ組合ニ加入セス若ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件ト爲スコトヲ得ス

第十二條 労働組合又ハ其ノ組合員ハ労働條件ニ關シテ組合又ハ組合員ト締結シタル契約ニ付雇主ニ對シ損害賠償又ハ違約金若ハ保證ノ責務ヲ負ハサルモノトス

第十三條 労働組合ハ毎年一回組合ノ事業並財産ノ狀況ニ關シテ地方長官ニ報告ヲナシ併セテ之ヲ公告スヘシ

第十四條 労働組合ノ選舉又ハ會議ニシテ法令又ハ組合規約ニ違反スルトキハ主務大臣又ハ地方長官ハ其ノ取消ヲ

命スルコトヲ得

第十五條 第四條ノ場合ニ於テ地方長官ハ組合規約カ法令ニ違反スト認ムルトキハ其變更ヲ命スルコトヲ得

第十六條 前二條ノ地方長官ノ處分ニ對シ不服アルトキハ主務大臣ニ訴願シ其裁決ニ不服アルトキ及主務大臣ノ處

分ニ對シ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得但シ訴願ノ提起ハ處分決定ノ日ヨリ三十日内ニ之ヲ爲ス

コトヲ要ス

第十七條 労働組合解散シタルトキハ他ニ特別ノ規定アル場合ノ外第四條ノ手續ニ依リ地方長官ニ届出ツルコトヲ

要ス

第十八條 第四條及第十七條ノ届出若ハ第十三條ノ手續ヲ爲サス又ハ第十四條ノ命令ニ違反シタルトキハ組合ノ代

表者其ノ他ノ役員ヲ各五拾圓以下ノ過料ニ處ス其届又又ハ手續ヲナスモ實ヲ以テセサルトキ亦同シ

第十九條 第十一條ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十條 労働組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求シ若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處

ス賄賂ノ提供及交付又ハ約束ヲ爲シタル者亦同シ

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ没收ス若其ノ全部又ハ一部ヲ没收スルコト能ハサルトキハ其價格ヲ追徴

ス

第二十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ施行ス

本法施行前ニ設立シタル労働組合ハ本法施行後一週間内ニ第四條ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス

労働組合ノ登記ニ付テハ産業組合法附則ヲ準用ス

七 革新俱樂部労働組合法案 (第四十六議會提出)

労働組合法

第一條 本法ニ於テ労働組合ト稱スルハ労働條件ノ維持又ハ改善組合員相互ノ間ニ於ケル共同利益ノ保護増進並共
濟扶助ノ目的ヲ以テ設立シタル労働者十人以上ノ團體ヲ謂フ

第二條 労働者ニ非サル者ト雖組合總會ニ以テ組合員三分ノ二以上ノ同意アル時ハ組合員タルコトヲ得

第三條 労働組合ハ法人トス

第四條 労働組合ノ代表者ハ組合設立ノ日ヨリ二週間内ニ組合規約ヲ主タル事務所所在地ノ地方長官ニ届出ツルコ
トヲ要ス組合規約ニ變更アリタルトキモ亦同シ

第五條 労働組合ノ組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 名 稱

二 目 的

三 主タル事務所

- 四 組合員ノ資格ニ關スル規定
- 五 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定
- 六 組合ノ總會其ノ他ノ會議ニ關スル規定
- 七 組合ノ代表者並其ノ他ノ役員ニ關スル規定
- 八 組合費及加入金ノ徴收方法並會計ニ關スル規定
- 九 組合ノ目的タル事業並ニ組合員共済扶助ニ關スル規定
- 十 組合規約ノ變更ニ關スル規定
- 第六條 労働組合ハ創立ノ日ヨリ二週間内ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 第五條第一號乃至第三號

二 設立年月日

三 理事ノ住所氏名及生年月日

前項ノ事項中變更ヲ生シタルトキハ一週間内ニ變更ノ登記ヲナスコトヲ要ス登記ヲナスヘキ事項ニ就テハ登記ヲ爲シタル後ニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第七條 労働組合ハ協同ノ目的ヲ達スル爲他ノ労働組合ト聯合シ聯合組合ヲ組織スルコトヲ得聯合組合ニ對シテハ本法ノ規定ヲ準用ス

第八條 労働組合ノ組合總會ニ於テ議スヘキ事項ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合員中ヨリ選舉シタル代議機關ヲ

以テ之ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ總會ニ關スル規定ハ之ヲ代議機關ニ準用ス

第九條 労働組合ニ對シテハ所得稅營業稅及登録稅ヲ免除ス

第十條 労働組合ハ合併ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第六十九條ノ規定ヲ準用ス

労働組合カ合併ヲ爲シタルトキハ合併後存続スル組合ハ二週間内ニ於テ變更ノ登記ヲナシ又合併ニ因リテ消滅シタル組合ハ解散ノ登記ヲナシ合併ニ因リテ設立セラレタル組合ハ設立ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立セラレタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第十一條 雇主ハ労働者カ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇シ又ハ組合ニ加入セス若ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件ト爲スコトヲ得ス

第十二條 労働組合又ハ其ノ組合員ハ労働條件ニ關シテ組合又ハ組合員ト締結シタル契約ニ付雇主ニ對シ損害賠償又ハ違約金若ハ保證ノ責務ヲ負ハサルモノトス

第十三條 労働組合ハ毎年一回組合ノ事業並財産ノ狀況ニ關シテ地方長官ニ報告ヲナシ且ツ之ヲ公告スヘシ

第十四條 労働組合ノ選舉又ハ會議ニシテ法令又ハ組合規約ニ違反スルトキハ主務大臣又ハ地方長官ハ其ノ取消ヲ命スルコトヲ得

第十五條 第四條ノ場合ニ於テ地方長官ハ組合規約カ法令ニ違反スト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十六條 前二條ノ地方長官ノ處分ニ對シ不服アルトキハ主務大臣ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキ及主務大臣ノ處分ニ對シ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十七條 労働組合解散シタルトキハ他ニ特別ノ規定アル場合ノ外第四條ノ手續ニ依リ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス

第十八條 第四條及第十七條ノ届出若ハ第十三條ノ手續ヲナス又ハ第十四條ノ命令ニ違反シタルトキハ組合ノ代表者其ノ他ノ役員ヲ各五拾圓以下ノ過料ニ處ス其届出又ハ手續ヲナスモ實ヲ以テセサルトキ又同シ

第十九條 第十一條ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十條 労働組合ノ役員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ要求シ若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス賄賂ノ提供及交付又約束ヲ爲シタル者亦同シ

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ没收ス若其ノ全部又ハ一部ヲ没收スルコト能ハサルトキハ其ノ價格ヲ追徴ス

第二十一條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ニ設立シタル労働組合ハ本法施行後一週間内ニ第四條ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス又右條ニ關シテ前條ノ労働組合ノ登記ニ付テハ産業組合法附則ヲ準用ス

八 社會局労働爭議調停法案

労働爭議調停法

第一條 左ニ掲クル事業ニ於テ労働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得當事者ノ請求ナキ場合ト雖行政官廳ニ於テ必要アリト認めタルトキ亦同シ

一 蒸氣又ハ電氣其ノ他ノ動力ヲ使用スル鐵道、軌道又ハ船舶ニ依リ公衆ノ需要ニ應スル運輸事業

二 公衆ノ用ニ供スル郵便、電信又ハ電話ノ事業

三 公衆ノ需要ニ應スル水道、電氣又ハ瓦斯供給ノ事業

四 第一號又ハ第三號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテ其ノ休止カ第一號又ハ第三號ノ事業ノ進行ヲ著シク阻害スルモノ

五 其ノ他公衆ノ日常生活ニ直接關係アル事業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

第二條 調停委員會ヲ開設セムトスルトキハ行政官廳ハ當事者双方ニ之ヲ通知スヘシ

第三條 調停委員會ハ九人ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス委員ノ中六人ハ労働爭議ノ當事者ヲシテ各同數ヲ選定セシメ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ爭議ニ直接利害關係ヲ有セサル者ニ就キ選定セシメ行政官廳之ヲ囑託ス前項ノ規定ニ依リ囑託セラレタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四條 労働爭議ノ當事者第二條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ三日内ニ前條第一項ノ規定ニ依リ其ノ選定シタル委員ヲ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

當事者前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ササルトキハ行政官廳ハ當事者ニ代リ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シ

タルモノト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル手續終リタルトキハ行政官廳ハ直ニ前條第一項ノ規定ニ依リ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定スヘキ委員ノ選定ヲ要求スヘシ此ノ場合ニ於テハ當事者ノ選定シタル委員四日内ニ之ヲ選定シ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル届出ナキトキハ行政官廳ハ當事者ノ選定シタル委員ニ代リ前項ノ規定ニ依リ選定スヘキ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定シタルモノト看做ス

第五條 委員中缺員ヲ生シタルトキハ前二條ノ手續ニ準シ之ヲ補充ス

第六條 委員定マリタルトキハ行政官廳ハ直ニ調停委員會ヲ招集シ之ヲ開會スヘシ

第七條 調停委員會ニ議長及其ノ代理者ヲ置ク議長及其ノ代理者ハ當事者ノ選定ニ係ル委員ニ於テ選定シタル委員ノ互選ニ依リ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツ多數ヲ得タル者ナキトキハ抽籤ニ依ル

第八條 調停委員會ハ労働爭議ノ解決ニ必要ナル調査審理ヲ爲シ其ノ調停ヲ爲スモノトス

第九條 調停委員會ハ開會ノ日ヨリ十五日内ニ調停手續ヲ結了スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ當事者ノ選定シタル委員全員ノ同意アリタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第十條 調停委員會ハ議長又ハ其ノ代理者及各當事者ノ選定シタル委員各二名以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十一條 調停委員會ノ議事ハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ

決スル所ニ依ル

第十二條 調停委員會ノ議事ハ之ヲ公開セス

行政官廳必要アリト認メタルトキハ當該官吏ヲシテ會議ニ臨席セシムルコトヲ得

第十三條 調停委員會必要アリト認メタルトキハ當事者又ハ其ノ代表者其ノ他利害關係人又ハ參考人ニ對シ出席説明ヲ求メ又ハ參考書類ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第十四條 調停委員會必要アリト認メタルトキハ委員ヲシテ作業所其ノ他爭議ノ關係場所ニ立入り作業若ハ設備ヲ

視察シ又ハ關係者ニ質問セシムルコトヲ得

第十五條 委員又ハ委員タリシ者ハ故ナク前二條ノ場合ニ知得タル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ス

第十六條 調停手續結了シタルトキ又ハ第九條ニ規定スル期間ヲ經過シタルトキハ調停委員會ハ其ノ顛末ヲ行政官

廳ニ報告スルコトヲ要ス

第十七條 行政官廳ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ要旨ヲ公表スヘシ但シ労働爭議解決シタル場合ニ於テ當事者一方ノ選定シタル委員全員カ豫メ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限りニ在ラス

第十八條 委員及第十三條ニ規定スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第十九條 労働爭議ニ關シ第二條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第三者ハ調停手續結了スル迄左ニ掲クル目的ヲ以テ當事者ヲ誘惑又ハ煽動スルコトヲ得ス但シ第九條ニ規定スル期間ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 使用者ヲシテ労働爭議ニ關シ作業所ヲ閉鎖シ、作業ヲ中止シ、雇傭契約ヲ破毀シ又ハ其ノ勞務繼續ノ申込ヲ

拒絶セシムルコト

二 勞働者ノ集團ヲシテ勞働爭議ニ關シ勞務ヲ中止シ、雇傭契約ヲ破毀シ又ハ雇傭繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

三 勞働者ノ集團ヲシテ勞働爭議ニ關シ勞務ヲ低減シ、作業ノ進行ヲ阻害シ又ハ生産品ノ品質ヲ低下セシムルコト

第二十條 第一條ニ掲クル以外ノ事業ニ於ケル勞働爭議ニ付當事者双方ノ請求アルトキハ行政官廳ハ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第十九條及第二十三條ノ規定ヲ除クノ外本法ヲ適用ス

第二十一條 正當ノ理由ナクシテ第十三條ニ規定スル出席説明又ハ提示ヲ爲ササル者ハ五拾圓以下ノ過料ニ處ス
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條ノ場合ニ於テ虚偽ノ説明ヲ爲シタル者

二 正當ノ理由ナクシテ第十四條ノ規定ニ依ル立入、視察ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

三 第十五條ノ規定ニ違反シタル者

第二十三條 第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ三箇月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十四條 本法ハ國又ハ公共團體ノ事業ニ於ケル勞働爭議ニモ亦之ヲ適用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

九 社會局治安警察法中改正法律案

治安警察法中左ノ通改正ス

治安警察法中第十七條及第三十條ハ之ヲ削除ス

一〇 法制局決定勞働爭議調停法案

勞働爭議調停法

第一條 左ニ掲クル事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得當事者ノ請求ナキ場合ト雖行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同シ

一 蒸氣、電氣其ノ他ノ動力ヲ使用スル鐵道、軌道又ハ船舶ニ依リ公衆ノ需要ニ應スル運輸事業

二 公衆ノ用ニ供スル郵便、電信又ハ電話ノ事業

三 公衆ノ需要ニ應スル水道、電氣又ハ瓦斯供給ノ事業

四 第一號又ハ第三號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテ其ノ休止カ第一號又ハ第三號ノ事業ノ進行ヲ著シク阻

害スルモノ

五 其ノ他公衆ノ日常生活ニ直接關係アル事業ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

前項ニ掲クル以外ノ事業ニ於テ労働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者双方ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得

第二條 調停委員會ヲ開設セムトスルトキハ行政官廳ハ當事者双方ニ之ヲ通知スヘシ

第三條 調停委員會ハ九人ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス委員ノ中六人ハ労働爭議ノ當事者ヲシテ各同數ヲ選定セシメ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ爭議ニ直接利害關係ヲ有セサル者ニ就キ選定セシメ行政官廳之ヲ囑託ス前項ノ規定ニ依リ囑託セラレタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四條 労働爭議ノ當事者第二條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ二日內ニ前條第一項ノ規定ニ依リ其ノ選定シタル委員ヲ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

當事者前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ササルトキハ行政官廳ハ當事者ニ代リ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル手續終リタルトキハ行政官廳ハ直ニ前條第一項ノ規定ニ依リ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定スヘキ委員ノ選定ヲ要求スヘシ此ノ場合ニ於テハ當事者ノ選定シタル委員四日內ニ之ヲ選定シ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル届出ナキトキハ行政官廳ハ當事者ノ選定シタル委員ニ代リ前項ノ規定ニ依リ選定スヘキ委員ヲ

選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定シタルモノト看做ス

第五條 委員中缺員ヲ生シタルトキハ前二條ノ手續ニ準シ之ヲ補充ス

第六條 委員定リタルトキハ行政官廳ハ直ニ調停委員會ヲ招集シ之ヲ開會スヘシ

第七條 調停委員會ニ議長及其ノ代理者ヲ置ク議長及其ノ代理者ハ當事者ノ選定ニ係ル委員ニ於テ選定シタル委員ノ五選ニ依リ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツ多數ヲ得タル者ナキトキハ抽籤ニ依ル

第八條 調停委員會ハ労働爭議ノ解決ニ必要ナル調査審理ヲ爲シ其ノ調停ヲ爲スモノトス

第九條 調停委員會ハ開會ノ日ヨリ十五日內ニ調停手續ヲ結了スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ當事者ノ選定シタル委員全員ノ同意アリタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第十條 調停委員會ハ議長又ハ其ノ代理者及各當事者ノ選定シタル委員各二名以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十一條 調停委員會ノ議事ハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二條 調停委員會ノ議事ハ之ヲ公開セス

行政官廳ハ調停委員會ノ承認ヲ得テ當該官吏ヲシテ會議ニ臨席セシムルコトヲ得

第十三條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ當事者又ハ其ノ代表者其ノ他利害關係人又ハ參考人ニ對シ出席説明ヲ求メ又ハ説明書類ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第十四條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ委員ヲシテ作業所其ノ他爭議ノ關係場所ニ立入り作業若ハ設備ヲ視察シ又ハ關係者ニ質問セシムルコトヲ得但シ軍事上秘密ヲ要スル場所ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 委員又ハ委員タリシ者ハ故ナク前二條ノ場合ニ知得タル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ス

第十六條 第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ノ場合ニ於テハ調停委員會ハ其ノ顛末ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ労働爭議解決スルニ至ラザリシトキハ調停委員會ハ其ノ報告ニ委員會ノ決議セル爭議調停案及之ニ關スル少數意見ヲ表示スルヲ要ス

第十七條 行政官廳ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ要旨ヲ公表スヘシ但シ労働爭議解決シタル場合ニ於テ當事者一方ノ選定シタル委員全員カ豫メ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 委員及第十三條ニ規定スルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第十九條 第一條第一項ニ掲クル事業ニ於ケル労働爭議ニ關シ第二條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ其ノ爭議ニ關係アル使用者及労働者並其ノ屬スル使用者團體及労働者團體ノ役員其ノ他ノ執務者以外ノ者ハ第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ニ至ル迄左ニ掲クル目的ヲ以テ其ノ爭議ニ關係アル使用者又ハ労働者ヲ勧誘スルコトヲ得ス

一 使用者ヲシテ労働爭議ニ關シ作業所ヲ閉鎖シ、作業ヲ中止シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ勞務繼續ノ申込ヲ拒絕セシムルコト

二 労働者ノ集團ヲシテ労働爭議ニ關シ勞務ヲ中止シ、作業ノ進行ヲ阻害シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ雇傭繼續ノ

申込ヲ拒絕セシムルコト

第二十條 故ナク第十三條ニ規定スル出席説明又ハ説明書類ノ提示ヲ爲ササル者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條ノ場合ニ於テ虚偽ノ説明ヲ爲シタル者

二 故ナク第十四條ノ規定ニ依ル立入視察ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

三 第十五條ノ規定ニ違反シタル者

四 第十九條ノ規定ニ違反シタル者

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一 法制局決定治安警察法中改正法律案

治安警察法中左ノ通改正ス

第十七條 削除

第三十條 削除

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一一 社會局勞働組合法案

勞働組合法

第一條 本法ニ於テ勞働組合ト稱スルハ勞働條件ノ維持改善ヲ目的トスル勞働者十人以上ノ團體又ハ其ノ聯合ヲ謂フ

勞働組合ハ前項ニ掲ケルモノノ外組合員ノ共濟、修養其ノ他共同利益ノ保護増進ヲ目的ト爲スコトヲ得

第二條 勞働組合ノ代表者又ハ設立者ハ組合設立ノ日ヨリ三週間内ニ組合規約ヲ添ヘ主タル事務所所在地ノ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス組合規約ニ變更アリタルトキ亦同シ

聯合團體タル勞働組合ニ在リテハ前項ノ外之ヲ組織スル團體ノ名稱ヲ届出ツルコトヲ要ス其ノ異動アリタルトキ亦同シ

第三條 勞働組合ノ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 名 稱

二 目 的

三 主タル事務所

四 法人タル組合ニ在リテハ法人タルコト

五 組合員ノ資格ニ關スル規定

六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

七 會議ニ關スル規定

八 代表者其ノ他役員ニ關スル規定

九 組合費其ノ他會計ニ關スル規定

十 組合規約ノ變更ニ關スル規定

第四條 勞働組合ハ其ノ規約中ニ法人タルコトヲ定ムルニ因リ之ヲ法人ト爲スコトヲ得

第五條 勞働組合前條ノ規定ニ依リ法人トナリタルトキハ二週間内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス登記前ニ在リテハ法人タルコトヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

一 第三條第一號乃至第三號ニ掲ケタル事項

二 法人トナリタル年月日

三 理事ノ氏名、住所

前項ニ掲ケタル事項ニ變更アリタルトキハ一週間内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス登記前ニ在リテハ其ノ變更ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第六條 民法第四十八條、第五十條、第五十二條乃至第五十五條、第五十七條及第六十八條ノ規定ハ法人タル勞働

組合ニ之ヲ準用ス

第七條 法人タル労働組合合併ヲ爲シタルトキハ合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ因リテ解散シタル組合ノ権利義務ヲ承継ス

第八條 法人タル労働組合分割シタルトキハ其ノ定ムル所ニ從ヒ分割ニ因リテ成立シタル組合其ノ権利義務ヲ承継ス

第九條 法人タル労働組合解散シタルトキハ前二條ノ場合ヲ除クノ外清算ヲ爲スコトヲ要ス民法第七十二條乃至第八十三條ノ規定ハ法人タル労働組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第十條 労働組合ニハ所得税、營業税及登録税ヲ賦課セス

第十一條 雇傭者又ハ其ノ代理人ハ労働者カ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ之ヲ解雇スルコトヲ得ス

雇傭者又ハ其ノ代理人ハ労働者カ組合ニ加入セサルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭条件ト爲スコトヲ得ス
第十二條 労働組合カ雇傭条件ニ關シ雇傭者又ハ雇傭者團體ト契約(労働協約)ヲ爲シタル場合ニ於テ協約ノ條項ニ違反スル雇傭者及組合員間ノ雇傭契約ハ其ノ違反スル部分ニ限り無効トス無効ナル部分ハ協約ノ條項ヲ以テ之ニ代フ

第十三條 地方長官ハ労働組合ニ對シ其ノ業務、財産及組合員ノ數ニ關シ報告ヲ求ムルコトヲ得

第十四條 労働組合ハ組合設立ノ日ヨリ一箇月内ニ組合員名簿ヲ作成シ主タル事務所ニ之ヲ備付クルコトヲ要ス

第十五條 労働組合ノ決議法令ニ違反スルトキハ地方長官之ヲ取消スコトヲ得

第十六條 労働組合ノ規約法令ニ違反スルトキハ地方長官其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十七條 前二條ノ處分ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十八條 労働組合解散シタルトキハ其ノ代表者ハ一週間内ニ之ヲ地方長官ニ届出ツルコトヲ要ス

第十九條 第二條、第十八條若ハ第二十四條ノ届出ヲ爲ササル者又ハ第十三條ノ報告ヲ爲サス第十四條若ハ第二十五條ノ規定ニ違反シ若ハ第十六條ノ命令ニ違反スル組合ノ代表者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス其ノ届出又ハ報告ヲ爲スモ實ヲ以テセサル者亦同シ

第二十條 法人タル労働組合ノ理事又ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第五條、民法第四十八條及第七十七條ニ定メタル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

二 民法第八十二條ノ場合ニ於テ裁判所ノ検査ヲ妨ケタルトキ

三 民法第八十一條ノ規定ニ反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

四 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

第二十一條 第十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十二條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ本法ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第二十三條 本法ハ大正 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條 本法施行ノ際現ニ存スル勞働組合ハ本法施行ノ日ヨリ一箇月内ニ第二條ノ手續ニ準シ届出ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條 本法施行ノ際現ニ存スル勞働組合ハ本法施行ノ日ヨリ二箇月内ニ組合員名簿ヲ作成シ主タル事務所ニ之ヲ備付クルコトヲ要ス

第二十六條 勞働組合ノ登記ニ付テハ非訟事件手續法第一百七條、第一百九條乃至第二百二十二條及第二百五條ノ規定ヲ準用ス

一三 勞働組合法案ニ關スル行政調査會決議書

勞働組合法ノ制定ニ付テハ左ノ要綱ニ遵フヲ相當ト認ム

勞働組合法要綱

組合員ノ範圍

- 一、小作人ノ組合ハ本法ノ範圍外トスルコト
- 二、官吏ハ本法ノ勞働者ト認メサルコト
- 三、軍人軍屬ハ組合ニ加入スルコトヲ認メサルコト尤モ一時的勤務ノ爲ノ召集ニ應シタル軍人ニ付テハ別ニ考フルコト
- 四、次項五ニ依リ組合員ト爲リ得ヘキ資格ヲ有スル者以外ノ者ヲ組合員ニ加入セシムルニ付テハ左ノ方針ニ依ル

コト

- (イ) 組合ノ役員ト爲シ從テ組合員ト爲ルコトニ付テハ制限セス
- (ロ) 過去一定年數内ニ同種勞働ニ従事シタル者ニ付テハ制限セス
- (ハ) 其ノ他ノ者ヲ組合ニ加入セシムルニ付テハ相當嚴重ナル一定ノ制限(例ヘハ總會ニ於ケル多數決)等ヲ

附ス

組合ノ組織

- 五、組合ハ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ニ従事スル勞働者ヲ以テ組織スルモノト爲スコト
- 勞働組合ノ事實上ノ聯合ハ異種ノ勞働組合ニ付テモ之ヲ認ムルモ之ニ付法律中ニ別段ノ規定ヲ設ケサルコト
- 六、組合ハ總テ法人ト爲スコト尤モ其ノ登記事項ハ出來得ル限り簡單ト爲スコト

組合ノ目的

- 七、組合ノ目的中ニハ營利事業ヲ包含セサル趣旨トスルコト

組合ノ設置

- 八、組合ノ設立ニ關シテハ組合ノ管理監督等ニ關シ相當ノ規定ヲ設ケテ届出主義ニ依ルモノトシ認可主義ハ之ヲ用ヒサルコト

組合ノ保護

- 九、組合加入者保護(社會局案第十一條ニ規定スル如キ)ニ付テハ左ノ如キ趣旨ノ規定ヲ設ケルコト

雇傭者又ハ其ノ代理人カ勞働者ニ對シ其ノ勞働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ爲シタル解雇ノ意思表示ハ之ヲ無効トス

雇傭者又ハ其ノ代理人カ勞働者ニ對シ其ノ勞働組合ニ加入セサルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件ト爲シタル契約亦前項ニ同シ

尙右規定ノ違反ニ對スル罰則(社會局案第廿一條ニ規定スル如キ)ハ之ヲ設ケサルコト

十、勞働協約ニ關スル規定(社會局案第十二條ニ規定スル如キ)ヲ置クコトノ趣旨ハ之ヲ是認スルモ其ノ規定ノ内容ニ付テハ尙攻究

ヲ重ネテ別ニ立法スルコト

十一、組合ノ法人トシテノ登記ニハ登録稅ヲ賦課セサルノ規定ヲ設ケルコト尙所得稅及營業稅ニ關シテハ特別ノ規定ヲ置カサルコト

組合ノ管理

十二、組合員ノ脱退ニ關シ不當ナル條件ヲ附スルコトヲ禁スル規定ヲ設ケルコト

十三、組合ノ會議ニ關スル規定ヲ設ケ重要ナル事項ハ會議ニ付議スルヲ要スル旨ヲ定ムルコト

十四、組合ノ目的ヲ達成スル手段ニシテ常例ニ非サルモノノ爲ニ組合カ基金ヲ設ケ又ハ基金ヲ支出セムトスルトキハ總會又ハ之ニ代ルヘキモノノ同意ヲ經ルヲ要スルモノト爲スコト

組合ノ監督

十五、勞働組合ノ決議又ハ勞働組合ノ規約カ法令ニ違反スル場合ノミナラス(社會局案第十五條及第十六條)公益ヲ害スル場合ニ處

スル規定ヲ加ヘ尙組合取締上必要アル場合ニハ組合ノ解散ヲ命スル趣旨ノ規定ヲ設ケルコト

經過規定

十六、組合法制定ノ際現存ノ勞働組合ニシテ組合員ノ範圍、組合ノ組織等ノ要件カ前述ノ要件ニ合セサルモノニ付テハ適當ノ經過規定ヲ設ケ成ルヘク其ノ存置ヲ認ムルコト

一四 勞働爭議調停法案ニ關スル行政調査會決議書

勞働爭議調停法案ハ左記ノ變更又ハ條件ノ下ニ大體ニ於テ原案ヲ採用スルヲ相當ト認ム

一、第一條第一項中ニ陸海軍ノ直營ニ關スル事業ヲ加フヘキ旨ノ意見アルモ事項ノ性質上本法案ト別途ニ於テ之ヲ攻究スルヲ相當トスルコト

二、第一條第一項第四號中「第一號又ハ第三號」ヲ「第一號乃至第三號」トスルコト

三、第一條第一項第五號ノ「命令」ハ之ヲ「勅令」ニ改ムルコト

四、第十九條ニ付テハ調停手續進行中ハ公益事業ニ付テハ當該爭議ニ關係アル使用者及勞働者以外ノ者カ同盟罷業及作業所閉鎖ノ勸誘ヲ爲スヲ禁止スルコト

五、第二十一條ニ於テ第十九條ノ規定ニ違反スル罰トシテ罰金ノ外自由刑ヲモ科シ得ルモノトスルコト

一五 治安警察法中改正法律案ニ關スル行政調査會決議書

治安警察法中改正法律案ハ原案ヲ相當ナリト認ム尤モ現行治安警察法第十七條ニ規定スルモノノ中暴行脅迫又ハ公然誹毀ニ關スル處罰ニ付テハ別ニ之ニ代ルヘキ適當ノ一般の立法ヲ爲スコトヲ攻究スルモノトス

一六 第五十一議會政府提出勞働爭議調停法案

勞働爭議調停法

第一條 左ニ掲クル事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得當事者ノ請求ナキ場合ト雖行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同シ

一 蒸氣、電氣其ノ他ノ動力ヲ使用スル鐵道、軌道又ハ船舶ニ依リ公衆ノ需要ニ應スル運輸事業

二 公衆ノ用ニ供スル郵便、電信又ハ電話ノ事業

三 公衆ノ需要ニ應スル水道、電氣又ハ瓦斯供給ノ事業

四 第一號乃至第三號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテ其ノ休止カ第一號乃至第三號ノ事業ノ進行ヲ著シク阻害スルモノ

五 其ノ他公衆ノ日常生活ニ直接關係アル事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

六 陸軍又ハ海軍ノ直營ニ係ル兵器艦船ノ製造修理ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

前項ニ掲クル以外ノ事業ニ於テ勞働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者双方ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得

第二條 調停委員會ヲ開設セムトスルトキハ行政官廳ハ當事者双方ニ之ヲ通知スヘシ

第三條 調停委員會ハ九人ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス委員ノ中六人ハ勞働爭議ノ當事者ヲシテ各同數ヲ選定セシメ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ爭議ニ直接利害關係ヲ有セサル者ニ就キ選定セシメ行政官廳之ヲ囑託ス前項ノ規定ニ依リ囑託セラレタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四條 勞働爭議ノ當事者第二條ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタルトキハ三日内ニ前條第一項ノ規定ニ依リ其ノ選定シタル委員ヲ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

當事者前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲ササトキハ行政官廳ハ當事者ニ代リ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル手續終リタルトキハ行政官廳ハ直ニ前條第一項ノ規定ニ依リ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定スヘキ委員ノ選定ヲ要求スヘシ此ノ場合ニ於テハ當事者ノ選定シタル委員ハ四日内ニ之ヲ選定シ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ届出ナキトキハ行政官廳ハ當事者ノ選定シタル委員ニ代リ前項ノ規定ニ依リ選定スヘキ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定シタルモノト看做ス

第五條 委員中缺員ヲ生シタルトキハ前二條ノ手續ニ準シ之ヲ補充ス

第六條 委員定リタルトキハ行政官廳ハ直ニ調停委員會ヲ召集シ之ヲ開會スヘシ

第七條 調停委員會ニ議長及其ノ代理者ヲ置ク議長及其ノ代理者ハ當事者ノ選定ニ係ル委員ニ於テ選定シタル委員

ノ互選ニ依リ投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツ多数ヲ得タル者ナキトキハ抽籤ニ依ル

第八條 調停委員會ハ労働爭議ノ解決ニ必要ナル調査審理ヲ爲シ其ノ調停ヲ爲スモノトス

第九條 調停委員會ハ開會ノ日ヨリ十五日内ニ調停手續ヲ結了スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ當事者ノ選定シタル委員全員ノ同意アリタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第十條 調停委員會ハ議長又ハ其ノ代理者及各當事者ノ選定シタル委員各二名以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十一條 調停委員會ノ議事ハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二條 調停委員會ノ議事ハ之ヲ公開セス行政官廳ハ調停委員會ノ承認ヲ得テ當該官吏ヲシテ會議ニ臨席セシムルコトヲ得

第十三條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ當事者又ハ其ノ代表者其ノ他利害關係人又ハ參考人ニ對シ出席説明ヲ求メ又ハ説明書類ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第十四條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ委員ヲシテ作業所其ノ他爭議ノ關係場所ニ立入り、作業若ハ設備ヲ視察シ又ハ關係者ニ質問セシムルコトヲ得但シ軍事上秘密ヲ要スル場所ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 委員又ハ委員タリシ者ハ故ナク前二條ノ場合ニ知得タル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ス

第十六條 第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ノ場合ニ於テハ調停委員會ハ其ノ顛末ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス

ス

前項ノ場合ニ於テ労働爭議解決スルニ至ラザリシトキハ調停委員會ハ其ノ報告ニ委員會ノ決議セル爭議調停案及之ニ關スル少數意見ヲ表示スルコトヲ要ス

第十七條 行政官廳ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ要旨ヲ公表スヘシ但シ労働爭議解決シタル場合ニ於テ當事者一方ノ選定シタル委員全員カ豫メ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 委員及第十三條ニ規定スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第十九條 第一條第一項ニ掲クル事業ニ於ケル労働爭議ニ關シ第二條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ現ニ其ノ爭議ニ關係ナキ者ハ第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ニ至ル迄左ニ掲クル目的ヲ以テ當事者ヲ勧誘スルコトヲ得ス

一 使用者ヲシテ労働爭議ニ關シ作業所ヲ閉鎖シ、作業ヲ中止シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ勞務繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

二 労働者ノ集團ヲシテ労働爭議ニ關シ勞務ヲ中止シ、作業ノ進行ヲ阻害シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ雇傭繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

第二十條 故ナク第十三條ニ規定スル出席説明又ハ説明書類ノ提示ヲ爲ササル者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條ノ場合ニ於テ虚偽ノ説明ヲ爲シタル者

二 故ナク第十四條ノ規定ニ依ル立入、視察ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

三 第十五條ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條 第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一七 第五十一議會政府提出治安警察法中改正法律案

治安警察法中左ノ通改正ス

第十七條 削除

第三十條 削除

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一八 第五十一議會政府提出勞働組合法案

勞 働 組 合 法

第一條 同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者ハ本法ニ依リ勞働組合ヲ設立スルコトヲ得

第二條 勞働組合ハ勞働條件ノ維持又ハ改善ヲ以テ目的トス

勞働組合ハ前項ノ外組合員ノ共濟、修養其ノ他共同利益ノ保護増進ヲ目的ト爲スコトヲ得

第三條 勞働組合ハ法人トス

第四條 勞働組合ヲ設立セムトスル者ハ組合規約、理事ノ氏名及住所並主タル事務所所在ノ場所ヲ具シ之ヲ行政官

廳ニ届出ツヘシ

勞働組合ハ前項ノ届出アリタル時ニ設立セラレタルモノトス

第五條 組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 名 稱

二 目 的

三 主タル事務所ノ所在地

四 組合員ノ資格ニ關スル規定

五 會議ニ關スル規定

六 理事其ノ他ノ役員ニ關スル規定

七 組合費其ノ他會計ニ關スル規定

第六條 組合規約、理事ノ氏名若ハ住所又ハ主タル事務所所在ノ場所ニ變更ヲ生シタルトキハ三週間内ニ之ヲ行政

官廳ニ届出ツヘシ

第七條 第四條ノ届出アリタルトキハ行政官廳ハ直ニ左ノ事項ノ登記ヲ登記所ニ囑託スヘシ登記事項ノ變更ノ届出アリタルトキ其ノ事項ニ付亦同シ

一名 稱

二目的

三主タル事務所所在ノ場所

四組合設立ノ年月日

五理事ノ氏名及住所

第八條 本法ニ依リ登記スヘキ事項ハ其ノ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ス

本法ニ依ル登記ニハ登録税ヲ課セス

本法ニ規定スルモノノ外登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 民法第五十條、第五十二條乃至第五十五條及第五十七條乃至第六十一條ノ規定ハ労働組合ニ之ヲ準用ス

第十條 左ニ掲クル事項ハ總會ノ決議ヲ經ヘシ

一 基金ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

二 組合規約ヲ變更スルコト

三 組合聯合會ヲ設立シ又ハ之ニ加入シ若ハ之ヨリ脱退スルコト

四 組合ヲ解散、合併又ハ分割スルコト

第十一條 労働組合ハ組合規約ヲ以テ總會ニ代ルヘキ總會ヲ設クルコトヲ得

總會ニ關スル規定ハ總會ニ之ヲ準用ス

第十二條 同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者ニ非サル者ト雖左ニ掲クル者ハ労働組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得但シ雇傭者又ハ其ノ利益ヲ代表スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 組合ノ役員ニ選任セラレタル者

二 同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ労働者タリシ者

三 總會ノ決議ニ依リ加入ヲ許サレタル者

第十三條 労働組合ハ組合員ノ脱退ニ關シ不當ナル條件ヲ定ムルコトヲ得ス

第十四條 雇傭者カ労働者ニ對シ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ爲シタル解雇ノ意思表示ハ之ヲ無効トス

労働組合ニ加入セサルコト又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ定メタル雇傭契約ノ約款亦前項ニ同シ

第十五條 労働組合ハ理事其ノ他ノ代理人カ其ノ職務ヲ行フニ付他人ニ生セシメタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但シ

労働條件ニ關シ組合員ヲシテ協同行爲ヲ爲サシメ又ハ組合員ノ行爲ニ制限ヲ加ヘタルニ因リ雇傭者ニ生セシメ

タル雇傭關係上ノ損害ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 行政官廳ハ労働組合ニ對シ其ノ業務若ハ財産ノ狀況又ハ組合員ノ員數ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第十七條 労働組合ノ會議ノ決議法令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルトキハ行政官廳ハ之ヲ取消スコトヲ得

第十八條 組合規約法令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルトキハ行政官廳ハ其ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十九條 労働組合ノ行爲安寧秩序ヲ紊リ又ハ公益ヲ害スルトキハ主務大臣ハ労働組合ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第二十條 前三條ノ處分ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ傷害セラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十一條 労働組合ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一 組合規約ニ定メタル事由ノ發生

二 總會ノ決議

三 組合ノ合併又ハ分割

四 組合員ノ缺亡

五 組合ノ破産

六 組合解散ノ命令

第二十二條 労働組合合併又ハ分割ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ債權者ニ對シ異議アラハ二月ヲ下ラサル一定ノ期間内ニ之ヲ述フヘキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スヘシ

債權者前項ノ期間内ニ異議ヲ述ヘタルトキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供スルニ非サレハ合併又ハ分割ヲ爲スコトヲ得ス

前二項ノ規定ニ違反シテ合併又ハ分割ヲ爲シタル場合ニハ其ノ合併又ハ分割ハ之ヲ以テ當該債權者ニ對抗スルコ

トヲ得ス

第二十三條 労働組合ノ合併又ハ分割ハ行政官廳ニ之ヲ届出ツルニ因リテ其ノ效力ヲ生スルモノトス

前項ノ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ合併又ハ分割ニ因リテ成立スル労働組合ニ付其ノ組合規約、理事ノ氏名及住所並主タル事務所々在ノ場所ヲ併セテ届出ツヘシ

第二十四條 前條ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ行政官廳ハ直ニ合併又ハ分割ニ因リテ消滅シタル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ合併又ハ分割ニ因リテ成立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ登記所ニ囑託スヘシ

第二十五條 労働組合合併シタルトキハ合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ成立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

労働組合分割シタルトキハ其ノ定ムル所ニ從ヒ分割ニ因リテ成立シタル組合其ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十六條 労働組合解散シタルトキハ合併、分割又ハ破産ノ場合ヲ除クノ外清算ヲ爲スヘシ

第二十七條 清算人タル者ナキトキ又ハ清算人ノ缺ケタル爲損害ヲ生スル虞アルトキハ行政官廳ハ清算人ヲ選任スルコトヲ得

第二十八條 重要ナル事由アルトキハ行政官廳ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第二十九條 清算人ハ解散後二週間内ニ其ノ氏名及住所並解散ノ原因及年月日ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ

清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後一週間内ニ其ノ氏名及住所ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ

前二項ノ届出アリタルトキハ行政官廳ハ直ニ其ノ登記ヲ登記所ニ囑託スヘシ

第三十條 清算終了シタルトキハ清算人ハ遲滞ナク之ヲ行政官廳ニ届出ツヘシ

第三十一條 解散シタル勞働組合ノ財産ノ處分ハ組合規約又ハ總會ノ決議ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ處分セラレサル財産ニ付テハ民法第七十二條第三項ノ規定ヲ準用ス

第三十二條 民法第七十三條、第七十四條及第七十八條乃至第八十一條ノ規定ハ勞働組合ノ清算ニ關シ之ヲ準用ス

第三十三條 陸海軍軍人軍屬ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働組合ノ組合員ト爲ルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコ

トヲ得

第三十四條 勞働組合ノ理事ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第六條ノ届出若ハ第十六條ノ報告ヲ爲サス又ハ虚偽ノ届出若ハ報告ヲ爲シタルトキ

二 第十八條ノ命令ニ違反シタルトキ

三 第二十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ違反シテ合併又ハ分割ヲ爲シタルトキ

第三十五條 勞働組合ノ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

一 第二十九條第一項若ハ第二項又ハ第三十條ノ届出ヲ怠リタルトキ

二 民法第八十一條ノ規定ニ違反シ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

三 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

第三十六條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行ノ際現ニ存スル勞働者ノ團體ニシテ勞働條件ノ維持又ハ改善ヲ目的トスルモノハ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者ノ團體ニ非サルモノト雖本法施行ノ日ヨリ六月内ニ第四條第一項ノ規定ニ準シテ届出ヲ爲ストキハ本法ニ依リ設立セラレタル勞働組合ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲サムトスル團體ノ規約本法ノ規定ニ適合セサルトキハ之ヲ改定スヘシ但シ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者ノ團體ニ非サルモノニ在リテハ第一條及第十二條ノ規定ニ拘ラス同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者ニ非サル勞働者ヲ以テ勞働組合ノ組合員ト爲スコトヲ妨ケス

第三章 労働法案に對する實業團體意見書

一 労働組合法制定に就ての具申書

労働組合法制定に付其の筋に於て御調査中の趣に候處其の規定如何は各種産業に重大なる影響を及ぼす次第に付最も慎重に御考慮相煩はし度奉存候

抑も我國の産業は未だ漸く發達の初程に在るに過ぎず畢竟天恵に薄くして富源に乏しく製造原料も亦之を他國に仰かざるを得ず加ふるに經濟狀態は金利の高率なること世界無比とも可申殊に大資本を投下するの餘裕無之從て機械力の應用せらるゝこと少なく労働能率亦充全の域に達せず是等皆歐米の先進國に比し幾段の遜色あるは吾人の常に遺憾として鋭意其の改善に努力しつゝある所に有之候且我國は亞細亞洲の一隅に位して支那露國の如きを隣邦に製造原料の豊富にして工賃の低廉なる者も競争せざるを得ず、米國も亦太平洋を隔て、相隣し商工業上脅威を感じるること尠からず此の如き狀態に於て輸入を抑制し輸出を奨励せんとするは何人も其の難事たるを知る所に候然るに労働關係の法律規則は總て工業發達せる先進諸國の例に依て制定せらるゝに於ては如何にして我國の産業を維持し若くは之を發展し得可きか頗る憂慮に堪へず候此の度制定せらるべき労働組合法も若し社會局原案の如きもの實行相成候はゞ労働爭議は到る所に起りて産業上の騷擾を醸し各種産業は其の弊に堪へず萎靡不振に歸し可申奉存

候果して然らば労働者も亦職を失ひ國家は衰頽に陥り洵に非常の儀に相成可申單に勞資間の問題のみに止まらざるものご奉存候

此の労働組合法原案に關して或筋の説明なりこいふを聞くに「ヴェルサイユノ平和條約」に基づき之を立案したるものにして我國に於て是等條約を批准せられある以上如何にしても之を遵守せざるを得ず此の原案を徒らに變更するは自然其の條約に違背するに至るべしこ申す事に御座候乍併吾人の調査する所に依れば右平和條約中斯かる覇束的なる箇條を見出すを得ず蓋し平和條約第十三労働篇を指すものご存候へ共同編第一款には労働機關の組織を第二款には一般原則を規定しあり而して其の原則中には「締約國は氣候、慣行及習俗、經濟上の機會並産業上の困難の相異は労働條件の劃一を急速に實現すること困難ならしむるものご認む然れども締約國は現に労働は單なる商品ご看做さるべきものに非ずご認むるが故に労働條件を規律する方法及原則にして一切の産業國が各自の特殊事情の許す限り之が適用を力むべきもの、存するを認む」ご有之に依れば我國に於て自國の國情に適する法律を制定するご至當ご奉存候況んや大工業國たる北米合衆國が國際労働會議に参加せざるが如き又其の労働法制が歐洲諸國ご選を異にせる如き最も考慮を要する事に有之候今や世界の商工業は平和の戰爭正に酣にして列國の策戦必しも悉く正道に依れりご申し難く我國の如き後進國に在りては特に慎重に之が對策を講ぜざる可からざる儀ご奉存候茲に労働組合法原案中修正を要すべしご思考するもの別紙の通に有之候宜敷御参照の上我が國情に適し産業の發達を阻碍せず由て以て其の労働者の幸福を圖る様格別御配意被成下度此段謹で具申仕候 敬白

大正十四年九月十五日

社團 法人 日本工業俱樂部

労働組合法案調査委員會

委員長 内 藤 久 寬

労働組合法案に對する修正意見

第一條

一、目的

労働條件の維持改善技能の向上、相互協助及び産業の發達を圖るを以て目的ごす。

(理由) 労働條件の維持改善のみを以て組合の絶對的目的ご爲すは徒らに階級鬭争的組合の發生を促し産業の振興を妨ぐるの虞あり仍て右の如く改むるを要す。

二、人員

五十人以上

(理由) 十人以上にては其の數少きに失し團體の通義に反す。

三、組合の範圍

組合の單位は一事業所ごす一事業所に限定し能はざる職業に付ては同一又は類似のものごし道府縣以下の區劃に依る但し特別の事由あるごきは此の限あにらす。

(理由) 組合員の利害關係は一事業所に從事する者の間に於て最も緊密なるを以て組合の範圍は原則ごして

之を一事業所に限定することとし一事業所に限定し能はざる職業に付ては特に道府縣以下の範圍に於て職業別組織を認むるを要す。

四、組合員の資格

日本臣民たる男子にして同一事業若くは職業に一箇年以上従事し現に其の事業所又は職業に在る十六歳以上の者

(理由) 左傾的外國人の來りて組合を過激化せしむることなきを保せず仍て組合員たるものは之を日本臣民に限ることを要す。

同一事業又は職業の範圍に於ても當該事業所又は職業に無經驗なる煽動分子の介在するときは組合の不利益なるを以て組合員は尠くも現に一箇年以上の在職者なるを要す但し共濟關係に付ては現に其職にあらざるも妨げなし。

女子及十六歳未滿の幼年者は各方面に於て保護職工又は保護鑛夫として傭使せらるゝを以て組合加入の要なきものとす。

第四條 組合は之を法人とす。

(理由) 組合をして權利義務の主體たらしむる爲には法人格を附與するを必要とす。

第六條 民法第四十四條を追加すること。

(理由) 組合に對し理事の行爲に付き賠償責任を免除する結果は組合をして徒らに無責任なる行動に出でし

むる虞あるを以てなり。

第十條 組合には共同購買共濟保險等を除く普通營利行爲を禁ずること從て營業稅の字句は之を削除す。

(理由) 組合に於て普通營利行爲を爲すときは種々の弊害を來すを以て之を禁止するを至當とす。

第十一條、第十二條及第二十一條 削除

(理由) 組合に加入するに否かは労働者の自由なるに共に組合労働者を雇傭するに否かは使用者の自由ならざるべからず本條の如きは組合員たるの地位を害用して産業の平和を破り秩序を紊すも尙且使用者は之を忍ぶべしと爲すものにして極めて不當なり。

第十二條の如きは本來立法事項たらしむべき性質のものならずして絶対に事實問題に委すべきものなり。

以上の外左記の規定を追加すること要す。

一、組合の代表者は之を組合員に限定すること。

(理由) 當該事業所又は職業に何等關係なき者の介在は組合の健全なる發達を阻害するを以てなり。

二、組合の重要事項は組合員全員の過半数の決議に依ることを定款又は規約に定むること。

(理由) 收支豫決算、財産處分、役員の進退、其の他組合員全體の利害に關する重要事項は一部組合員の專斷に委せざるを必要とす。

三、組合員は労働條件に關し組合又は組合員と締結したる契約に付損害賠償、違約金又は保證の責を負ふる旨を規定すること。

組合が労働條件に關し他の組合と締結したる契約に付亦同じ。

四、組合は組合員に對し其の負擔すべき經常費の分擔額のみを請求し得ること但し經常費は第一條の目的以外に使用し得ざること。

五、組合員は何時にても自由に組合を脱退し得ること。

(理由) 法案を通觀するに組合對組合及組合の内部的權利義務關係に付き規定する所なく極めて不用意なり仍て多數労働者が少數煽動者の野心の犠牲たるを防護する爲には尠くも前記三項の規定を必要とす。

二 労働爭議調停法案に對する意見書

政府が這般行政調査會の審議に付したる労働爭議調停法案を見るに公益事業に於ける労働爭議に對し當事者の請求又は請求なき場合に於ても調停委員會を開設して爭議を調停する方法を採り更に一般産業に對しても當事者の請求により調停委員會を開設し得る旨を追加規定せるものにして公益事業に對し所謂強制調停主義を採りたるの趣旨必しも不可ならず。雖然かも本法案は調停委員會の決議せる調停案に對し執行力を附せざるを以て當事者の一方が決議に服せざるときは折角の調停案も其の效を奏せず單に之を行政官廳に報告するに止るのみ若し爭議の徹底的解決を期せんせば調停の不成立に終りたる場合は更に爭議を仲裁々判に付し判決に強制的執行力を附與するの法に出でざるべからず故に此の點より觀るべきは本法案は甚だ無意味にして假令本法にして制定せらるゝとするも其效果頗る疑はしきのみならず調停の成立せざりし場合に於て却て爭議を錯雜紛糾せしむるに止り政府の期待する

如き効果を收むること蓋し望み難かるべし然れども調停委員會の決議に執行力を附與し本法案をして更に有力なるものたらしむるの得失に至りては別に考慮を要するものあり、想ふに現時我國に於ては労働組合法に對しても未だ世論の歸結を見ず其の立法の時期立法の主義に關し各方面の意見區々にして盛に論議せられつゝあり、況んや其の制定後に於ける運用に至りては何人も窺知し難きの狀況に在り斯の如き時期に於て有力なる調停法を制定する如きは尙早なり云はざる可からず先づ以て労働組合法に關する問題を解決し其の制定後に於ける状態を觀然る後序を追ふて調停法の攻究に進むも敢て晩きにあらざるべし。

斯くの如く吾人は這般の調停法案に對し實際の効果を疑ふ。雖政府にして強ひて其の制定を希望せらるゝに於ては其の範圍を單に公益事業の爭議に止め一般産業に及ぼざるを可きす何となれば本法案は前述の如く頗る不徹底にして調停の效を奏せざりし場合に於て却て爭議を錯雜紛糾せしめ當事者双方は其の弊を受くべきを以てなり従て法案第一條第二項の追加規定は當然之を削除すべく又本法の制定に關聯して治安警察法第十七條を廢止せんとする如きは理由の認むべきものなきを以て法案第十九條は之を削除すべきものと思考す。

尙法案各條項に對する修正の要點は左記の如し治安警察法第十七條廢止に關しては別紙反對意見書を参照せられんことを望む。

大正十四年九月二十八日

社團 日本工業俱樂部
法人 労働法案調査委員會

委員長 内藤久寛

労働爭議調停法案に對する修正事項

- 一、第一條第二項 一般産業に於ても双方の請求に依り調停委員會を開設するを得べき條項は之れを削除する。
- 二、第三條 労働爭議の當事者をして選定せしむべき委員は之を當事者中より選定せしむるこの明文を設くること。
- 三、第十三條及第十四條 各條にも「調停ニ必要ナル範圍ニ於テ」の次に「委員會ノ決議ニヨリ」の字句を加ふる。
- 四、第十五條「故ナク」を削除すること。
- 五、第十九條及第二十一條の四削除すること。以上

三 治安警察法第十七條廢止に對する反對意見書

一、治安警察法第十七條に反對する者は之を以て労働運動に對する脅威をなし法律を制定して組合を保護するに先立ちて先づ之を廢止すべきものと爲す、然れども此の規定は罷業其のものを禁遏するものに非ずして僅に之に伴ふ暴行、強迫、誹毀又は誘惑煽動を取締るに過ぎざるが故に堅實なる労働運動に取りては何等の脅威ともならざるべく偶々之等不都合なる行爲を以て行はる、罷業にこりて一大障礙となるも已むを得ざるなり最初之を制定せし所以のものは當時の労働運動が動もすれば此等不都合なる行爲を伴ふが故に一方には之に對して善良なる労働者を保護し他方には労働運動を善導して堅實なる發達を促さんとするに在り従つて法律の望む所は此の規定に抵觸する者なきに至り之を死文として廢止するにあり云ふべし、然るに我労働運動の現状は未だ此の域に達せず今尙治安警察法第十七條を必要とするの状態を脱せざるが故に假令此の規定が不健全なる労働運動にこりて脅威たり障礙たるもそのみの理由を以て之を廢止することを許さざるなり。

二、或は假令罷業が暴行強迫誹毀又は誘惑煽動を伴ふも刑法の一般規定に違反せざる以上之を處罰するの必要なるかるべく強て之を行はんか特に労働者に對して差別的待遇をなすものに外ならずもなす者あり、然れども如斯は我國の罷業は動もすれば此等不都合なる行爲に由つて行はれ爲に平和に作業を繼續せんとする者の自由と利益を著しく侵害して彼等其の家族の生活の安定を奪ふに至ることを看過するものにして差別徹廢の美名の下に善良なる労働者を犠牲にして徒らに不良の分子を保護するの結果ならざれば幸なり斯の如く見來れば刑法の一般規定の外に特に治安警察法第十七條の規定を必要とすべし。

三、更に或は諸外國に斯の如き立法例少なしと爲し以て之に反對せん者あり然れども法律を必要とすれば法律を制定し命令を必要とすれば命令を發すべく徒らに事情を異にする他國の例に模倣すべきに非らざるのみならず之を事實に徴するに他國に於ても現に斯る立法例の幾多存するにあり由是觀之反對論は徒らに事實に誣ゆるものにして何等之に聽従する餘地なきなり例之労働運動の最も穩健なる發達をなせる英國に於てすら刑法の一般規定の外に一、八七五年徒黨犯及財産保護法を制定し一方に於て罷業を認むるに共に他方に於て叛亂不法集會公安妨害又は騒亂國家主權に關する犯罪の成立を妨げずと爲し又人命に危険を與へ甚だしき傷害を蒙らしめ又は高價なる動産を破壊し若くは大損害を與ふる罷業を罰し且つ罷業を勸誘し又は結束を鞏固ならしめんがた

めに行ふ見張(ビケツチンケ)に關して嚴重なる制限を加へ(二)本人又は妻子に暴行を加へ又は迷惑を及ぼし又は其の財産に害を加へ(三)執拗に到る處に尾行し(四)道具衣服又は財産を隠匿し剝奪して使用を阻止し(五)家屋其の他の場所又は近傍を監視し若は遮斷し(六)二人以上を以て街道又は道路に於て不穩なる状態にて尾行するが如き方法を以て之を行ふことを禁止せり此等の規定は其の後一九〇六年産業爭議法を以て多少緩和せられたるも今尙之を廢止するに至らざるなり又米國に於ても所謂禁止命令なるものありて一九一四年のクレイトン法は一八九〇年のシャーマントラスト禁止法を修正して組合を認め罷業を許したるも尙罷業にして財産又は財産權に償ひ難き危害を與へ然も普通法を以てしては相當の救済をなし得ざる場合に於ては之を禁止すること得べきものなせり同様の規定は一九一三年カンサス州法にもありて此等の法規に基きて同盟罷業に附隨せる暴行脅迫又は不穩の集會示威運動を禁止するのみならず時としては罷業其のものを禁止したる事例すら少なからざるなり果して然らば労働運動の發達幼稚にして幾多の弊害を伴ひ易き我國に於て刑法の一般規定の外に特に治安警察法第十七條を存置して弊害の緩和に努むべきは寧ろ當然の措置云はざる可らず。

四、尙警察犯處罰令及府縣令の警察罰則する以上假令治安警察法第十七條は之を廢止するも支障なしと主張する者あり然れども斯くの如きは此等法令の性質目的の差異を看過するもの云はざる可らず先づ警察犯處罰令に就て見るに労働爭議に起因し易き事犯を取締る規定なきに非ず雖も僅かに(一)面會を強要し又は強談威迫の行爲をなし(二)合力喜捨を強請し又は濫りに寄附を強請し他人の業務に對し悪戯又は妨害をなし(四)濫りに他人の身邊に立塞り又は追従すること等を禁ずるに過ぎざるに反して治安警察法第十七條は(一)労働の條件又は報酬に關し相手方の承諾を強ゆるため暴行強迫し若くは公然誹毀すること禁止するの外(二)労働の條件又は報酬に關し協同行動をなすべき團結(組合)に加入せしめ又は其の加入を妨ぐるため暴行強迫し若くは公然誹毀すること及(三)同盟解雇を遂行するが爲使用者をして労働者を解雇せしめ若くは労働に従事するの申込を拒絶せしめ又は同盟罷業を遂行するがため労働者をして労働を停廢せしめ若くは労働者をして雇傭するの申込を拒絶せしめんとして他人に暴行強迫し公然誹毀し若くは他人を誘惑煽動すること禁止するものなり。

從て警察犯處罰令が多くの場合に労働ブローカー對事業主の關係を律するに反して治安警察法は労働ブローカー對労働者の關係を律するもの云ふへし次に府縣令としての警察罰則に就て見るに(一)故なく他人の業務に干渉し又は紛議に關與し若くは煽動し(二)紛議に關し多數連行して交渉し又は之を煽動する事を取締る規定あり雖も甚だ不充分にして之を以て治安警察法第十七條に代らしむることを得ざるものなり今や労働組合法の制定に伴ひ將來益々誘惑煽動若くは暴行強迫を行ふべき機會を多からしめんとするの時に當り治安警察法第十七條を廢止せんとするは畢竟穩健なる労働者をして不安の地位に陥れ不健全なる労働運動を助長せしむるに至るべく其國家社會に及ぼす弊や蓋し尠なからざるべし是れ本條の廢止を尙早なりと認むる所以なり。

大正十四年九月廿八日

社團 日本工業俱樂部
法人

労働法案調査委員會

委員長 内藤久寛

四 建 議 書

本會は労働組合法案に關し大正八年以來研究を累ね屢々所見を陳述致し來り候處今般内務省社會局御公表に付き更に慎重審議の上本會總會の決議に基き左記修正意見開陳致候也

大正十四年九月 日

大 阪 工 業 會

理事 長
工學博士

片

岡

安

内 務 大 臣 若 槻 禮 次 郎 殿

記

第 一 條 中

一、労働組合は同種職業又は同一工場に從事する労働者の團體たること。

一、一組合員の人数は五十人以上とすること。

但し同一工場労働者数が五十人に満たざる時は十五名以上とすることを得。

一、組合の聯合は之を組合と認めざること。

理由 労働組合の目的は労働條件の維持改善にあるを以て利害の密接なるもの相圖り其の貫徹を期すものとす故に組合は同種職業の労働者を以て組織すべきは當然なり然れども同一工場内の労働者相倚り其目的の達成

に努力するも亦實際に適切なりと信ず之れ同種職業又は同一工場と限定する所以なり。

一組合の人数は我國産業界の狀勢に鑑み五十人以上を適當なりと認む又同一工場にありては従業労働者五十人未滿の者も其組合の組織を可能ならしむる爲め工場法の定むる十五名以上を其限度とせり。

組合の聯合を組合と認定するときは該組合は各種労働者の雜然たる團體となり其統一節制を缺き徒らに紛擾を醸すの懼あり故に之れを削除するを適當なりと信ず。

第 二 條 中

一、組合の設立は届出に止めず地方長官の承認を要すこと。

理由 地方長官に届出するのみに止むるときは健實ならざる組合の簇出を招來し組合本來の目的を達成し難きを以て前記の修正を必要なりと認む。

第 十 一 條

一、本條全文を削除す。

理由 現在我産業界にありては組合に加盟するの有無によりて労働者の雇傭又は解雇の理由或は條件とすの事實なきに本條に於ては労働者をして特種獲得の感を抱かしめ徒らに労働爭議を繁からしむるものなり故に本條を設くるの要を認めず。

附

一、婦人及未成年労働者の組合組織に就ては本法の適用を妥當ならずと思惟す更に慎重なる考慮あらんことを

希望す。

五 勞働組合法制定に就ての意見書

勞働組合法の制定に付内務省案として新聞紙上に發表有之候處本法は各種産業に甚大なる影響を及ぼす次第に付當組合は屢々會議を開き左に實情具申仕候間何卒御考慮相煩はし度奉願候

抑々我國の工業は家庭工業より漸進し歐洲戰亂中急激の發展により外形上稍々歐米諸國と規模を同ふする大工場の出現を見るに至りたるも之れに従事する勞働者は多年斯業に従事する熟練工の缺乏により遽に經驗なき勞働者を集合して事業經營の衝に當らしめたる爲め勞働能率低く之れを歐米諸國に比すれば賃金の低廉なるに拘らず其工作費は遙に高價に上り又經營者も工場經營の經驗に乏しく設備不完全販路狭少にして大量生産に適せず爲めに兩者の圓滿協調を缺く事例尠からず候

斯の過渡期に於て歐米諸國にも類例なき内務省案の如き勞働組合法を施行せられんか産業界は一大波瀾を起し勞資者共に倒るゝの非運に遭遇すべく殊に同法案を其儘實施の曉は生産上缺くべからざる熟練工は非常なる壓迫を受け不幸なる境遇に陥るべきは明かなる事に有之候

今同法案を見るに其の骨子は勞働と資本とは全く對立の形式により立案せられたるの觀あるやに存ぜられ候も勞働は産業を構成する一大要素にして決して兩者對立すべき者に非らず産業あつて初めて勞働を要求し共存共榮のものに存じ候從て勞働組合法案も勞働者の福利増進共濟互助と生活の安定とを基礎たらしむるを以て現下の我國産業

上適當の施設と存候間何卒我が國情に適ふ様御配慮被成下度此段意見具申仕候

大正十四年九月 日

東京鐵工機械同業組合

組長 渡邊嘉一
工學博士

内務大臣 若槻禮次郎閣下

修正意見書

第一、組合の目的

勞働組合は雇傭條件の改善其他職業上の利益保護増進を圖り相互の救濟を爲すを目的とす。

第二、組合員の範圍

組合員は同一事業所に於て共同の利害を有する勞働者並に同一若くは類似の職業に従事する勞働者とす。

(理由) 勞働組合法は主として機械的勞働者の自由結社を認め勞働條件の改善を目的とする以上は其組合員は同

一境遇に在る者たらざる可らず如何になれば同じく勞働者と稱するも機械工業の如き熟練工と不熟練工との懸隔甚しき職業と單に體力を提供する勞働者と同一組合を組織する時は組合員中其の勞働條件に於て非常なる不公平を來たすを以て同一事業所に於て共同の利害を有する勞働者並に同一職業若くは類似の職業に従事する勞働者を以て組合を組織する事は尤も妥當なりと認む從て全く勞働に關係なき非勞働者の加入を禁止するは當然の事と謂ふべし。

第三、組合の性質

組合は認可制度とするべし。

(理由) 労働組合を届出制度としたるは一見結社の自由を尊重したるが如きも之れを第三者より見る時は其の組合の正否判別の途なく政府當局も亦取締上困難なるべし故に認可制として官報其の他により一般に周知せしむる方法を採らるゝは最も必要なりとす。

第四、組合の地域

組合の地域は道府縣の行政區劃に依る。

(理由) 都會の労働者も邊鄙の労働者もは生活上其の他に於て多大の相違あり従て労働条件又は經費負擔等に於て同一條件を課するは非常に不公平を來たすを以て適當に地域を限定するを必要なりとす。

第五、組合員の保護

第十一條、第十二條、第二十一條は法律を以て經營者より自由採擇の權利を奪ふ事は不當の甚しき者と謂ふべし本條は總て削除し各自の自由たらしむべし。

第六、組合員保護の爲め左の一項を加ふる事。

組合員は組合又は組合員と労働条件に關し爲したる契約に付損害賠償又は違約金若くは保證の責任を負はざる事(理由) 労働爭議等に際し不當の契約を爲し組合員を脅迫するが如き契約の無効たる事を制定するは必要なりと認む。

六 具 申 書

労働組合法案労働爭議調停法案並に治安警察法第十七條撤廢法案に對する修正條項別紙の通り愛知縣工場會に於て決議致候間同會加名工場數千二百五十六ヶ所を代表し茲に意見書及具申候條可然御配慮相成度候

愛 知 縣 工 場 會

労働法案調査委員

- | | | | |
|-----|-------------|-----|-----|
| 委員長 | 鈴木バイオリン工場 | 鈴木 | 政吉 |
| 委員 | 日本陶器株式會社 | 伊勢本 | 一 郎 |
| 同 | 日本車輛製造株式會社 | 原 | 口 晃 |
| 同 | 豊田紡織株式會社 | 豊田 | 利三郎 |
| 同 | 大隈鐵工所 | 大隈 | 榮一 |
| 同 | 岡本自轉車自動車製作所 | 岡本 | 松造 |
| 同 | 田村鐵工所 | 田村 | 觀助 |
| 同 | 豊田式織機株式會社 | 土屋 | 富五郎 |
| 同 | 内外紡績株式會社 | 江口 | 彌一郎 |
| 同 | 原名古屋製絲所 | 前田 | 健次 |

一、目的は労働條件の維持改善、技術向上相互救助及産業の發達を圖るべきにあることを明示せられたし。

(理由) 労働組合は動もすれば階級闘争的思想に流れ易し之を善導せんを欲せば勞資協調の精神に立脚して産業の發達を圖るべき根本の意義を明かにするは當然なり。

二、組合員の數は五十人以上と定められたし。

(理由) 十人以上にては組合の形體ならず且つ濫造の弊害あり少くも五十人以上を適度とす。

三、組合の範圍は之を(一)企業別とし(二)一企業に限定し能はざる職業に付きては同一又は類似の職業別とし(三)共に同府縣行政區域に依ることとせられたし一企業とは同一資本の一事業の意なり。

(理由) 組合員の利害關係は一企業に従事する者の間に於て最も緊密なるは言ふまでもなし故に之を一企業に限定することをもて原則とす。

組合の範圍に適當の制限を加ふることは之を保護善導する上より視るも確に便宜なるのみならず之を管理する上に於ても必要なり。

四、組合員の資格は左の如く定められたし。

(イ) 日本臣民にして現に労働に従事する者、

(ロ) 十六歳未滿の者及刑法上の處罰を受けたる後一定期間を経過せざる者は之を除外すること。

(理由) 左傾的外國人が參加して組合若くは組合員を赤化せしめんとする傾向あることに付きては我國上下一般

の最も深憂とすることなり又労働に直接何等の關係なく且つ其の事業其の職業に無經驗なる者の組合に混入して徒に煽動的行爲をなすことの有害なるは既に一般の認むるところなり故に組合員の資格を適當に制限する

ことは單に如上の弊害を防止するのみならず組合の健全なる發達を期する上に於ても極めて肝要の事項なり。

五、組合の聯合は之を認めざることとせられたし。

(理由) 聯合を以て更に一つの組合と認むることは一企業別若くは同一職業別とする本旨に背くのみならず組合の内容複雑となり遂には一種の社會改造運動者の集團と識別することは能はざるに至る弊害あり。

六、労働組合の設立は認可制度とせられたし。

(理由) 整理取締上必要とす。

届出主義は餘りに放漫に失し爲に種々なる弊害を助長する恐あり其の組合の素資を調査の上認可する制度を探ることは我國現今の實狀に照し最も必要なりとす。

七、第三條第二號の目的の下に「及事業」の三字を加へられたし。

(理由) 管理上其の必要を認む。

八、第十一條第二十一條は削除せられたし。

(理由) 組合に加入するに否かは労働者の自由なるに同時に組合労働者を雇傭するに否かは使用者の自由ならざる可からず。

労働者は其の意の儘に雇傭者を撰擇變更するの自由を有するものなるに獨り雇傭者に限り労働者撰擇の自由を

制限せんとする本規定は不合理と謂はざる可からず加之本條の如き組合に加入することを保護する規定が成立すれば之を濫用するもの出現し正邪の別なく組合加入の誘因となすのみならず正當の事由に依る解雇の場合にありても此の規定に違反するものなりこの爭議頻發するに至り産業の健全なる處理經營不可能なるものなり。労働組合のここに付きて百年の鍛練を経、最も健全なる發達を遂げたる英國に於てすら本條の如き規定なし和蘭、瑞西、フランス等に於ても亦斯くの如き規定を見ず僅に獨乙、白耳義、ルーマニヤ、チエツコ、スロバキヤ等の數國に此の種の規定を設け居るのみ此の如く先進國に例も少き規定を現在の我國に新設せんとするは最も慎重の考慮を要する所なり。

上下自由主義の徹底せる米國の如きは労働者が組合員なりこの理由にて解雇することを適法の行爲とし最高裁判所は労働組合に加入せざることを使用者に約したる労働者に對し組合加入を勧誘宣傳する行爲を違法とせざる決定を下し居るほごなり。

而して米國に於ける労働者の權利、待遇、生活状態は世界第一位なり勞資双方の理解と協力の結果共榮共進の實を擧ぐるこゝ斯くの如し労働者の眞の幸榮の道は労働組合問題以外多々あるこゝを證明するものなり。

九、第十二條は削除せられたし。

(理由) 雇傭契約に付きては民法に嚴然たる規定あるのみならず團體協約の如き重大なる事項は其の趣旨すら未だ勞資間に理解せられざる今日漠然たる條文を以て之を規定するは穩當ならず又一面團體協約の確認は個人の意志を拘束する不安あるを免かれず故に斯くの如き事項は宜しく事實問題となすべきものなり。

十、第十三條「組合員數」を削除し「其ノ他必要ト認ムル事項」を改められたし。

(理由) 管理上當然其の必要を認む。

十一、第十條決議取消の外に場合に依ては組合解散の權限を認め置かれたし。

(理由) 前條に同じ。

十二、第二十五條「一ヶ月以内」を一ヶ月以内に改められたし。

(理由) 一ヶ月を適當とす。

十三、労働組合は營利事業を營むこゝを得ざる旨規定を加へられたし。

(理由) 労働組合が自ら營利事業をなすこゝを許すこゝは自然産業組織を破壊し、ゆくゆく重大なる弊害を生ずる虞れあり。

十四、労働組合を設立したるこゝきは官報により第三條所載の事項を發表すべき規定を設けられたし。

(理由) 労働組合の素質を明かにして國民一般に之を知らしむる事は聽て組合を眞面目に發達せしむる所以なり。

十五、労働者が労働組合に加入又は脱退したる時は其の旨を雇傭者又は其の代理人に通知すべき規定を設けられたし。

(理由) 工場管理上最も必要なり又労働者が之を避くべき理由毫もあるこゝこなし。

十六、組合の代表者は之を組合員に限定せられたし。

(理由) 當該企業又は職業に何等關係なき者の介在は徒らに組合の健全なる發達を阻害するものなり。

十七、労働組合は二以上の労働組合に加入すべからざる旨規定を設けられたし。

(理由) 労働者が二個以上の組合に加入する必要を認めず加之之を許すときは組合員数の重複を生じ其關係複雑となり管理上頗る困難を來すべし。

十八、組合の重要事項の決定は組合員の過半数の同意を必要とすべき旨の規定を設けられたし。

(理由) 收支豫算及決算財産處分役員の進退其の他組合全體の利害に關する重要事項は一部組合員の専斷に委すべきにあらざるは勿論斯くして之を善導すべきなり。

十九、組合は組合員に對し經常費以外の負擔を強要すべからざる規定を設けられたし又た經常費は第一條の目的以外に使用すべからざる旨の規定を設けられたし。

(理由) 純良なる多數労働者を保護し以て組合を善導する上に於て痛切に其の必要を感ず。

二十、組合員は何時にても自由に組合を脱退し得ること又た其の脱退に對し違約金其の他不當の責を負はしむるが如き規約を設くべからざる旨規定せられたし。

(理由) 善良なる多數労働者が少數煽動者の爲に犠牲となることを防護するは最も必要なりとす。

二十一、労働組合は役員の名を地方長官に届出づる條項を加へられたし。

(理由) 管理上當然其の必要を認む。

二十二、組合加入の労働者は自己の身分、經歷、技倆等を證明すべき職工手帳を携帯せしむべき旨を適當の法令を以て規定せられたし。

(理由) 此の手帳携帯制度を實行するときは勞資共に多大なる便宜を得べく又實に優良なる労働者を保護し不良なる労働者を反省せしめ之を善導する所以の道に適ふものなり。

二十三、組合の役員が其の職務に關し賄賂を收受し若くは之を要求したるとき又は之に對し賄賂を交附提供したる者に對し嚴重なる罰則を設け收受したる賄賂は沒收若し追徴する旨の規定を設けられたし。

(理由) 此の原案の中組合役員の不法行爲に對する懲罰の規定なきは一大缺陷なり我國現時の状態に徴し痛切に其の必要を感ず。

労働争議調停法案修正意見

第一條第二項一般産業に於ても双方の請求に依り調停委員會を開設することを得べき條項は削除のこと。

(理由) 我國の現状に鑑み本項の如きは却て争議を誘發する恐れあるを以て尙早なりとす。

治安警察法第十七條廢止に對する反對意見

我國労働運動の現状は未だ之を廢棄すべき域に達せざるものと認む又た本條の規定を存すれば以て健實なる労働運動に對し何等支障を與ふべき理由なし。

七 労働組合法制定に就ての具申書

東京市京橋區南鍋町一丁目八番地

東京電氣業組合

代表者 守 谷 吾 平

労働組合法制定に關し御調査中この事なるも該規定如何は各種産業に重大なる影響を及ぼす次第に相考へ最も慎重に御考慮相煩し度茲に労働組合法原案に對し當東京電氣業組合は新に委員を擧げ研究の結果大要左記の如く修正意見を具申仕る事に相成り候に就ては何分御詮議の上宜敷我が國情に適し産業の發達を阻害せざる範圍に於て労働者の幸福増進を圖らるゝ様格別の御配慮に接し度此段謹で具申仕候

労働組合法案に對する修正意見 (社會局案に對し)

第一條

目的 労働條件の維持改善其他職業上の共同利益の保護増進を以て目的とする。

範圍 企業別又は業態別とする。

第一條第二項は之を削除する。

第三條 記載事項中の(五)及び(七)乃至(十)に就ては別に公正なる規定を設けられたき。

第五條 法人たらざる組合に於ても代表者の氏名及住所を届け出でしめ其の移動ありたる時も又届出でを爲す規定を設けられたき。

第六條 本條中に民法第四十四條を挿入せられたき。

但し労働爭議の場合に限り民法第四十四條を準用せらる。

第十條 本條中「營業税」の辭句を削除する。

第十一條 左の如く修正する。

第十一條 雇傭者又ハ其ノ代理人ハ労働者が労働組合ノ組合員タルコト又ハ組合員タラサルコトヲ以テ雇傭條件

トナシ若シクハ解雇ノ事由トナスコトヲ得ズ。

第十二條 左の如く修正する。

第十二條 労働組合ハ雇傭條件ニ關シ雇傭者又ハ雇傭者團體ト契約(労働協約)ヲ爲スコトヲ得。

第十四條 本條中「主タル」の三字を削除し各事務所に當該所屬組合員の名簿を備付くる様規定せられたき。

尙ほ次の一項を追加せられたき。

地方長官必要ト認めタルトキハ當該官吏ヲシテ組合員名簿ヲ閱覽セシムルコトヲ得。

第十六條 本條の次に左の意味の一條を追加し以下順次一條づゝ之を繰下ぐる。

第十七條 労働組合ノ行爲法令ニ違背シ公益ヲ害シ若クハ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反シタルトキハ主務大臣其ノ解散ヲ命スルコトヲ得。

第十七條 本條中「前二條ノ處分ニ對シ」ニあるを「前三條ノ處分ニ對シ」ニ修正する。

第二十五條 本條中「主タル」の三字を削除し、各事務所に當該所屬組合名簿を備付く規定を設けられたき。

以上

労働爭議調停法案に對する修正意見 (法制局案に對し)

第十一條 本條中議長の調停委員として投票權の有無を明かにせられたき。

第十九條 左の如く修正する。

第一條ニ掲クル事業ニ於ケル労働爭議ニ關シ第二條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ其爭議ニ直接關係アル使用

者又ハ其ノ代理人及ヒ勞働者以外ノ者ハ第九條ニ規定スル調停手續終了スル迄左ニ掲クル目的ヲ以テ其爭議ニ關係スル使用者又ハ勞働者ヲ勸誘スルコトヲ得ス。

一、使用者ヲシテ勞働爭議ニ關シ——(以下原案に同じ)——

二、勞働者ノ集團ヲシテ勞働爭議ニ關シ——(以下原案に同じ)——

大正十四年十月十三日

八 建 議 書

本會は大阪府下に於ける主要工場三百を會員として工業上の諸問題に就き常に研究努力し來り候處今般御公示相成候勞働組合法内務省社會局案に就き理事會及總會を開催し慎重審議致候結果修正の必要なるを認め別記の通り意見具陳致候條御採用相成度此段及建議候也

大正十四年十月十三日

大阪府工業懇話會長 中 川 望

内務大臣 若 槻 禮 次 郎 殿

別 記

勞働組合法修正意見

第一條

一、本法は未成年勞働者及婦人勞働者には之を適用せざるべし。

(理由) 未成年者及婦人は民法上單獨に完全なる法律行為を爲すことを得ざるものなるに之を組合に加入せしめ有效なる法律行為の當事者たらしむるは國法の根幹を紊すものなり。

且一般に今なほ自覺乏しき婦人勞働者及思想成熟せざる未成年勞働者は動もすれば他の誘惑煽動する處となり徒に事端を繁からしめ從つて勞働組合の健全なる發達を阻害するものなりと信ず。

一、本法の勞働者は六ヶ月以上勞働の經驗を有し且現に勞働に従事するものみに限定すること。

(理由) 勞働組合の實際に經驗あり又其事業の性質及環境に理解あるものたらざるべからず故に少くも六ヶ月以上勞働の經驗を有し且現に勞働に従事するものたるを至當なりと信ず。

一、勞働組合は同種職業又は同一工場に従事する勞働者の團體に限定すること。

(理由) 異種の職業に従事する勞働者を以て組合を組織するときは組合員の技倆待遇其他の條件にも共通せざる點多し故に勞資の協調上より見るも組合の發達を圓滑ならしむる上より見るも職業別にするを可なりとす。

但し同一工場にありては勞働條件を同じくし利害相伴ふものなるを以て異種職業のものも雖組合組織を認むるを適當と信ず。

一、組合の聯合は之を組合と認めざるべし。

(理由) 組合の聯合を組合と認むることは前項と同一理由により不適當なりと信ず。

一、組合の人数は五十人以上とすること。

但し一工場内に於て組合を組織する場合に限り労働者總數五十人に満たざる場合は十五人以上とすことを得。

(理由) 一組合の人数を十人とするは過少にして不健全なる小組合叢生の機會を造るものなり我産業界の現狀に鑑み五十人以上とすを適當なりと認む、然れども労働者五十人未滿の工場に於て一組合を組織する場合は工場法適用の最低限により十五人以上とすを適當なりと信ず。

第二條

一、組合の設立は地方長官の認可を要するものとす。

(理由) 届出のみを以て組合の成立を認むる時は健實ならざる組合の設立解散の頻發を防ぐことを得ず依つて本條の修正を必要なりと信ず。

第十一條

一、本條全文を削除すること。

(理由) 本條の規定は労働者を自由の立場に置き獨り資本家を拘束抑制するものにして甚だ其の當を得ず且之あるが爲めに労働者をして濫りに對抗氣分を醸成せしめ紛争を繁からしむる恐あり依つて削除するを至當なりと信ず。

九 労働組合法制定ニ付具申

政府に於かせられては今般労働組合法を制定實施せられ候ため御調査審議中の趣き之有候處右は申上候までも

なく其の制定如何に依りては各種事業の維持發展に深甚なる影響を及ぼし候のみならず延ては國家の興廢にも關し候重大なる事項に候に付九州各縣に於ける重なる鐵工機械工業者を以て組織致候本協會に於ては過日御發表に相成候内務省案に就て慎重に調査講究し結局會員總會の決議を以て該法案は別記の通り修正すること適當と認め申候
抑も我邦の工業は漸く家庭工業の域を脱して工場工業に移りつゝあるの過渡期に之有輓近歐州大戰亂の好影響を受けて急速の進歩發展を遂げ多數大工場の現出を見るに至り候得共其設備未だ完成せりと謂ふべからず殊に我邦は天然資源に乏しくして製造原料の如き之を他國に仰がざるべからず而も金利高率にして販路狹少大量生産に適せず加ふるに現今の勞銀に比較して労働能率低きたため其生産費は頗る高價となれり此等皆歐米諸國に比して劣ること數等隨て彼等と競争場裡に立ちて慘敗に了らざるもの少なきは拙者共の遺憾として鋭意之が改善に努力しつゝある所に候得共到底一朝一夕の能くすべし所にあらず候斯かる過渡期に於て内務省案の如き労働組合法を實施せられんか從來よりも一層勞資間の協調を缺き自然に労働爭議を惹起して産業上の紛擾を醸し各種産業は其弊に堪へずして廢頽の域に陥り勞資兩者共に斃るゝの悲運に際會可致延ては國運の消長にも關する由々敷大事と相成決して一産業の問題のみに止まらざるべしと奉存候

勿論拙者共も時代の趨勢と思想の變遷とに逆行して全然労働組合を否認せんこと致候ものには無之寧ろ純眞にして健全なる労働組合の發達を期し勞資共存共榮の實を擧げんことを希望致候ものに候へば此際労働組合法を制定して労働組合を公認せらるゝは敢て異存無之候得共内務省案の如きものを實施せらるゝは我邦産業の前途に對して大に憂慮する所なき能はず候依つて本法を制定せらるゝに就ては今日の我國情に適應の産業の發展を阻碍せず労働

者の福利を増進するため別記の通り修正せらるゝを適當に認め候次第に付卑見御披閱特に御考慮を仰ぎ度切望の至りに堪へず候此段謹で具申仕候也

九州鐵工協會

大正十四年十月十七日

理事長 渡邊 福雄

内務省 社會局長 殿

労働組合法案に對する修正意見

第一條

一、組合の目的

労働條件の維持改善及組合員の共濟修養其他共同利益の保護増進を以て目的とすること。

(理由) 労働條件の維持改善のみを以て組合の絶體的目的を爲すは徒らに階級的闘争を事とする組合の發生を促し産業の振興を阻碍するの虞れあるを以て本文の如く改正するを要す。

二、組合の人員

五十人以上とすること。

(理由) 十人以上にては少數に失し團體の通義に反す。

三、組合の範圍

組合の單位は一事業所とす一事業所に限定し能はざる職業に付ては同一又は類似のものとし道府縣以下の行政区

劃に依る但特別の事由あるときは此限にあらすこと。

(理由) 組合員の利害關係は同一事業所に従事し同一境遇に在る者の間に於て最も緊密なるを以て組合の範圍は原則として一事業所に限定することとし一事業所に限定し能はざる職業に付ては道府縣以下の範圍に於て特に職業別の組合を組織せしむるを適當に認む。

四、組合員の資格

日本臣民にして同一事業若くは職業に一個年以上従事し現に其事業所又は職業に在るものとすること。

(理由) 国籍の如何を問はざるときは左傾的外國人の來りて組合を過激化せしむるなきやを計り難し依て組合員たるものは日本臣民に限ることとし又同一事業又は職業に従事せるものも其事業所又は職業に經驗なき煽動分子の介在するときは組合を攪亂し組合員の不利を來すを以て組合員は少く共現に一ヶ年以上の在職者とするの要あり。

第五條

組合は認可制度とす。

(理由) 労働組合を公認し一定の權能を附與せんとする以上は今日の我國情より觀るも認可主義を探るは最も妥當にして又實際問題として危険思想を抱ける職業的労働運動者の害惡を未然に防止し純真なる組合の健全なる發達を期する上に於て最も必要なりと認む。

第十條

組合共同購買、共済保険等を除く普通營利行爲は之を禁止すること。

(理由) 組合に普通の營利行爲を許すときは種々の弊害を生ずる虞あるを以て之を禁止するを以て至當とす。

第十一條、第十二條、第二十一條

本三條は之を削除すること。

(理由) 組合に加入するに否かは労働者の自由なるに共に組合労働者を雇傭すること否かは雇傭者の自由ならざるべからず第十一條の如きは組合員たるの地位を害用して産業の平和を破り秩序を紊すも尙且つ雇傭者は之を忍ぶべしとなすものにして極めて不當なり第十二條も亦雇傭者及び組合員の自由を奮ふものなれば同じく之を削除するを要す。

第十五條

本條の規定に加ふるに労働組合が公の秩序を紊し又は公益を害するが如き行爲を爲したるときは地方長官は組合の解散を命ずるを得る旨を規定すること。

(理由) 労働組合の決議が法令に違反したるとき地方長官に之が取消權を附與するは當然なるも更に進んで前記の如き場合に組合の解散を命ずるの規定なきは不備なるを以て之を追加するの要あり。

追加希望の條項

一、組合員の保護

組合員は労働條件に關し組合員と締結したる契約に付損害賠償、違約金又は保證の責務を負はざる旨を規定する

こと。

(理由) 労働爭議に對し組合員を脅迫して不當の契約を爲さしむるが如き往々あり依て此の如き契約の無効なることを規定するの要あるを認む。

一〇 労働組合法案及労働爭議調停法案に關する建議

今次社會局案として發表せられたる労働組合法案及労働爭議調停法案は申す迄もなく我産業の將來に至大の影響ある次第なるを以て本協會に於ても篤く考慮可致筋合と心得特に實際家の周到なる調査を遂げ候處立案の御趣旨は大體之を諒するも電氣事業經營の現状に之に従事する労働者の心理狀態乃至其の環境に慣らされたる情性を對照して熟慮するに電氣事業の要求する技術的及體力的労働の能率の可及的向上を確保するの必要上労働者の行動に統制ある規律節制を要望すること特に切なるもの有之此の見地に立脚して左記に掲ぐる箇條の修正は電氣事業の發達上是非とも採擇せられんことを希望して已まざる次第に候此段及建議候也

左記

労働組合法案

- 一、労働組合の組織は一企業又は同一職業に限ること又組合の聯合は之を認めざること。
- 二、労働組合の届出主義を認可主義に改むること。
- 三、労働組合の特典中所得稅營業稅免除を削ること。

- 四、組合員名簿は主たる事務所の外支部其他の各事務所にも備付せしむること。
- 地方長官に組合員名簿を檢閲せしむること。
- 五、勞働組合には解散を命ずることを得るものとし地方長官に其の權限を附與すること。

勞働爭議調停法案

- 一、調停委員の選定期間當事者が委員を選定すべき期間を廿四時間内とする。
- 當事者の選定したる委員が委員を選出すべき期間を四十八時間内とする。
- 二、法案第一條第一項各號に列擧する事業の爭議調停の場合に於ては調停手續終了する迄及調停手續終了するも爭議解決するに至らざる場合は其の結果公表後三日を経過する迄は當事者は法案第十九條各號に掲ぐる如き作業所閉鎖又は罷業等の行爲を爲すことを得ざるものとする。
- 右期間中は何人とも雖も法案第十九條各號に掲ぐる目的を以て其の爭議に關係ある使用者又は勞働者を勸誘することを不得ざるものとする。

以上

社團法人電氣協會

大正十四年十月十九日

會長理事 男爵 田 健 次 郎

內務大臣 若 槻 禮 次 郎 殿

一 勞働組合法案に對する意見書

帝國水産會

大正十四年十月二十六日

會長 伯爵 吉 井 幸 藏

內務大臣 若 槻 禮 次 郎 殿

仄かに承り候へば政府に於ては勞働組合法案なるものを立案せられ目下行政調査會に於て御審議中の趣に有之條處該法案は漁業勞働者に對しても適用するの意向なるやに傳へられ候得共果して然るものこそば聊か早計に失するものご存ぜられ候間漁業勞働者に就ては其の適用を除外相成候様御詮議相仰度候

本件に就ては總會の議を経て建議可仕筈に候得共事火急を要するものご認め左に理由相添へ本會役員の見見上申候也

別 記

理 由 書

- 一、本邦に於ける漁業勞働者の實況を詳にせるものにして世上に公表せられたるものは殆んど絶無にして殊に勞働組合法の制定の如き重大なる社會立法上の根據とするに足るべき資料は恐らくは之なるべし漁業勞働者に關する資料十分ならずして而かも漁業勞働者に適用あるべき立法を敢てするは頗る不穩當なり若し幸ひに相當の資料を備ふるに於ては宜しく社會に公表し世論に問ひたる後立法を着手するを以て至當の用意なりご認む。
- 二、元來漁業勞働は陸上に於ける一般勞働ご其の趣を異にし其の性質上企業の經營又は管理に參加せざるを得ざるものに屬せり從て其の勞働の報酬も亦歩合制度に依るを通例とし賃銀制度を採る場合ご雖も尙ほ抜代制度又は

月給極歩合制度の如き歩合制度を加味し單純なる賃銀労働に屬するものは極めて少なし。

加之賃銀制度に依る場合に就て見るも海上漁業にありては漁場の選擇、漁船の操縦漁具の使用、漁獲物の處理運搬、販賣等に至るまで漁船の乗組員の行ふ所に屬し企業の經營及管理は實に漁業労働者之に當る者を見るを得べし換言すれば賃銀労働の場合すら少くも是等の従業者は企業參加者なりと言ふを妨げざるべし斯の如き地位に在るものに對し一般工場鑛業労働者も一律に労働組合法を適用せんとするは失當なり。

三、漁業労働者間には未だ労働組合又は其の前提も見るべきものなし従て漁業労働者實際の聲に接し得ること困難なり之を工場鑛山に於ける労働者に比すれば其の實狀の觀察に於て徹底を缺くものあるは寧ろ當然のことに屬す然るに今直に工場鑛山に於ける從來種々の經驗に富める労働者に對するも一律の立法をなすが如きは事の早計に失するものたるを免れず。

四、現行漁業法第四十條には漁業に従事するもの、雇傭並雇人の遺族の扶助に關しては勅令を以て規程を設くる事を得ざり更に舊漁業法(明治卅四年)に遡れば同法第十七條には漁業に従事する雇人及雇主の取締に關する規定は命令を以て之を定むざり然るに明治卅四年より今日に至る迄未だ此等の規定の實現を見ざる有様なり斯の如き規定すらも未だ實施せられざる漁業労働者に對し工場法、鑛業法の適用に經驗を重ねたる労働者も同一の法制の下に置かんとするは最も當を得ざるものとす。

一一 労働組合法案に對する陳情書

大阪染色同業組合

合資會社 稻畑染工場

大正十四年十月二十九日

組長 代表社員 稻畑勝太郎

内務大臣 若槻禮次郎 殿

曩きに内務省社會局により發表せられたる労働組合法案は時流に適應せる法案として賛意を表するに吝なるものにあらざるも本案が實施せられたる曉は群小組合の簇出を促し工場主は之が應接に違なきのみならず穩健なる従業者の思想を惡化し遂に企業の危機を招來するものと思考せらるゝに付該案各條項中左記の部分を修正又は削除相成度陳情に及候也

左記

一、第一條中に左記の意味を挿入すること。

(イ) 本法目的中に産業發達に關する意味の辭句を挿入すること。

(ロ) 本法を未成年者及婦人労働者に適用せざること。

(ハ) 本法は六ヶ月以上労働に經驗を有し且つ現に同一種類若くは夫に従屬せる事業に従事する労働者に限り適用するに用す。

(ニ) 本法は一工場に一組合を限り設立を認め二十人以上を單位とし聯合を認めざること。

理由

(イ) 労働組合法に斯かる辭句の挿入は一見異なる觀なきやの嫌あれども比較的義務觀念に乏しき労働者尠しきせざるにより之等の自制を促し勞資協調を圓滑ならしむる一助たらんこの意味による。

(ロ) 自己の意志に非ず組合の強制により止むを得ず罷業若くは結束に参加し可憐なる結果を招來せし實例多く其弊害甚敷ものと認むるによる。

(ハ) 本法を悪用すべき或る種に屬する者(例せば労働ブローカーと稱せらるゝもの或は甲に走り乙に轉じ不斷に異動をなす浮浪性を有する者)の加入を拒止すべき必要あるによる。

(ニ) 徒に累を他に及ぼす如き實例に鑑み範圍を制定する必要あるによる。

一、第二條中組合の設立は地方長官の認可を要するものたること。

理 由

設立手續簡易なる爲め組合濫設の弊に陥り易く是等を幾分自重せしむるの效あるものと認むるによる。

一、第十一條 全部削除

理 由

我組合の如きは工場主親しく業務に従事せるもの大部分にして而も巨額の資金を投し居るものは如斯法律の實施により大なる脅威を感じ其事業の擴張を躊躇又は休止するの結果を招致するやも難計産業振興上輕々に附し能はざるものと認むるによる。

一三 労働組合法制定に就ての具申書

社團 日 本 鑛 業 會
法人

會長 工學博士 的 場 中

大正十四年十一月二日

内務省社會長官 長 岡 隆 一 郎 殿

目下御詮議中の社會局御提議の労働組合法案に就て本會は慎重審議の末評議員會の決議に依り左記の通り謹で具申仕候 敬具

左 記

一、労働組合法は一日も速に實施せられんことを望む。
二、社會局案第十一條第十二條は之を削除するを可とす。

理 由

一、法律的制限なき事情の下に發達し來れる現在の組合は四百有餘に達し其組合員は二十餘萬人に及びり此の大勢に順應する法規を制定することは一日も等閑に附すべからざるものと認む。

二、契約自由の原則を一方に制限して事業經營者を拘束するは穩當にあらず却つて其結果は労働者側に對抗的氣分を助成せしむ紛争を繁からしむべきが故に第十一條及第十二條は之を削除するを至當と認む。

一四 労働法案に對する修正意見

名古屋商業會議所

會 頭 上 遠 野 富 之 助

大正十四年十一月三日

社會局長官 長 岡 隆 一 郎 殿

拜啓此度社會局に於て立案せられたる労働組合法及労働爭議調停法の兩案は目下政府に於て御審議中と承り候に付右兩法制定の本邦産業に及ぼす影響の甚大なるに鑑み當會議所に於ても市内有力なる工業者の意見を問ひ夫々研究致し來り候處今や世界の經濟状態は正常に復歸し産業競争の熾烈なる時勞資關係の制度設定には最も慎重なる考慮を拂ふの要あるべく苟も之によつて紛議を惹起するが如き條項は絶対に之を避け又組合成立に關して穩健着實なる發達をなさしむるは最も必要に有之候然るに右兩案は専ら社會政策的立場より立案せられ産業方面に就ては多く考慮せられざるやに相見え甚だ遺憾に存じ別紙の通り當會議所の意見を決定致候に付何卒御閲讀の上當會議所の意見御採擇被成下候様御配慮相仰度此段得貴意候 敬具

労働組合法案に對する修正意見

第一 條

一、労働組合の目的は「労働条件ノ維持改善」にあるを「労働条件ノ改善」に改め更に組合員の修養技術の向上相互協助及び産業の發達を主目的に挿入すること。

(理由) 労働条件の改善中には自ら労働条件の維持を包含すべきを以て維持の二字は之を削除し又労働条件の改善のみを以て労働組合の目的とすときは徒らに階級闘争を目的とし産業の發達を阻碍するが如き組合の組織

せらるゝ虞あるを以て右の如く之を改むるの要あり。

一、労働組合員は日本臣民にして滿一ケ年以上労働に従事しつゝある者たることを要し尙十六歳未満の者及び刑法の處罰を受け受刑後一定の期間を経過せざる者は之を除くこと。

(理由) 我國人思想慣習を異にせる外國人が組合に加入するときは種々の弊害を生ずべきを以て組合員たる者は日本臣民に限るの要あり又現に労働に従事せざる者は之を除き十六歳未満の者は別に保護の方法あるを以て組合に加入せしめざるを可とす。

一、組合範圍は職業別又は企業別とし人数は五十人以上とすること。

(理由) 原案には組合の範圍に付何等規定なきも職業又は企業の同じからざる者が雜然集合して組合を組織するときは節制統一なきものとなり組合本來の目的に反し健全なる發達を阻碍する虞あるを以て利害關係の緊密なる同一職業の者又は同一企業に従事する者を以て組織せしむるを可とす又組合の人数労働者十人以上とあるは少きに過ぎ團體の通義に反す少くとも五十人以上と改むるの要あり。

一、組合の地域は道府縣の行政區劃に依ること。

(理由) 原案には組合の地域に關して何等の規定なきも組合の地域が餘り廣汎に亘るときは監督上不都合を生ずべきを以て地域は道府縣の行政區劃に依るを適當と認む。

一、本條第一項の「又ハ其ノ聯合」を削除すること。

(理由) 労働組合の聯合を認むるときは職業別若くは企業別としたり本旨に悖るのみならず局部的に解決し得

べき争議を却つて擴大せしむる虞あるを以て右の如く改むるを要す。

第二 條

一、労働組合の設立は認可主義を採ること。

(理由) 本條は組合の設立に付届出主義を採れるも我國組合運動の現状より觀るに一片の届出に依りて直に労働組合の設立を認むるが如きは甚だ危険なり宜しく認可主義を採りて不健全なる組合の組織を防止するは極めて必要なり。我國に於ける他の産業に關する組合例へば重要物産同業組合産業組合等の設立に付認可主義を採れるにかゝらず獨り産業に影響する所最も大なる労働組合に關して届出主義を採るは了解に苦しむ所なり。

一、本條第二項の規定は第一條第一項中の削除に伴ひ之を削除すること。

第十一 條

削除すること。

(理由) 組合に加入せる労働者を雇傭すること否は使用者の自由なること共に之を解雇することも亦使用者の自由ならざるべからず然るに本條あるが爲に使用者が組合員たる理由以來の理外を以て解雇したる場合に於ても組合員たるの故を以て解雇したるものなり。誤解又は曲解せられ爲に幾多の面倒なる紛議を生ずることなきを保せず従つて實際上相互に與ふる損害少からざるべきを以て本條は削除するを至當とす。

第十二 條

削除すること。

(理由) 本條は所謂團體交渉權を認めたるものなるも我國労働運動の現状を以てしては未だ團體交渉權を認むるに適當なる時期に達し居らず急激にかゝる權利を認むる時は種々なる弊害を生ずべきを以て本條は削除するを適當とす。

第十三 條

本條中「其ノ業務財産及組合員ノ數ニ關シ」ニあるを「其ノ業務財産其他必要ナル事項ニ關シ」ニ改むること。

(理由) 本條は地方長官が組合より報告を求め得べき事項として組合の業務財産及組合員の數を擧ぐるに過ぎざるも地方長官がよく監督の實を擧ぐる爲には之のみを以てしては不充分なり組合員の氏名其他の事項に關し必要に應じ諸種の報告を求むることを得ることとする必要あり。

第十五 條

組合が公の秩序を紊し公益を害するが如き行爲をなしたるときは地方長官之に解散を命じ得べき旨の規定を加ふるべし。

(理由) 組合の決議法令に違反したるときは地方長官之を取消すことを得るは當然なるも本條は労働組合に對する取締規定としては不充分なるを以て更に組合が公の秩序を紊し公益を害するが如き行爲をなしたるときは組合に解散を命じ得べき權能を地方長官に與ふる必要あり。

第二十一 條

本條は第十一條の削除に伴ひ削除すること。

第二十四條

本條は第二條の改正に伴ひ認可主義に改むること。

第二十五條

本條中「二ヶ月内」を「一ヶ月内」に改むること。

(理由) 第十四條に於て労働組合は組合設立の日より一ヶ月内に組合員名簿を作成し主たる事務所之を備付くことを要する旨規定しあり本條は第十四條に準じ一ヶ月内とするを以て充分なりと認む。

以上の外左の規定を加へられたし。

- 一、労働組合は營利事業を營むことを得ざること。
- 一、組合員が組合又は組合員と締結したる契約に關し損害賠償違約金又は何等の名義を以てするも不當なる責務を負はしむることなき様適當なる取締規定を設くること。
- 一、労働者が組合に加入又は脱退したるとき及び組合員たる労働者が新に他の組合に加入したるときは其の旨を雇傭者又は其の代理人に届出でしむること。
- 一、組合員の身分経歴技倆等を證明すべき手帳を携帯せしむること。

労働爭議調停法案に對する修正意見

第一條

本條第三項を削除するに依り。

(理由) 第十九條の規定は本條第一項に掲ぐる以外の事業に於ける労働爭議に關しても亦適用せらるゝ様修正せられたきを以て其の修正に伴ひ本條第三項は削除するの要あり。

第四條

本條第三項中に「四日」を「三日」に改むること。

第九條

第二項中「十五日」を「十日」に改むること。

(理由) 労働爭議就中公益事業に於ける労働爭議は一日も早く解決するの必要あるを以て調停手續を速に終了せしむる爲夫々右の如く期間を短縮するを適當とす。

第十九條

「第一條第一項ニ掲クル事業ニ於ケル」を削除すること。

(理由) 労働爭議に關し其の調停手續中の爭議の關係者以外の第三者が本條第一號及第二號の目的を以て其の爭議に關係ある使用者又は労働者を勧誘することを禁すべき事業は獨り第一條第一項に掲げられたる事業に限定する必要はなく第一條第一項以外の事業に於ても亦必要なるを以て前記の如く修正するの要ありと認む。

第二十一條

本條第四號は之を別條に規定し治安警察法第三十條に準する罰則を設くること。

(理由) 第十九條に違反したる者に對する罰則としては本條は輕きに失するを以て治安警察法第三十條に準する

罰則を設くるの要ありと認む。

一五 労働組合法案に対する意見

今回政府に於て立案せられたる労働組合法は我造船業に於ける労働状態及事業經營上に於ける事業主と労働者との關係等より觀察するは事業の發達及労働者個々の利益を阻害する點ありと認め別記修正意見を提出候條何卒御審議の程奉願候

大正十四年十一月七日

造船懇話會

幹事	伊藤乙次郎
同	今岡純一郎
同	濱田 彪
同	藤島 範平

内務大臣 若槻禮次郎殿

別記

第一條に就ては左の如き修正を加ふるべし。

(イ) 同一若くは類似の職業又は各企業に於ける労働者の労働組合となすべし。

(理由) 原案の如く何等の制限を設けず單に労働條件の維持改善を目的とする労働者となすときは所謂労働者な

る定義を下し得ざる故頗る漠然たるものにして殆何人とも雖も労働組合員各自の意志思想に大なる懸隔を來たし組合の發達及工業の進展を阻碍すべし之工業に従事する眞の労働者の利益保護に充分ならず故に前記の如く組合員の資格を制限するものとする。

(ロ) 組合の人数は五十人以上となすべし。

(理由) 原案の如く十人以上となすときは交渉團體の組合としては餘りに人員少く且種々雑多の組合を生じ易く結局組合としての存在の利益なきに至るべし。

第二條に就ては左の修正を加ふるべし。

組合は總て法人となすべし。

(理由) 我國の現状に於て労働組合の設立を單に一片の届出によりて濟ませて差支なき程度に社會状態進歩し居らず且又組合は自己の權利義務の遂行上法人となすを至當なりと認む。

第十一條は削除すること。

(理由) 原案の如くなるときは事業家には労働組合員のみを使用を職工には労働組合員たることを強制し従て兩者に對し雇傭の自由を奪ふの結果を來すべし我國の如く家族制度の發達せる國情に於ては事業家中労働組合員以外の労働者のみを以て事業を經營せんとするものあるべく又労働者中にも組合に加入せず自由に労働せんとするものあるべし此等の者に相集りて事業を經營せんとする自由を保有せしむるは當然の儀なりとす。

或は労働組合を保護する上に於て本條は必要なりと稱するものあれど其は誤れるの甚しきものにて組合を保護

する上に於ては第十二條を以てすれば充分にして本條は却て労働者の自由を束縛し且組合萬能の弊を助長し延ては工業衰退の因を爲すべし。

即労働組合其物は充分保護發達を計るゝ同時に労働者各自の労働の自由及事業家労働者間の雇傭の自由を尊重する趣旨より本條は削除するを至當なりとす。以上

一六 労働爭議調停法案に對する意見書

政府が今回行政調査會の審議に附されたる労働爭議調停法案の内容を見るに公益事業に於ける労働爭議に對しては當事者の請求なき場合に於ても調停委員會を開設して爭議を調停する方法を採り更に一般産業に對しては當事者の請求に依り調停委員を開設し得る旨の追加規定し殊に公益事業と一般産業とは法の適用を異にするが如き又た同法に何等の強制力なく調停成立の曉に於て其效を奏するに疑はしく萬一調停の成立せざる場合は却て爭議を錯雜紛糾せしむるの虞れありて本法は寧ろ一般産業者の不安を招き政府所期の効果を收むるに蓋し望み難きも之信ず然れ共政府が強て本制度を制定せらるゝ場合には先づ其範圍を單に公益事業の爭議にのみ止め一般産業に關しては労働組合法施行の後如何なる程度の調停を必要とするや各方面の實情に鑑み更に立案せらるゝを適當と認む。

況んや治安警察法第十七條同第三十條を徹廢し調停法の規定を以て之れに代ふる如き今日の狀態に在りては實に危険極まるものにして英米諸國に於ても同法と類似の取締法を規定しありと聞く故に我が刑法を改正し同十七條と同様の規定を設け然る後に於て徹廢せられんことを望む。

以上本組合役員會の決議を以て茲に意見を具陳仕候也

東京鐵工機械同業組合

大正十四年十一月

組長 大塚 榮吉

長岡社會局長 閣下

一七 建議書

政府は今回労働組合法並に労働爭議調停法を發布するに共に治安警察法を改正せんとするの議ある事を聞く然るに現時の労働組合の狀況と労働爭議の實情に照し當組合は治安警察法第十七條同第三十條の即時廢止は時期尙早と認め今後労働立法の成立と労働組合の秩序ある發達に依り全然該法條存在の必要な時期迄之を存置せられん事を建議するものなり。

蓋し労働法施行早々に於ては新法實施の試験時代なるが故に専ら現在の治安警察法運用の上に手加減を加ふる事によつて徐ろに労働組合の穩健なる發達を助長するを以て寧ろ良策なりとす。

即ち吾人の意見は過渡時代に於ける法の改廢に代ふるに法の活用を以てせんとするものにして之れ労働立法實施後労働運動の脱線的弊害を未然に防止し眞正なる労働運動の秩序ある發達を助長する所以なりと信ず切に當局の御清鑑を仰ぐ。恐惶謹言

大阪鐵工業同業組合

組長 栗本勇之助

大正十四年十一月十三日

一八 労働法案修正意見書

労働關係法案に就き慎重審議の結果左記の修正を必要と信じ候條此段及建議候也 敬具

大正十四年十一月十六日

- 京部商業會議所
- 京都工業同盟會
- 兵庫縣工業懇談會
- 大阪商業會議所
- 大日本紡績聯合會
- 大阪工業會
- 大阪府工業懇話會

労働組合法案修正意見

- 一、労働組合は同種職業又は同一工場に從事する労働者の團體に限定すること。
 - 二、組合の人数は五十人以上とすること。
- 但し一工場内に於て組合を組織する場合に限り労働者總數五十人に満たざる時は十五人以上とすることを得。

- 三、組合の聯合は之を組合と認めざること。
- 四、労働組合員は帝國臣民丁年以上の男子にして同一工場又は同一職業に六ヶ月以上労働に從事し且現に之に從事するものに限ること。
- 五、組合の設立は地方長官の認可を要するものとすこと。
- 六、第十一條を削除すること。
- 七、第十二條の労働協約は本法中の一ヶ條を以て規定し得べきものに非ず本條は之を削除し單行法として別途に規定すること。

治安警察法改正法案修正意見

- 一、治安警察法第十七條及同第三十條は存置すること。以上

一九 労働法案修正意見書

労働爭議調停法並に治安警察法改正法案に關し本會に於て慎重審議致候結果別記の通修正意見提出致候條御採用相成度候 敬具

大阪府工業懇話會

大正十四年十一月十六日

内務大臣 若槻禮次郎殿

會長 中川 望

記

労働争議調停法案修正意見

一、第一條第二項を削除す。

(理由) 本法案は我國最初の試にして之を直に一般工業に實施するは尙早なりと認む故に先づ之を公共事業にのみ實施し他日徐ろに他の事業に及ぼすを可なりとす。

二、第一條第一項第五號中命令の二字を勅令に改む。

(理由) 前項と同様の理由により本法の適用範圍を擴大せんとするには最慎重なる詮衝を必要とす故に其決定を勅令によるを至當なりとす。

三、第十九條及第二十一條第四項を削除す。

(理由) 別項に述ぶる如く現在の狀態に於ては治安警察法第十七條並に第三十條の存置を必要とするを以て本法第十九條及第二十一條第五項は其の必要なきものなり。

治安警察法改正法案修正意見

一、治安警察法第十七條及同第三十條の撤廢は尙早にして他の労働諸法規實施の成績に徹し他日之が改廢をなすを可なりとす。以上

110 治安警察法に關する建議書

今回當局に於ては労働争議調停法制定と共に治安警察法第十七條を廢止するやの議あるも本會は慎重審議を経て産業界並に労働界の實情に鑑み其存置を必要なりと認め意見開陳仕候也

大阪工業會

大正十四年十一月 日

理事長 工學博士 片岡安

一、治安警察法第十七條の存置を希望す。

(理由) (一) 今回當局に於て労働争議調停法制定と共に治安警察法第十七條を廢止せんとするやなるも由來治安警察法第十七條は公益事業並に非公益事業に於ける争議に對する一般的制裁規定にして労働争議調停法案第九條の規定は公益事業に於ける同盟罷業又は工場閉鎖等につき第三者の勧誘を禁止するに過ぎざるを以て今直に代ふるに之れを以てするは不合理を免れず。

(二) 公益事業たるも非公益事業たるもに拘はらず我國労働運動の現状及び労働争議の實情に鑑み本條の如き争議に固有なる大衆運動を取締るべき特別法規は未だ之れを廢止するの時期に達せざるものと思惟す。

(三) 假りに本條を廢止し刑法又は其他刑罰法規の適用を以て其不備を補ひ得べしと言ふも現代産業界並に労働界の特殊なる進歩に之れに伴ふ複雑なる事情と其の誘因による紛争を律するに一般刑罰を以て律せんには法の運用上多大の缺陷を免れざるべきを信ず。

右の理由により治安警察法第十七條の存置を切望する次第に御座候 以上

二一 労働法案に対する建議書

大阪商業會議所

大正十四年十一月二十一日

内務省社會局長官 長 岡 隆 一 郎 殿

會 頭 稻 畑 勝 太 郎

曩に御發表相成候内務省社會局起案に係る労働組合法案に關し本所に於て審議の結果左記修正必要を存候間何卒御採納相成度此段建議仕候也

左 記

労働組合法案に対する修正意見

第一 條

- 一、労働組合員は帝國臣民たる丁年以上の男子にして労働に従事するものと限定せられたきこと。
- 一、労働組合は各工場別として十五人以上又は職業別として五十人以上の労働者を以て組織せしめられたきこと。
- 一、本條第一項の「又ハ其ノ聯合」を削除せられたきこと。

第二 條

- 一、労働組合の設立を認可主義に改められたきこと。
- 一、本條第二項の規定は第一條第一項中の削除に伴ひ之を削除せられたきこと。

第十一 條

削除せられたきこと。

第二十一 條

削除せられたきこと。

第二十四 條

- 一、第二條の改正に伴ひ本條も認可主義に改められたきこと。
- 以上の外新に左の意味の規定を加へられたきこと。
- 一、労働組合をして組合員の加入及脱退に付個人の自由を拘束すべき何等の條件を附するを得ざらしむること。
 - 一、労働組合をして營利事業を經營せしめざること。
 - 一、労働組合をして雇傭者又は其他の諸團體並に組合に加入せざる労働者に對し左の行爲をなさしめざること。
 - (イ) 労働協約の締結を強要すること。
 - (ロ) 労働協約締結に際し参加を強要すること。
 - 一、労働組合の行爲にして不穩當なる場合には之に解散を命じ得べきこと。

二二 労働組合法案に付陳情

今般政府に於て労働組合法御立案御審議中の由承り候處愈御施行の上は産業上に及ぼす影響尠からざるのみなら

ず一步を誤らば真正の労働者をして不測の禍を蒙らしむるの恐れ有之從て是等労働者之唇齒輔車の關係にある我等工業經營者に於ては誠に寒心に堪えず候に付當組合に於ても所謂社會局案として新聞紙上に發表せられたるものに就き慎重審議の上別紙の通り修正意見を決議仕り候時日急を要したる爲め疑義多きものは暫く之を措き特に緊要なる事項として衆議一致したる點のみに止め候次第に付何卒特別の御詮議を以て微意御酌取の上可然御配慮被下度此段及陳情候也

神戸鐵工業同業組合

組長 土岐市太郎

大正十四年十二月十日

労働組合法案修正意見

第一條 「十人以上」を「五十人以上」に改むる事。

(理由) 僅少の人員にては特に組合を設立するの必要なのみならず労働組合の假面を以て他の目的の爲めに組合を濫設するの恐れあるに依る。

第二條 認可主義に改むる事。

(理由) 民法の公益法人設立に許可を必要とする規定重要物産同業組合法及び重要輸出品工業組合法等の認可主義を權衡を失はざる様改正せられたし。

第十三條 地方長官は常に報告を求むるのみならず進んで検査をなし得る規定を加ふる事。

(理由) 労働組合員の利益を保護するが爲に組合の名を濫用して目的外に走るものを取締る必要に依る。

第十六條 役員解任組合の解散を命ずる權利をも地方長官に附與すること。

(理由) 不正行爲不穩行爲等を取締る爲め同業組合法等も權衡を保つるの必要あるに依る。

第十九條 第十三條の修正に伴ひ検査に關する罰則を加ふる事。

(理由) 第十三條修正の結果なり。

第二十一條 五百圓を壹百圓に修正。

(理由) 元來第十一條及本條は實際上其の必要を認めざれども假りに之を存置するも其の過料額を特に巨額にするの必要を認めず他の條項も權衡を保つため其の減額を適當に認むるに依る。

第二十二條 施行期日を發布の日より三ヶ年後とすること。

(理由) 相當の準備期間を要するに依る。以上

労働組合法案に対する修正意見書

我國經濟界の現況に鑑み労働組合法の制定は各種産業に重大なる影響を及ぼすものあるを以て常に深甚の注意を拂ひ居り候這般内務省社會局案として御公表相成候に付慎重審議の結果原案中修正を要すべしと思考するもの別紙の通り當所議員總會の決議に基き此段建議候也

神戸商業會議所

會頭 鹿島房次郎

大正十四年十二月二十二日

内務大臣 若槻禮次郎閣下

勞働組合法案に對する修正意見

第一條

イ、「組合員ハ勞働ニ從事スル丁年以上ノ日本臣民タルコト」の字句を挿入すること。
ロ、「聯合」を削除

第二條

第二項の規定は第一條の聯合削除に伴ひ削除。

第十條

營利事業を營むことを得ずこの規定を別に設くること。

第十一條

を左の如く修正。
勞働者は組合員たるの故を以て解雇せらるることなし。

組合及組合員は雇傭者又は其の代理人が組合員たらざるものを雇傭したるの故を以て之に對抗することを得ず。

組合及組合員は組合に加入を強要し又は脱退を阻止することを得ず。

第十二條

削除して新に團體的勞働協約に關し細則を設くること。

二四 勞働法案に對する建議書

政府に於ては今般勞働組合法並に勞働爭議調停法を御制定可相成候趣に有之候處右兩法の適否如何は國家産業の消長及吾等商工業者並に勞働者の禍福に對し緊密の關係有之候へば本會に於ては過般來審議の結果別紙の通り意見決定仕候條趣旨御採納相成度此段謹で及建議候也。

社團 東京實業組合聯合會
法人

大正十四年十二月二十三日

會長 星野錫

内務大臣 若槻禮次郎殿

勞働法案に關する意見

今般政府に於て勞働組合法を制定せられんことを是主として勞働者の幸福を増進する途を開かんことをの意に外ならざる可く其趣旨に對しては本會素より賛意を表する處なり。

顧ふに産業の隆興は勞資の協調完きを得各其業に安んずるに依り始めて之を期するを得ること言を俟たず殊に本邦の如き原料品の天惠薄く其資けを海外に需むるにあらざれば産業の獨立を企圖すること能はざる國情にありては切に勞資の協力に意を注ぐこと緊要なりとす。

抑も勞働能率衰退して獨り産業の振興するの謂なきも同時に又産業破壊して獨り勞働者のみ繁榮するの理由なきは瞭にして兩者の利害は常に一致すべきものなること一點疑義を挿む處にあらざるなり故に若し勞働者並に企業家

にして相愛の念を失ひ相共に自己の利益にのみ拘泥し相對峙して讓歩する所なからんが産業は忽ち萎靡廢頽を來たすこと歴然にして其結果企業家は自己の安全を保つべく海外投資又は銀行預金其の方法に依り利殖を圖るに至り資金は漸次産業を去り産業の衰頽を促進し遂には其の破綻を來たし失業者續出し勞働者をして益々窮境に陥らしむること必然の歸趨と謂はざる可からず。

然るに最近本邦勞働者の團體思想急激に發達し種々なる團體を作り殊に此間虚名を賣らんことを又は變態思想を有するもの相競ひて意思薄弱なる勞働者を煽動し種々の目的に利用するが爲め勞働運動は漸次惡化の傾向を有し吾が産業を破壊するに止まらず結局勞働者の不幸を招かんことを吾等の憂慮に堪へざる處とす。

此の秋に當り茲に勞働組合法を制定し勞働團體の健實なる發達を促し合理的に勞働者の福利維持増進を圖り且つ共濟修養の途を開かしむることは單に勞働者を幸福に導くのみならずして延ひて吾が産業の基礎を確立する所以なりと信ず。

然れ共萬一法の制定を謬らんが勞働組合の行動をして其の本旨を逸脱せしめ徒らに勞働者企業家間の鬭争を助長し其結果産業を破壊し且つ勞働者の自滅を誘致するに至るを以て其の制定に對しては特に慎重なる審議を遂げ吾が産業状態に適應し又勞働者永遠の福利を圖る趣旨に於て之を爲さざる可からざるものとす由つて本會は今爾勞働組合法制定せられんとするに際し審議の結果同法の制定に關し特に左の要望を爲すものなり。

第一 組合員の範圍並に組合の區域

(イ) 組合員は同一若くは類似の職業に従事する勞働者に限定すること。

(ロ) 組合の區域は道府縣以下とす。

(ハ) 聯合團體たる組合には組合員の範圍及組合の區域に制限を附せざること。

(理由) 勞働組合法制定の主たる目的は勞働者の利益の保護増進に在りしるも勞働者永遠の幸福が産業の盛衰と其の軌を一にするものたる以上勞働組合が其の勞働條件の維持改善を圖るに於ても其の原則に立脚し其の從事する企業の性質情況に順應し合理的に解決すること緊要とす而して之が實現は其の企業の性質情況を詳知する者に依りて始めて之を遂行し得ること言を要せず然るに各種企業は其性質組織利益歩合等千種萬態なるのみならず時の推移に依り其の消長を同じくせざるを以て自己の從事する企業と全然相違する事業に付きては其知識甚だ淺薄なるを免かれず従つて各種相異なる職業に従事する勞働者を混淆したる團體を本法に依る勞働組合の單位とする時は各企業に付き廢生せる事件に付き適正なる判斷を爲すこと到底期待することを得ず較もすれば各企業の特性及實狀を無視し無謀なる主張をなし輕舉妄動に出づること想像するに難からず企業家との間に於て充分協調の餘地ある場合に於ても遂に不調に終ること屢々にして吾産業の基礎を危くし延ひて勞働者の不幸を誘致するを以て勞働組合の組合員の範圍は同一職業若くは類似の職業に従事する者に限定すること緊要なり。

且つ又同一又は類似の職業に従事する者も雖も各地方の經濟状態に依り其の狀況に大なる相違あり勞働條件も亦同一に論ずる能はざるを以て勞働組合は之を適當の區域に限定すべく斯くして始めて勞働者企業家間の了解點を見出すこと容易にして實際上組合員の福利増進の目的を達成するを得且つ地方産業の實狀にも適應するも

のなり故に之を道府縣に限定すること最も適當なりと認む。

本法に依る労働組合の單位は之を同一又は類似の職業に従事する労働者の團體とし其區域は道府縣に限定するの要ある上述の如くなりし雖も是要するに各業に於ける企業家及労働者間の問題は其の業の性質及狀況を理解し且つ直接又は緊密なる利害關係を有する者に於て實狀に適應する解決を爲さしめんとする趣旨に外ならず。然れ共一般労働者の間に於ても其の福利の維持増進に付き共通する點あること勿論なること同時に労働團體の實際的結合の途を開く要あるを以て聯合團體たる労働組合に對しては之を組織する組合員(労働組合)に職業の制限を附せず且つ區域を限定せざるを以て適當と認む。

第二 組合の設立

組合の設立に關しては認可主義を採用すること。

(理由) 労働者を保護する意味に於て労働組合法を制定し労働者に對し種々の特權を附與する以上之が健全なる發達を爲し産業の發達を抵解することなく労働者永遠の福利を増進するため組合設立の本旨に遵ひ最も眞摯なる行動を採らしむることを要す。

然るに届出主義に依るときは非労働者甚だしきは虚名を需むるもの又は變態思想者相集りて公然結社を作り神聖なるべき労働組合を危險的地位に誘惑し且つ悪化せしむるに至る。

依て當局に於て之が亂設を遏ぎ之を監督指導し其の健全なる發達を成さしむること緊切ならざるべからず然るに届出主義に依る時は到底其の目的を達成する能はず。

或は労働組合法中組合の決議又は組合の規約が法令に違反し又は公益を害する場合に處する規定にして組合の取締上必要ある場合には組合の解散を命する趣旨の規定を設くる時は一見監督指導の實を擧ぐるに大なる支障無きが如しし雖も單に届出のみを以て組合を組織するを得るものこそば特定の目的を達成する爲一時的に組織するものも生ず可く之等に對しては勿論充分なる監督を爲す能はず其の他のものに於ても假令解散を命ぜらるゝも僅かに名稱形式を變へ届出に依り直ちに組合を再設することを得るを以て解散は何等の效果を有せず云ふも過言に非らず。

斯くの如き場合に於ては其設立を許可せざれば足るこの説を爲す者無きに非らざるべしし雖も斯くの如くは一の不徹底なる許可主義にして寧ろ百尺竿頭一步を進め當初より認可主義を採り充分に監督指導の實を擧げ組合の健全なる發達を促がすに如かず況んや同業組合産業組合等何れも其の設立に對し認可主義を採らざるなきに徴するも未だ我國の現狀に於て法人たる公認團體の設立を設立者の自由意思に委するを許さざるこそ明かなるに於てをや由つて組合の設立に關しては認可主義を採用するの要ありと認む。

第三 組合の組織

労働組合は之を法人とすること。

(理由) 労働組合をして健全なる發達を爲さしむるには之をして權利義務の主體たらしむるの要あるを以て之に法人格を附與するを必要なりと認む。

第四 組合の保護

労働組合には法人としての登録税を賦課せざる規定を設くるも營業税に關する規定は之を設けざるべし。

(理由) 労働組合の發達を助長し之を保護する意味に於て其の法人としての登録税を免除する規定を設くることは穩當なるも労働組合の主たる目的は労働條件の維持改善に在り性質上營業を爲し得べきものにあらず殊に同業組合法に於て「同業組合及同業組合聯合會ハ營利事業ヲ爲スコトヲ得ズ」此規定せるに對照するも營業行爲を許可すべきものにあらず従つて營業税に關する規定規定を設くるの要なきものと認む。

第五 労働組合には民法第四十四條を準用すること。

(理由) 労働組合を法人と認むる以上其の事務の執行者たる理事の不法行爲に付き組合をして責任を負はしむることは當然にして若し然らざれば組合の責任觀念を薄弱ならしめ放縱なる行動に出でしめ其の健全なる發達を期する能はざるを以て民法第四十四條は之を労働組合に準用する要ありと認む。

労働爭議調停法案に關する意見

今般政府に於て労働組合法の制定に關聯し労働爭議調停法案を制定せられんことは是要するに労働組合法に依り労働者の團結權を保證し労働條件の維持改善を保護すること同時に將來起る可き労働爭議に於て單なる感情に依り又は不合理なる主張を持して之を繼續することに依り當事者双方の蒙る損失を緩和し吾が産業の健全なる發達を期せんことにある可く其の趣旨に對しては素より異議を挿むものに非らずと雖も其の立法に際しては深く吾が産業の實狀並に將來を考察し之に對する法の影響及效果に付き充分なる考慮を爲し權威ある法の制定を期せざる可からず。元來労働爭議の解決に對し當事者間に於て妥協點を發見し得る時は特に調停委員會を開設するの要なきこと勿論にして本法制定の目的は畢竟當事者間に於ける意見感情阻隔し爭議の解決至難なる場合に於て之を解決するにあらざる可からず。

然るに法案に依る調停委員會の議事は多數決に依りて決定せらるゝが故に各當事者の意思に合致するものと見るを得ず従て當事者之に服従するを欲せざる場合頻發すること豫期せざるべからず。

然るにも拘はらず法案を見るに調停委員會の決議に何等の執行力を附せざるを以て當事者其の決議を無視する時は調停委員會の開設は結局徒爾に終り本法の制定も全然意義なきに至るに止まらぬ却て爭議の紛擾を増大し其の爭議を惡化せしむることなきにあらざるなり。

故に本法に依る調停委員會を以て労働爭議調停の最高機關たらしめんことを適當の方法を以て之に執行力を附し當事者をして其の決議を遵守せしめ徹底的解決を期せざる可からず而して若し法案の如く調停委員會の決議にして強制力を有せざるものとする時は本法制定と同時に仲裁裁判制度を設け其の判決に制強力を附し調停委員會に於て解決するに至らざるものは此機關に於て徹底的解決を爲すの方法を採用するの要あり由つて調停委員會の決議に對し適當の方法を以て執行力を附するに非らざれば仲裁裁判制度を新設し其判決に強制力を附せられんことを望む。

二五 労働立法特別審議機關設置に關する建議

(發第八一九號)

今次政府の發表に係る労働法案に對しては其最も主要なる點に於て朝野の論議頗る區々に涉り未だ國論の統一を

觀るに至らず。

政府は曩に行政調査會に附議したりし雖本法案が産業の發達國民の福祉に極めて重大なる關係を有する點に鑑み此際更に我國情に適切完全なる成案を得之を今五十一議會に提出するの目的を以て速かに勞働立法に關する特別審議機關を設置せられんことを要望す而して右機關は關係當局及商業會議所、業主團體並に勞働團體の代表者其の地學識經驗ある者等を以て組織せらるゝを最も緊要なりと認む。
右本會議所の決議に依り建議仕候也

東京商業會議所

大正十四年十二月二十六日

會 頭 指 田 義 雄

内 務 大 臣 若 槻 禮 次 郎 殿

二六 建 議 書

這般政府は勞働組合法案勞働爭議調停法案並に治安警察法改正案を發表せられ來る第五十一議會に提出せらるゝやに仄聞す。

凡そ資本と勞働とは恰も車の兩輪の如く互に相頼り相輔け協力一致健全なる進歩を遂げ以て建國の大理想を顯現することを期すべきなり顧ふに本案制定の如きは國家の大事にして一たび方途を誤れば救済の術施し難からんこと宜しく立法諸般の作用影響を深慮し實際上の重要問題に就き充分の省察戒愼を加ふべきなり。

本會は自家責任上黙過すべからざるものと信じ本案に付攻究する所あり茲に別紙修正意見を述べ敢て清鑒を仰ぎ希くば採納あらんことを。

右九州鐵道軌道同業者の決議により建議候也

大正十四年十二月二十六日

九州鐵道軌道同業者總代

- 朝倉軌道株式會社取締役社長 多 田 勇 雄
- 祐徳軌道株式會社取締役社長 愛 野 文 次 郎
- 柳河軌道株式會社取締役社長 藤 島 豊 太 郎
- 熊本電氣軌道株式會社取締役社長 大 川 平 三 郎
- 筑後軌道株式會社常務取締役 怡 土 東

内 務 大 臣 若 槻 禮 次 郎 殿

修 正 意 見 書

勞 働 組 合 法 案 (社會局案)

第一條中第一項を次の通り改むることを。

第一條 本法に勞働組合を稱するに勞働條件の維持改善及技能の向上産業の發達を圖るを目的とする一事業中同種職業の勞働者五十人以上の團體を謂ふ。

(理由) 目的中に技能の向上産業の發達を挿入したるは労働條件維持改善のみを目的とすれば徒に階級闘争の端を啓き延いて産業の發達を阻碍せんことを虞るゝに由る。

一事業中同種職業の労働者と限定したるは利害關係の密接ならざるものが雜然集合し組合を組織するは徒に煽動誘惑を事とし組合本來の目的を破壊し完全なる發達進歩を阻碍すべしと信するに由る。

十人以上とあるを五十人以上としたるは組合構成人員十人以上にては餘り少數なるが故に五十人以上を適當なる員數と認めたるに由る。

第二條 届出主義を認可主義に且つ聯合團體を認めざる事に改むること。

(理由) 我國の労働運動は極めて最近の發達にして未だ其特征だに見出すこと能はず組合員の出入集散恒なく動もすれば教唆に乗ぜられ煽動に惑はされ直接運動に傾き易き感あるは事實の證する所にして而も是等の者が届出主義により容易に組合を組織し得るものとすれば却て危険を醸成し易く完全なる組合の發達は望み難かるべしと思料す依て認可主義を採り時勢に適應せしめんことを由る又聯合團體を認めざるは事件の擴大を防止するに便なること且つ一事業中同種職業主義を確保するに由る。

第十一條、第十二條、第二十一條、第二十四條、第二十五條を削除すること。

(理由) 第十一條は一應必要な規定なるが如く見ゆるも實は之れあるが爲めに却て混雜を來す虞れあり何こなれば普通解雇の原因は本人が怠惰なるか不逞なるか工場の秩序規律に背反するか犯罪行爲又は不正行爲あるか兎に角業務上特別好ましからざる場合に存するものにして當人が組合員なること否かは何等問題となるものにあ

らず現に労働組合員にても穩健にして業務に忠實なる者は組合員なるや否を全く顧念することなく善良なる労働者として雇傭せらるゝものなれば國家が組合法を設けて労働組合を公認するに至れば益々本案の如き懸念は一掃せらるべく若し本條の規定を存置せられんか寧ろ之れあるが爲めに實際問題として却て種々なる反感紛争を助長する結果を將來に當然の理由に基き解雇を受けたるものと雖も組合員なるが故に解雇せられたりし獨斷呼號し誤解又曲解して闘争の誘因をなし産業の損失を招致すべしと思料するに由る。

第十二條は全く新規規定にして本來「労働協約」なるものは我が國法上新規の觀念なれば別に協約法とも稱すべき單行法を制定することなくして唯其の效力だけを捕捉したる感あるものを突如本法に規定するは果して妥當なりや疑問とする所にして寧ろ之れが削除を適當なりと認めたるに由る。

第二十一條は第十一條の削除により第二十四條第二十五條は第二條の認可主義修正により共に自然消滅に歸するものこと。

第十九條中第二條、第二十四條、第二十五條の文字を削除すること。

(理由) 各本條を修正削除したるに由る。

労働争議調停法案 (社會局案)

第九條中十五日とあるを十日に改むること。

(理由) 公益事業に於ける労働争議は可及的速に解決せしむる必要上期間を短縮せんことを由る。

第十九條中「調停手續終了スル迄」の九字及但書全部を削除すること。

(理由) 本條の精神を考察するに労働爭議の擴大を防止し可成速に且つ圓滿に調停の目的を達成せしめんことを在るが如し之を既往に徴するに労働爭議の紛糾は第三者の煽動誘惑に依りて激甚を來すもの其多きに居るが故に寧ろ一步を進めて第九條の期間中なることを否に關らず之等の行爲を禁止し以て適正なる調停手續を完了せしめんことを由る。

治安警察法改正案 (社會局案)

治安警察法中第十七條及第三十條は存置すること。

(理由) 我國現在の社會現象が其削除を認めざるに由る。

二七 陳 情 書

労働者の地位を向上し其責任を自覺せしめ企業家を協調して國家産業の發達に資する爲労働組合法の設定は緊要の事と信するも之が制定に當りては産業發達の狀況、文化の程度國民性の相違等に留意して國家商工業の實情に相應して官しきを制するに非ずんば却て危激なる思想運動を激成し勞資間の圓滿なる協調を破壊し産業の基礎を危くする虞ありと信す最近閣議を通過せり傳へらる、行政調査會案は曩に内務省社會局案として發表せられたる法案に比しては前掲各種の點に考慮を加られ法規の内容に於て著く改善せられたる點あるも尙未だ遺憾の點無きを得ず左に本會希望の存する處を陳べて御清鑑を仰ぐ翼くば御採擇あらん事を。

記

一、組合員數を五十人以上とす。

(理由) 社會局案は十人以上となり居るも此の如き少數者を以て組合を組織するを得せば勢ひ少弱組合濫設の弊に陥り組合自身の健全なる發達を期し難きのみならず温情を主とする家内工業的の事業に迄勞資對立思想を浸潤せしむるの虞あり。

一、組合員中より女子及未成年者を除外す。

(理由) 女子の智能發達の程度竝に本邦固有の女子性情に照し之を労働組合に加入せしめ労働運動に参加せしむることは不適當と信す、若し夫れ未成年者を加入せしむる時は矯激なる思想に感染せしめ、人格の修養技能の鍊磨を缺かしむる虞あり加ふるに此の如き女子及未成年工が大部分を占むるが如き組合にありては不熟なる女子及未成年者の意志が組合の決議を左右するが如き弊に陥り安し故に少くも成年に達する迄は組合員たる資格を與へざる事とし度。

一、組合員は其労働に一ヶ年以上従事したる者たる事を要す。

(理由) 之所謂労働ブローカーを排除する必要に出でたるものにして之等労働ブローカーは勞勞者を煽動して殊更に勞資の間を離間せしむ其間自己の私腹を肥す者なり、組合の健全なる發達の爲之等の徒は組合員より除外するを要す。

一、受刑者に對しては制限を附する事を要す。

(理由) 不健全分子を除外する意味に於て禁錮以上の刑罰に處せられたる者は少くも二ヶ年間組合員たるを得

ざらしむることを要す。

一、組合の目的中に「産業ノ發達」をも含ましむることを要す。

(理由) 労働條件の維持改善其他共同利益の保護増進に止らず進んで能率増進其他産業の發展等に組合を参加せしむる事に立法の精神に照して緊要の事と信ず従て前掲の事項を規其中に包含せしむるの要あり。

一、労働組合の設立は認可を要することゝす。

(理由) 労働組合の設立に當りて其内容を調査し過激不健全なる分子を淘汰する事は現在の我國情に照して必要なる事なり然も組合の設立を届出主義に依るものとする時は假令届出に多少の條件を附するも此趣旨を貫徹する事至難なる可く自然組合濫設の弊を醸す可し仍て組合設立には主務官廳の許可を必要とする設定を設くるを要す。

一、社會局案第十一條の組合加入者保護設並は之を削除す。

(理由) 本規定は契約自由の原則を無視するのみならず勞資間の爭議を頻發せしむるの因となるべし仍て此の如き規定は官しく之を削除するを要す。

一、組合の地域を一府縣に限ることゝす。

(理由) 同一工業に於ても地域を異にするに従て經濟上の事情一致せざるを以て若し組合の地域を限らざる場合は組合員間の利害關係密接ならず爲に健實鞏固なる結合體たるの實を得難きの憾あり且つ地方廳を通じて組合を監督する爲にも其地區を一府縣に限ることゝし度。

社團 大阪實業組合聯合會

法人

大正十五年一月十五日

理事長 森 平 兵 衛

内務大臣 若 槻 禮 次 郎 殿

二八 労働法案に對する意見書

總發第三七號

社團 日本船主協會

法人

大正十五年一月二十七日

會長 川 村 貞 次 郎

内務大臣 若 槻 禮 次 郎 殿

拜啓益々御清穆之段奉慶賀候

陳者今議會に御提案相成候労働組合法案並労働爭議停法案に對する海運業者の見地よりする本協會の意見別紙の通り決定致候に付ては同法案御審議の節何卒御参配を給はり度供御高覽候

労働組合法案に對する本協會の意見

第一條

一、労働者の利益は産業の發達と互に消長するものなりと觀念鼓吹の意味に於て動もすれば從來の僻見、無理解に陥らんごせし弊害を防止する意味に於て組合の目的に産業の發達なる字句を挿入すべしとの説ありたるも抑も勞

労働組合は資本家の壓迫に對し弱者たる労働者が一致團結して之れに當り其正當なる主張をなすを本來の目的とするものなれば産業の發達を以て又其目的をすべし。法文に明記するも如何と思はるゝのみならず唇亡して齒全からざるの理は労働者も亦熟知する所なり尙ほ一方に於ては之に藉口して却て産業管理の端を聞く虞ありこの意見ありて結局原案通り挿入せざるべし。

二、組合を組織する人数の制限に就ては之を十人と爲すは少なきに過ぐこの説ありたるも亦一方に於て土地柄又は職業の種類によりては尙ほ以て少なしとせざる場合もあるべきを以て適當の限度を定む可き標準なく反つて團體なる語の抽象的觀念により組織者並に監督者の決定に一任するを便なりとし「十人以上」の字句を削除し人数の制限を附せざるべし。

三、第一項中「其聯合」は事實上の存在を否定す可き限りに在らざるも本法に於て労働組合として其存立を認め之を法的に保護す可き性質のものにもあらず又其必要なきを以て本法案中より之を削除すること。

四、組合員中労働者以外の者の加入並に労働者を現に労働従業者のみに限るや又會て労働者たりし者の加入を認むるや否やは何れも組合自身の自由裁量に一任するも別に差支なきものと認む。

五、組合は利害を共にする者のみを以て組織するを可とするが故に之を職業別、企業別又は産業別とすこと。

六、第二項中其他共同利益の保護増進とあるは其手段として營利事業を爲すも差支なき意に非ずして營利事業以外の方法による共同利益の保護増進を計る可きものとす。

七、第二項列記の目的のみを以て單獨に労働組合を設立し得るやの疑義ありたるも本項列記の目的は第一項の目的

以外に労働組合が第二項の目的を保有するも差支なきものと解す。

第二條

一、「主たる事務所云々」は地方支部、出張所等を豫想すること同時に之等の届出を要せざることと解す。

商法中並に船員法に於て特別記定を有する船員たる海上労働者は陸上に於ける他の總ての労働者と大に事情を異にすべきは今更嗽々を要せざる所なるが既に農業及林業労働者を本法の適用範圍外に置くべき當局の意向なりと聞く果して然らば此等の労働者以上に一般労働者は其性質を異にせる船員を除外すべきは當然なりと思惟す船員の勞務に服すべき工場即ち船舶は或は公海に或は外國領水内に轉々其所在を變ずるものなれば船内に於ける規律の維持は實に船内の安寧秩序並に人命財産の安危に關するものなり之れ即ち船員法に船内の安寧秩序を目的とし商法に於ては其海商編に於て船員に關する労働條件の一部規定を設けたる所以なりとす然れども農林兩業に對しては未だ斯の如き特別規定なきを以て已むを得ず其本法の適用外に置きたるものなるべし依て之を見れば本法成立の場合に於ても船員に關する特別法は本法に優先して適用を受くべきものなりと解釋すべきを以て特に除外を爲すの必要なるべし唯航海中及外國領水内に於ける船内の爭議發生は海運業自體の性質上廣汎なる範圍に亘りて其利益を脅威する虞あるを以て船内には労働組合若くは其機關の存在を認めざるべしとせば可なりと信するが故に別に不都合を生ずることなかるべしと雖も立法者の趣旨にして以上の所信と異れりとすれば船員を本法適用の範圍外に置るか又は少くも特別規定を本法中に設けられんことを望む。

二、本條により組合の届出主義を認めたるも認可主義によるべきは秘密結社を招來するの虞れあるにより管理其他

の條件を附するを前提として届出を可とする。

三、第一條「其聯合」削除の結果本條第二項は其必要なきに依り全部削除すること。

第三條 異議なし。

第四條

「労働組合ハ之ヲ法人トス」改正を希望す。

組合を法律上公認して之を法律上意義あるものと爲さんとするには組合の活動に法的形式法的形式を附加するに因りて初めて所有權、法律行爲、訴訟行爲、登記行爲等に付組合の行爲に明確と簡便とを期し得可く雇主其他の組合を相手方とする第三者も亦其便益を享受し得べし、社會局の反對理由は一面を指摘したるに止り肯首に値せず又一部法人を認めて他を否認するは一見自由寛容の規定の如きも組合取締統一上よりするも適當ならず。

第五條 異議なし。

第六條

労働組合に民法第四十四條の責任を負はしめず損害賠償の責なしとするときは明りに組合の名に於てする爭議を頓發するの虞あるのみならず爭議は曳て暴力其他輕舉を誘發し雇主其他に意外の損害を蒙らしむるのみならず秩序を紊すに至る可きある可きを以て同條の準用を希望す。

第七條、第八條、第九條 異議なし。

第十條

本條の趣旨には異議なきも既に營利事業を組合に認めざる以上營業税の問題を生ずる理由なきを以て「營業税」を削除するべし。

第十一條

本法を制定して組合を法律上公認する以上本條の精神は當然認む可きものにして本條は其要なき蛇足なるが如き觀あるも過度規定として存置すること。

第十二條

法案中唯一の團體交渉權に關する規定にして閣議は本條を法案より除外して別に單行法の制定を企圖するが如きも既に労働組合法を制定して労働協約を公認する以上規定の精神に反對す可き性質にならず且つ本法に右單行法を同時に發布すること能はずせば同法制定に至る迄本條の適用を見るも何等差支なきこと、信ず。

第十三條、第十四條 異議なし。

第十五條

法令違反の決議を認容す可き理由なきを以て地方長官の次に「速に」を挿入し又「之ヲ取消スコトヲ得」は「取消ス可シ」若くは「取消スコトヲ要す」に強制規定を希望す。

第十六條

前條同様の理由により同一の改正を希望す。

本條の次に左の一條の追加を希望す。

第十七條

労働組合の行動が公共の安寧秩序を紊す虞ある場合地方長官は組合の解散を命ずることを得。

(理由) 組合の行動が公共安寧秩序を紊亂する場合に於ては其行動に對して相當の處罰を科するは至當なるも之を解散を命ずるの必要や又實際上果して效ありや否や疑問にして實際問題として組合員の全部が斯かる行動に出づることは想像出來ず單に一部の組合員が安寧秩序を紊したる際組合全部の解散を命ずるに過酷なりこの意見ありたるも組合の存在が安寧秩序に害ありと認むるべき又は斯かる行動の取締が解散によるに非れば容易に行はれざる場合を招來せば解散の制裁を加ふるは至當なりとするを以てなり。

以下各條順次繰下ぐ。

第十八條 (舊第十七條)乃至第二十一條(舊二十條)異議なし。

第二十二條

(舊第二十一條)削除。

五百圓以下の過料に處するの條項は全部削除を希望す。

以下各條繰り上ぐ(舊法案通り)

以下各條異議なし。

労働爭議調停法案に對する本會意見

第一條

第一項第四號中「第一號又ハ第三號」にあるも第二號も將來に於ては其必要を生ずることあるを以て「第一號乃至第三號」を修正するべし。

第五號中の「命令」を勅令に改むるべし。

本條第一項列擧の事業は公益若くは公共問題に關するもの、みなるも夫れ以外の事業にありても調停法の均霑を受けしむるを適當とする場合あるべきを以て左の意味の改正を希望す。

「前項ニ掲グル以外ノ事業ニ於テ労働爭議發生シタル時ハ當事者双方ノ請求アリタル場合若クハ行政官廳ニ於テ特ニ必要アリト認メタル場合行政官廳ハ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得」

第二條 異議なし。

第三條 異議なし。

第四條

當事者双方より選任する委員に關しては關係團體が全國的に亘る場合もあるべく隨て手數多時間を要す可きも既に双方より選ばれたる委員六各に於て選任すべき他の三名に關しては然かく長時間を要することなかるべきにより本法案に四日内にあるを二日内に改正することを希望す。

第五條 「前二條の手續ニ準ジ」の次に「速ニ」を挿入をるべし。

第六條乃至第八條異議なし。

第九條

十五日の期間は餘りに長きに過ぐるを以て可成爭議を迅速に終了せしむるため之を「十日」に改正すること。

第十條乃至第十五條異議なし。

第十六條

第二項の労働爭議解決に至らざる場合に於て雇傭契約の關係は如何に成行かにかに就き疑義あるも本法は強制主義を取らざる以上積極的救濟規定なきも赤己むを得ざる可し。

第十七條、第十八條 異議なし。

第十九條

本條は行政調査會の決議せる如く「調停手續進行中第一條第一項ニ掲グル事業ニ付キ直接係争者以外ノ者ノ同盟罷業及作業所閉鎖ノ勸誘ヲ禁止ス」ニ修正すること。

第三十條以下異議なし。

二九 労働組合法案竝に労働爭議調停法案に關する件に付き建議

本會に於て別紙の通り決議候に付き卒御證議の上御採納相成度此段建議仕候也

海 事 研 究 會

大正十五年二月十五日

會 長 内 田 嘉 吉

内 務 大 臣 若 槻 禮 次 郎 殿

決 議

労働組合法の制定に就ては船員法並に商法(海商編)の關係規定が海上労働に優先適用せらるべきことを法文其他適當の方法に依り確保せられむことを希望す。

理 由

労働組合の組織は現下の大勢にして、既に我海上労働者が其諸團體の代表者を國際會議に列せしめたること周く世間の知る所の如し、此時に當り適當なる統制は斯種團體の健全なる發達上缺くべからざるは言を俟たざる所なり、只海運の事たる通信交通運輸の任に當るものなるが故に本邦の如き四面環海の國に於ては片時雖も其運行を缺くときは國民生活を脅すことあるべく特に慎重考慮する所なかるべからず。本邦夙に船員法竝に海商法の規定を以て海運業の圓滑なる運行を確保せるあり聞く所によれば法制局、司法省竝に遞信省に於ても海上労働に關しては労働組合法制定の後も船員法竝に南法(海商編)を優先適用すべき見解を有せらるゝ、本會は之を労働組合法の條文に明記するか又は其他適宜の方法に依り確保せられむことを希望す。

決 議

労働爭議調停法案に就ては大體異議なきも左記三項の趣旨を以て適當なる修正を加へられむことを希望す。

一、調停委員會の決議せる爭議調停案の效力を更に強大ならしむること。

一、労働爭議調停手續中船主は濫りに船員を解雇せず船員は引續き其職務に従事すべきこと。

一、前項の場合に於て船員法第三十六條第二號、第三號、第五號、同第四十四條同第四十五條同第七十二條並に海商法第五百七十六條及同第五百八十一條の適用を妨げざること。

理 由

抑も労働爭議調停法の精神は可及的爭議を平和裡に解決し以て爭議弊害の波及する範圍を局限せむことにあるや瞭かなり、果して然らば調停委員會に於ては勞資双方の事情を明かにし公正なる決定を得るに努むること共に一旦其決定を得たる以上は充分其權威を認むべきものと信ず、苟くも調停の制度を設くる以上は其決定をして終局的効果を有せしめざる限り紛議に紛議を重ねて竟に停止する所を知らざるに至るべきを以てなり。

而して海運の如き通信交通運輸の任に當る業務にありて一刻たりも圓滑なる運用を缺くに於ては社會各方面に不便損害を及ぼすべきにより労働爭議の故を以て累を社會に及ぼすが如きは努めて之を避けざるべからず、英國の如き曩にナシヨナル、マリチム、ボードなる常務委員會を設け苟くも舞主船員間に爭議あるときは直に之を同委員會の調停に附せしめ其決議を見る迄當事者をして暫時も業を休む事ならしむ、海商を以て世界に覇を稱する同國の用意周到なる以て範とするに足る、本會乃ち特に船員に關する労働爭議に就ては之を調停委員に付すること共に船主は船員を解雇せず船員亦引續き業務に従事すべきものとし以て海運業として社會の付託に背く事勿からむことを期す。

若し夫れ列擧せる船員法海商法の諸規定に至ては從來船員に適用せられたるものにして且労働爭議調停法施行後に於ても船員關係に於ては特別法として優先適用せらるべき事當然にして現に法制局並に司法遞信兩省に於ても其見解を等しくせらるるに聞かざるが故に特に記録するの要なきに似たりと雖も萬一の疑問なからしめむが爲に敢て之を加ふるものなり。

III 建 議 書

漁業労働者に關する件

一、漁業労働者は一般労働者其性質を異にするを以て労働法制定の場合には之を適用せざらんことを望む。

理 由

漁業労働者は農業小作人と共に一般労働者其の趣を異にするのみならず漁業法第四十條に漁業に従事する者の雇傭並雇人及遺族の扶助に關しては勅令を以て規程を設くることを得る旨の明文あるを以て漁業労働者に付ては該勅令の規程に俟ち労働法制定の場合漁業労働者は之を除外せらるるを妥當と思惟するに依る。

右本會主催全國水産大會決議の趣旨に基き及建議候也

東京市赤坂區溜池町一番地

社團 大日本水産會

法人

會 長

牧

朴 眞

大正十五年三月廿三日

社會局長官 長岡隆一郎 殿

追て内務農林兩大臣には別に建議濟に付爲念添申仕候

第三章 労働法案に對する實業團體意見書

第四章 労働法案に對する労働團體の意見

一 労働法案に對する意見

内務省労働組合法案に對し次の條項の修正を行はん事を要求す。

- (1) 労働組合法制定の原則として「治安警察法中第十七條及び第三十條は之を削除す」
- (2) 届出任意主義を採用するに即ち
イ、法案第二項を「……地方長官ニ届出ツルコトヲ得……」にするに
ロ、第九條中より第二條、第二十四條を削除するに
ハ、第一條を入れて損害賠償の問題を明にするに
ニ、労働組合ハ労働紛議ニ依ツテ生ジタル一切ノ損害賠償ノ責ニ任セス
- (3) 「労働組合ハ労働紛議ニ依ツテ生ジタル一切ノ損害賠償ノ責ニ任セス」
- (4) 第十五條を左の通り改めるに
「労働組合ノ決議、法律ニ違反スル時ハ地方長官其ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得」
第十六條を左の通り改めるに
「労働組合ノ規約法律ニ違反スル時ハ地方長官其ノ變更ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得」

(5) 第十七條全文削除す。

(理由) 行政處分は其理由の如何を問はず一應執行力ある故に取消さる後に至つて更に其回復策を考へるよりも之を司處法分に移し取消を斷行せしめる前に一應慎重審議せしめた方がよろし。

(6) 第二十一條、第十一條の罰則を「三ヶ月以上三ヶ年以下ノ禁錮ニ處ス」を改むる事。

備考

一、労働争議調停法を治警第十七條廢止を交換的になさんとする事は非常な誤りである。

二、組合法こそ罷業權を團體交渉權を確立すべきものである故に組合法の制定を十七條の廢止は相件ふべきものである。

労働争議調停法案に對しては根本的に反對す。

大正十四年十月五日

日本労働總同盟臨時全國大會

二 決 議

一、労働組合の組織及行動に對し絶対に制限を加へざる事。

一、陸海軍職工及農業、林業、漁業労働者を労働組合法より除外せざる事。

一、労働組合員の範圍を制限せざる事。

一、法人にする否かは労働組合の自由とする事。

一、労働組合に賠償責任を負はざる事。

一、地方長官をして労働組合に干渉せしめざる事。

一、資本家が原案第十一條、第十二條に違反したるときは之を無効とし體刑を科す事。

一、治安警察法第十七條及第三十條の即時撤廢の事。

右決議す

大正十四年十月十八日

全大阪労働者大會
労働立法對策協議會

三 決 議

一、吾人は労働組合法案に對する行政調査會の修正意見に絶対に反對す。

二、吾人は労働組合法社會局原案に對し左の要求をなす。

(イ) 治安警察法第十七條及第三十條を削除する事。

(ロ) 組合の届出でを自由にする事。

(ハ) 地方長官の干渉を絶體に排する事。

(ニ) 資本家にして第十一條の規定に反したる時は體刑に處すべき事。

(ホ) 積極的に労働組合の罷業權を認め且つ之れによる損害賠償の責任を負はしめざる事。

(へ) 官業労働者を絶対に除外せざる事。

三、吾人は労働爭議調停法案に對して絶対に反對す。

右決議す

大正十四年十一月 日

京都全労働者大會

(三條青年會館に於て)

四 宣 言

労働立法對策京都全労働者大會は左の宣言をなす。

労働組合は資本主義社會に於て無産階級が労働力を正當なる價格に於て取引し其の生活を防衛する爲に必然的に發生する無産階級の團結である。

而してそは資本主義社會の發展に隨つてその量に於て益々増大するに其の質に於てそは今や單なる労働力の價格その他の労働條件の改善等の發生的目的より更に無産階級の解放、眞の人類社會の建設の使命の自覺に迄發展する、されば吾人が労働組合法を政府に要求するは法律の禁止なくとも不可避的の勢を以て増大し且つ發展し行くこの労働組合を更に進んで合法的團結たらしめよと云ふにある。

然るに今回社會局よる發表されたる労働組合法を見るに吾人の要求を實現せずして寧ろ却つて労働組合の壓迫を合法的ならしむる所の法律である、而も又之にもあきたらず更に此の原案に對して向けられた行政調査會の修正意

見を見るならば吾人はかくの如く修正されたる労働組合法は正しく労働組合暴壓法であるよぶのに躊躇しない、それ丈ではない、政府はその上に尙労働爭議調停法案なるものを出し、爭議の公平なる調停をはかろうとしてゐる。

謂ふ所の調停法とは何ぞ、即ち資本家より三人労働者より三人の外に中立者三人を以て調停委員會を組織するに云ふのである。中立者とは何人ぞや、それは餘りに明かな事である。且又委員會決定を十五日以内と定めたるを見よ、而して爭議開始後の十五日間この日本の現在の労働組合にまつて決勝的な重要期間である事に注意せよ、是れに又調停中は罷業を中止すべしと云ふ意見さへ出てゐる、かくの如きは調停に非ずして禁壓である。

而して若しこれ等の法案が議會を通過するならば資本家階級にまつて之れより有利なるはなく無産階級運動にまつて之れより打撃はない、しかもこれを敢へて原案として出そうとする政府が抑々何人を代表するかは想像に難くない、要するに今回提出されたる労働組合法案、爭議調停法案は名を組合の保護、爭議の公平なる調停に借れども内に組合の抑壓、爭議の禁壓の方針を潜む奸矯にして陰險なる悪法案である。

之れに對して吾人無産階級は徹底的に抗争し吾人の幸福と解放の爲に發展する現實の労働組合をそのまゝに合法的ならしめるべき組合法を奪取しなければならぬと共に他方、爭議の調停の如きは特に法律に於て之れを規定するは吾人にまつて全然不必要にして且つ有害であるが故に之が排撃に努めねばならぬ。

之れ京都全無産階級の信念であると共に、その堅く意圖する所である。

大正十四年十一月 日

京都全労働者大會

(三條青年會館に於て)

五 聲 明 書

抑も労働組合法なるものは一種の社會政策的意義を有するものにして労働者の利益の主張を現在の法制に依りて阻害せられつゝある部分を排除して労働者の團結權及び自由權を一層擴大するものでなければ成らないにも拘はらず今期議會に提出されんとして現在社會局案行調修正案に依りて示されて居る労働組合法労働爭議調停法案なるものは種々なる條件の法令に依りて取締られんとしてるのであつて無産階級運動の正常なる發達を阻害する資本家階級の謀反的行爲である事は明瞭である。

我等は此の見解の元に去る十一月六日官業労働總同盟向上會本部に在名各労働團體代表者集合之が對策運動の爲先づ中部労働立法對策委員會を組織左の兩法案反對要點に一大修正の爲政府に對して一大運動を起す事を決定せり然れ共此れは一地方の運動に依つて目的を達し得るものではなく全國的に亘ての組織労働者が立つて執拗なる積極的行動に依つてのみ成功を望み得るが故に全日本の組織労働者諸君と共に全國的反对運動に参加する事を聲明する労働組合の組織活動の自由の爲に労働爭議の自由の爲に協同戰線を作りて積極的反对運動に参加せよ。

大正十四年十一月六日

中部労働立法對策委員會

官業労働 同盟 向 上 會
 日本労働 組合評議會 中部地方評議會
 日本製陶労働同盟

組合法案修正要點

組合員の範圍

- 一、小作人組合を労働組合と認めざる意見——(反對)
 (理由) 労働者組合と農民組合との隔離を計るものである。
- 二、労働者の業態により特別の性質を有するもの(例へば官業工業公共事業)には特別の規定を設けるこの意見——(反對)
 (理由) 労働者の産業別合同を妨げ労働組合の力をそぐものである。
- 三、漁業、農業、林業労働者には特別の立法を設けるこの意見——(反對)
 (理由) 此の産業は封建的形態を持つてゐるのでブルジョアは之を利用し此の産業の近代的な組織活動の自由を奪ひ全階級的結合を阻害するブルジョアの計畫的陰謀である。
- 四、官吏並に軍人軍屬を労働者と認めざる意見——(反對)
 (理由) (一)官吏及軍人の下層が漸次無産階級化しつゝあるは事實である故に彼等も又吾々同一の陣營に來るべき運命にある之を除外しようとする無産階級の階級的結合を妨害するものである。
 (二)軍屬中には無産階級に屬する多くの労働者がある故に之を除外しやうとするこゝは軍屬を一定の規定の下に押へ込み彼等の生活改善の凡の運動を封じて仕舞ふものである。
- 五、労働者に非ざるものを組合に加入せしむる事は其の組合の任意であらねばならぬ。

(理由) 組合員自身の組合なる故に組合員の意思を上から蹂躪することは絶対にいけない。

組合の組織

一、職業別企業別とする意見——(反對)

(理由) 企業別を我々の解する様な意味の産業別とすれば差支へないが彼等に云はすれば其の意味は陸海軍關係組合に一種の企業別組合を認めんとするものであつて特殊のものが或は同一資本系統の狭義の産業別の一種の縦斷的組合に制限するものとすれば絶対反對である、職業別組合は勿論現在の組織に於ける吾々の要求ではない尙意識的に産業別組合への發達を防壓せんとする企圖が歴然と見える吾々の要求は職業別でも企業別でも産業別でも地域別でも其の點を組合に任意にさせることである。

組合員の數

一、數の制限を置くべきものでない。

組合法人問題

一、法人とする意見——(反對)

(理由) 組合は労働者の生活の維持改善其の擁護を目的とする鬭争的團體である營利的でも慈善的でも團體ではない従つて法人たる事により相手方より損害賠償の責を負ふ事になれば組合運動の活動を全然封じて仕舞ふものである。

組合の設立

一、認可主義を採るこの意見——(反對)

(理由) 監督官廳の極端な隷屬の下に置かれることになる従つて組合の敏活なる活動を阻害して正常な發達を妨害する事になる。

二、届出主義を採るこの意見——(反對)

(理由) 届出は自由にすべきである何故ならば届出は監督の始だから、

組合員の保護

一、組合員の故を以て解雇すべからずこの意見——(當前)

(理由) 組合法作製の根本たる故に飽く迄固持しなければならぬ。

二、團體契約を認めるこの意見——(當前)

組合管理

一、組合員の脱退に關して不當なる条件を附することを禁ずる規定——(組合の任意にさせること)

二、組合の會議に關する規定——(組合の任意にさせること)

(理由) 一二共組合は組合員のものなれば自發的に規約を作るものある組合を保護するに云ふ名の下に彼等が規定する条件は必ず組合の發達を阻害するものこそ考へて差支ない。

三、組合の目的を達成する手段にして條例に非ざるもの、爲に基金を設けては基金を支出せんとする的の規定を設

けるこの意見——(反對)

(理由) 彼等の意圖は労働組合のストライキ及び政治運動を防壓するにある。

組合の解散

一、組合の解散を命ずる規定——(反對)

(理由) 労働組合は常に資本家階級並に其の政府に取りて都合よく事をするものではない若し彼等に都合よき事をするにせよ労働者の現在の状態は少しも改善されない故に彼等に都合悪きこの理由の爲に解散を命ぜられるならば労働組合の目的は達せられない。

二、労働組合の決議の取消及規約の変更を命ずるこゝが出来ることの意見——(反對)

(理由) 此の意見を認めるならば労働組合は資本家の御用組合にされてしまふ、そして眞に労働者の幸福を増進する事が出来ない。

罰則の問題

一、労働組合側に設けんとする罰則に對しては絶対に反對しなければならない。

(理由) 労働組合法なるものは一種の社會政策的立法であつて其れは弱者の労働者に對して生活を擁護する爲に我々に團體的力を與へるものなるに其れに對して徒に罰則を設けることは其の社會政策的意義を消滅するものである。

資本家側に對する罰則

(理由) 労働者は自分の生活を擁護し向上する爲には組合を作る以外に方法は無いのである従つて彼等の都合の

よい規則の下に自由を制限されては堪へられぬ苦痛である、それに反して資本家側には苛酷な罰則を加へて差支へない彼等は産業の主人である暴君である絶対的權力を持つてゐるものであるだから罰則を受けべき行爲に對して嚴重なる罰則を加へる事は當前である。

労働爭議調停法に對して

労働爭議調停法案は我等が何等の修正を入れる餘地のなき程明瞭に労働階級の唯一の手段たる罷業權を奪取し労働階級をして永久に資本家階級の搾取機關たらしめんとする資本家階級の擁護法である故に我等は絶対反對である。

六 労働組合法に關する意見書

謹啓政府が来る第五十一帝國議會に提出せんとする労働組合法に關し日本製陶労働同盟の意見を開陳致します。

第一社會局原案に就て

過般公表せられたる社會局原案は大體に於て我々の希望に近いものであります然し未だ完全と云ふ能わず殊に次の一點に付重大なる缺陷を有するものであります。

一、同盟罷業に依りて發生したる損害に對して労働組合は賠償の責に任すべきものに非ざること付何等の規定なきは最重大なる缺陷である。

二、第十一條の違反者に對する罰則は輕きに過ぎて實效の疑しきものあり宜しく體刑を課すべきである。

即ち本同盟は大體社會局原案に右二項の補修正を加へたるものを制定せらるゝやう切望するものであります。

第二行政調査會の修正意見に就て

新聞紙上に傳へら、處に依れば行政調査會に於ては右社會局原案に大修正を加へ原案の第十一項及第十二項を削除し官營工場労働者の一般組合加入を禁じ或は農業漁業林業等の労働者を一般労働組合法の範圍外に置かんとするが如き修正意見ありて政府原案として採用せられんとして居るこの事でありすが若し斯の如きことが事實でありましたならば之實に労働組合の原則並に現前の事實を無視して我國労働組合の健全なる發達を阻害し労働者が生活の改善向上を圖る爲に唯一の武器なる團結權を不當に抑壓制限し今日漸くその緒に就かんとする労働立法の基礎を根底より破壊せんとするものであります依つて本同盟は次の諸點に付閣下が飽迄社會局原案を支持せられ行政調査會の暴斷を拒否せられんことを要望するものであります。

- 一、第十一條及第十二條は絶対に削除すべからず更に進んで前陳の如く補修完成するを要す。
 - 二、官業労働者もその雇傭主が國家たる法人或は個人たるこの差違ある外労働運動の根本問題たる労働賃銀失業老廢等の社會的關係に於て一般労働者も何等異なる所なく全く共通の利害關係の下に立つものなるが故一般労働組合への加入連繫等に付一切の制限を設くべきにあらず。
 - 三、農業、漁業、林業等の労働者を組合法の規定外に置かんとするが如きは理論上實際上何等理由なきものなり。
 - 四、組合に職業別、企業別若しくは地域的制限を設け或は組合加入者に一定資格の制限を附せんとするが如きは組合の自然にして健全なる發達を阻害するこの最も甚しきものなり。
- 以上の如き理由に依り本同盟は行政調査會の修正意見の全部に對し絶対に反對の意思を表明するものであります猶

本同盟は此の機會に於て政府が今回の如く労働組合法爭議調停法の如き我々労働者の日常生活に直接重大なる關係を及ぼすべき法案を作製するに當り労働組合の代表者に何等の發言權を與へず反つて行政調査會の如き實際智識に迂遠なる機關をして審議せしめつ、あることに對し深く遺憾の意を表するものであります、今後斯の如き場合に際しては必ず労働組合の代表者を參與せしめ立法の完璧を期すると共に民意の尊重に努めらる、やう希望いたします。希くば閣下の明斷に依り不肖等の微衷の嘉納せられんことを祈ります。謹言

大正十四年十一月二十四日

名古屋市東區芳野町二丁目

日本製陶労働同盟

理事長 木村愛次郎

内務大臣 若槻禮次郎閣下

七 労働組合法案反對陳情書

五萬人の海上労働者を包含する日本海員組合及海員協會は初め内務省社會局によつて立案され行政調査會の審議を経て近く第五十一議會に上程せらるべし世上に傳へらる、労働組合法案の内容は甚しく労働者保護の立法的精神に反し労働者の福利を阻止し思想の悪化を激發し労働運動を妨害する悪法なり認め其議會通過には絶対に反對す。

(理由) 曩に内務省社會局原案なり稱せらる、労働組合法案の發表さる、や是を社會正義の理想より觀るも或

は亦勞働條件の維持改善の現實より考ふるも吾人勞働者の社會的地位を確保し其福利を増進する上に於て尙未だ多くの不備を認めざるを得ざりき。

しかも尙吾人は當時の立案者たる社會局當事者が把持せる立法的精神は

(一) 本邦現時の勞働狀態及勞働運動の趨勢を基礎として勞働者の社會的地位及權利に對し最少の法的認識を賦與せんとするものにして決して此によつて將來必然的に發達する事を豫想し得らるゝ勞働運動を規格せんとするものに非ざる事。

(二) 勞働組合法の實施は決して本邦の産業を妨害し又は衰微せしむる結果を豫想するものに非ざる事。

即ち勞働組合法は勞働者を保護せんとする社會政策的見地より立案せらるべきものにして決して他の現行諸法の如く勞働者を取締り乃至は勞働運動を壓迫せんとするものに非ざる事を聞知するに同時に諸法案の骨子も云ふべき重要點即ち勞働者の團結權公認及び團體協約權確保に就ては既に現在事實に於て政府側及雇傭者側の双方より完全に行行使を認められ居る吾人海員團體に取つては該法案の制定實施は全く可もなく不可もなきものも觀測せられたるなり。

然るに一度該法案が行政調査會の審議に移り其の修正結果なりとして世上に傳へらるゝ處に依れば當初無益無害の原案は俄然として無益有害の惡法案に化するに至れり。

由來平等公正は立法上の重大要素なる事は多言を要せざる所なり。若し此點に於て缺くる所あらんか如何にして權義の意義を明確に表現する事を得んや。然るに該修正案は團體協約に關する規定を削除して勞働者の福利を確保すべき該法案の精神を蹂躪せるのみか一方に於て強制的に勞働組合をして法人たらしめ從つて其代表者に損害賠償の責を負はせ乍ら他方に於て勞働者の團結權を無視し勞働運動を妨害する雇傭者に對する罰則を削除せるが如きは實に不公正不平等を最も露骨に表現せるもの云ふべく斯くして勞働組合法案は右記諸修正により全く骨抜きとなり惡法となれるもの云ふべし。

重ねて云ふ、勞働組合法の立法的精神は既に組織せる勞働者の社會的地位を公認し其人間的福利の増進を確保するにあり。然るに行政調査會の修正案は是等の精神を全然裏切れるのみか勞働者の地位及福利を現在以下に低下せしむる結果を招來するもの云ふべし。

殊に帝國海運の原動力として國家の興隆に盡すべく寒風怒濤の間に犠牲的努力を捧げつゝある船員にして一度此惡法の實施に會せんか其思想の動搖惡化蓋し怖るべきものあるべしと信ず。

政府は須らく國家の産業が決して資本家乃至企業家の専有に依てのみ發達するものに非ざる事に着眼し最も公明正大なる勞働立法の精神に基づき斯る惡法案を潔ぎよく撤回するか亦は少なくとも當初の社會局原案の内容に復歸するの措置を講ずるか二者其一を斷行せらるべきなり。然らざる限り吾人は飽く迄該法案の議會通過に對し反對せざるべからざる旨を茲に表明するものなり。

右 及 陳 情 候 也

大正十五年一月三十日

神戸市海岸通三丁目二十六番地

日本海員組合

組合長 樽崎猪太郎

神戸市下山手通八丁目一八〇番屋敷ノ二

社団法人 海員協會

常務理事 藤村重道

内務省社會局長官 長岡隆一郎殿

八 労働組合法案に對する聲明書

大正十五年二月二日

第三回海軍労働聯盟會議

思ふに立法の精神は國民の輿論を基調とし時代思潮の趣向に件ふことを第一戦さしなくてはならぬ然るに今期第五十一帝國議會に上程せられんことを彼の労働組合法案は此の精神を没却し労働者保護法制たるの本義を有せざるのみならず却つて一部資本家に媚び彼等階級保護法制たらんことを醜狀を呈して居る斯くの如きは反つて労働問題の紛糾を醸成するものである、抑も我等民衆に關する法案の如きは吾等の政治的權利を正當に代表せざる現在の偏則的議會に於て漫然これを玩弄することを許さず此の意味に於て彼等資本家階級の私生兒たる該惡法案に對し斷乎として反對の意志を聲明す。

九 労働組合法案及び労働爭議調停法案の批評

序

今や労働組合法案及び労働爭議調停法案が今議會に提出せられ、議員諸公の討議に附せられつゝあるが、該法案の制定は我國労働運動に重大なる影響を及ぼすものなるを以て、吾人は之が運命に就て多大の注意を拂ひつゝあるものである。若し該法案の制定を一步誤らんか、折角健實なる發達に向はんこしつゝある労働組合運動をして再び混亂の状態に陥れるものである。吾人は國家百年の大計よりして諸公が該法案の制定に就き、最も賢明なる態度を示されん事を切望するものである。左に該法案に對する吾人の簡單なる批評を掲げ、以て該法案の審議に直接參與せられつゝある議員諸氏の御参考に供する次第である。

一、労働組合法案の難點

(一) 法案第一條は二重の缺陷を有する、その一つは組合の聯合を認めざることであつて、それは組合運動の自然的合理的發達を無視し若くは忌避するものである、組合の聯合は必然であり、また組合聯合の健實なる發達を助長することに依つて、却つて産業界の秩序的進化を期することが出来る。政府が組合發達の必然的大勢を忌避せんとする傾向あることは、尙ほ動もすれば組合を不法視せんとする官僚主義的觀念の殘存を示すものである。缺陷の二は、組合の構成分子を同一又は類似の職業又は産業の労働者に限りたることであつて、かくの如きは組合の發達過程の實情を無視するものである。

(二) 第二條が組合の目的を經濟的目的に限定するものならば不當である、政治的目的をも有し得ることを明確にする必要がある。

(三) 第三條が組合を強制的に法人をなすは不可である。それは組合に煩瑣なる手續を課し、且つ組合に對する監督を嚴重ならしめ、其の結果、組合の順當なる發達を沮害する恐れがある。

(四) 第十三條が、組合の脱退に關し不當なる條件を定むることを禁じて居るが組合の各員が團結の確立のために自由合意を以て定めたる條件に就き、政府が猥りに干渉すべきものに非ずと考へる。

(五) 第十四條は、雇主に對する制裁規定を缺いて居る、之れ労働者の組合加入權を侵害する恐れがある。

(六) 第十五條の本文に但書きの區別の困難を生ずる場合を豫想し得る、之れ立法技術の上から見て拙なるのみならず、組合の理事其他の代理人が、他人に生ぜしめたる損害に對しては、民法に依つて救済し得るが故に、本文は之を削除すべきものである。

(七) 第十六條が嚴重なる報告義務を組合に課することは、組合に多大の苦痛を與へ、組合の發達を沮害するものである。

(八) 第十七條及び第十八條に於て、法令に違反し又は公益を害したる組合の決議又は規約に對する取消又は變更を、行政處分に委することは、干渉の弊を招くものであつて、宜しく之を司法處分に移し、行政官廳之を裁判所に請求するべき改正すべきである。

(九) 第十九條は治安警察法第八條を重複し且つ同法より廣き範圍に亘るものである。

(十) 第三十三條に於ける軍屬の範圍を労働者に及ぼさざる用意が肝要である。

(十一) 社會局案第十二條を本案が削除した理由が、組合の團體交渉權を確認せざる意志より出でたものとするならば、甚しい錯誤である。團體交渉權は組合權の基本的なもの、一つであるから、之を確認する條文を挿入すべきである。

二、労働爭議調停法案の難點

(一) 第一條は公益事業に従事する労働者の罷業權に制肘を加へるものであつて、此種の労働者を民間事業労働者に比し不利に陥れるものである。労働組合が健實に發達すれば、自ら自重の念を生ずるを以て、殊更に法律を以て、公益事業労働者に不利なる差別待遇を與へる必要なしと信ずる。

(二) 第三條に於ける調停委員會中の第三者の委員を適當に選定し得るか否か頗る疑問である。

(三) 第十九條に於ける當事者の意義不明瞭であり、且つ本條は爭議團に對する他の組合勢力の應援を禁絶し之を孤立に陥れるものである。

日本労働總同盟

會長 鈴木 文治

一〇 労働組合法案の正體

全日本労働組合會議惡法案反對委員會

第一條 政府案によれば職業別産業別に制限し（長岡長官は二月廿五日委員席上これを組合の自然に合す云へども）組合發達の途上に於ける本邦に於ては最も不自然にして其自然的發達を阻害するものなるが故に此制限を撤廢して異種類のもの云へどもこれを許すこと。

聯合團體を認めぬ事は現在本邦に於ける組合の實狀に背馳するのみならず團體權を認める趣旨に反するを以て聯合體を法律上確認すること。

第二條 組合の目的を労働條件の維持改善のみに狭く局限し其他組合の活動上當然に伴つて居るものを除外すること。こは狭きに失すること。

(理由) 若槻首相は新聞紙出版(發行)事業を營利にあらず云へども組合員に非ざるものに販賣する時は營利たるべく消費組合の經營も亦配當をなし利益を組合員に歸せしむるを以て等しく營利たること有り得べきが故に營利を包含せしむること況んや廿五日委員會に於ける栗林君の質問に徴するも利益分配は極めて公平の制度なるが故に之を主張することば極めて事宜に適するに拘らず第二條はこれさへも否認する結果となり居ること。

第三條 法人ミなるか否かは組合員自身の自由な選擇に任ず可き性質のものなること。

(理由) 労働組合は必ずしも民法の民事法人たることを欲するものに非ず之を欲するものに限り法人格を附與するを以て足る。

第四條 届出の受理不受理如何によつて法的取扱ひを二三にすることを廢すること。

(理由) 届出の受理が行政官廳の自由裁量に任せられたる結果認可主義同一の結果となり不受理に對して行政上の救濟なきが故に單なる不受理に依つて組合は全く法の保護を受けざるに至るからである。

第八條 事實上の組合は本條によつて資本主に對抗できざる結果ミなるから事實上の組合を事實上の組合として認めらる旨の長官の答辯は(廿五日の委員會)極めて虚妄なること。

第十條 總會の召集開會は不可能云ふも過言でなく總代會(第十一條)を現在の代議員ミ解するも亦殆ミ不可能を強ふるものなること。

第十四條 社會局案に戻すべきこと、即ち罰則現定の設置。

(理由) 現在我が國の狀態の下に於ては組合員たるの故に何等かの名目で解雇せられること如何に多き言語に絶すこれでは組合の健全な發達は到底期し得べきにあらず、組合法の制定は先づ此の點に着目するを以て主眼をすべきである。

第十五條 (1)「理事トソノ他ノ代理人」によらざる一切の爭議にも擴張すべし。

(理由) (一)現在爭議の實狀は決して大組合の理事に依つて行はれるものに非ざること(二)附則に基く届出によつて成立する聯合體の單一組合の場合の如きに至つてはその構成單位たる組合が事實上爭議の主體たること故に理事による罷業の如きは寥々たるものであるから本條の適用は殆ミ皆無に至る結果を生ずるからである。

(2)爭議は「労働條件ニ關シ」てのみ起るものに局限するも廣く一切の爭議に擴張すべし。

(理由) 爭議目的は複雑にして獨り労働條件に關するものにあらず、然るに本條はかゝる爭議のみに局限して居るが故にこれ亦本條の適用を皆無に終らしめんとするものである。

これ本條を規定する趣旨に反す。

(3) 雇關係上の損害にのみ限る結果物上營業上の損害をかへつて賠償せしむべき効果を有すこれ亦本條を規定する趣旨に反す。

第十九條 「公益ヲ害スル」を削除すべし。

(理由) 廿五日委員會に於ける長岡長官の答辯に徴するも「公益」は治安警察法第八條に云ふ「安寧秩序」に毫も異なるところなし、然るに拘らずこの文字を挿入するは重複すればなり。

第五章 労働法案に對する學會研究會等意見

一 建議書

大正十四年十一月八日に開催したる本協會の第一回通常總會は、國際労働總會の決定事項に就ての帝國議會の權限に關して、別冊に掲載せるが如き決議を出席會員三分の二以上の多數の賛成を以て可決致しました。

就ては、政府當局に於て、右決議に就き、適當の御考慮を費され、その趣旨の達成を見るやう御盡力せられ度くこの段本協會常務委員會の決議により茲に建議致します。

大正十四年十二月 日

國際労働協會

- | | |
|-------|-------|
| 常務委員長 | 高野岩三郎 |
| 常務委員 | 安部磯雄 |
| 同 | 堀江歸一 |
| 同 | 吉野作造 |
| 同 | 山崎龜吉 |
| 同 | 矢作榮藏 |

同	鈴木文治
同	添田敬一郎
同	清瀬一郎

内務大臣	若槻禮次郎殿
社會局長官	長岡隆一郎殿

(前略) 労働組合法案に關する決議

甲、社會局案に就て

本協會は曩に公表せられたる社會局立案の労働組合法案に對し、左の意見を表明する。

(一) 社會局案は種々の點に於て缺陷あり、必ずしも理想案とは言ひ難い。

例へば同盟罷業より生じたる損害に對し労働組合が賠償の責に任せざることに就き、規定を以て明示することを避けたるが如きは甚だ當を得ない所である。

(二) 乍併此等多少の不備あるにも拘らず同法案は大體に於て良く近代に於ける労働組合の本質を理解し、且労働者に對してその近代社會及近代産業の當に要求する地位を確保するに必要な法律上の保護を供せんとする點に於て當を得たものであるといふことが出来る。

(三) 苟しくも労働者をして團體組織によつてその産業上社會上當に占むべき地位を確保せしむるが爲めには同法案の規定する法律上の保護は最少限度に於て必要である。

従つて若し同案中より第十一條、第十二條を削除するが如きことあらば同法案は労働組合法案として全く無價値なものとなるのみならず、却て労働組合の事實上の發展を阻害して社會上産業上の禍根となるの虞れなししな
い。それ故如斯骨抜き法案なる場合に於ては寧ろ是が法律として制定せられざるを可とする。

乙、社會局案に對する雇傭主諸團體の反對意見に就て

社會局案に對する雇傭主諸團體の反對意見は結局左の二つの僻見に基因するものご認めらるゝ。

(一) 労働組合が労働組合法の制定によつて新に生れ出づるもの、如く考へ、或は既存労働組合の機能、形態をさへも是に依りて任意に左右し得るもの、如く考ふること。

(二) 労働組合の發達は一國産業の發展に根本に於て相背馳するもの、如く考ふること。
本協會は雇傭主諸團體が如上の僻見に就き反省せられんことを求むる。

(第五決議以下略)

二 労働組合法案に對する決議

拜啓 社會立法研究會に於ては労働組合法制定の件に關し別紙の通り決議致候何卒此主旨貫徹する様御取計被下度
奉願候也

大正十四年十二月廿六日

衆議院内

社會立法研究會

内務大臣 若槻禮次郎殿

第五章 労働法案に對する學會研究會等意見

追て本會現在の會員は在の通りに有之候

阪東 幸太郎	星 島 二郎	千葉 三郎	加藤 颯一
谷 原 公	會 我 祐	邦(貴) 永井柳太郎	中野 正剛
中谷 貞 頼	内ヶ崎 作三郎	畔 田 明	山口 政二
有馬 頼 寧	安 藤 正 純	清 瀬 一 郎	比 佐 昌 平
湯 淺 凡 平	杉 浦 武 雄		

決 議

労働組合法に關し先般社會局の成案なりとして傳へられたるものは概ね妥當なりと雖も這回行政調査會に於て作成せられたりて傳へらるゝ労働組合法要綱なるものは甚だ不満足なるものなり若し政府にして労働組合法案を議會に提案せらるゝ場合には少くも次の各要綱を具へたるものならざるべからずと認む。

- 一、組合聯合を法律を以て公認すること。
- 二、組合を職業別組合又は産業別組合に限定せざること。
- 三、組合の法人たることを強制せざること。
- 四、罷業より生じたる損害を組合に負擔せしめざるの制度を採ること。
- 五、組合に對しては登録税の外營業税所得税を免除すること。
- 六、組合員たるの理由を以て被傭者を解雇し若くは組合員たらざることを以て雇傭の條件を爲すときは其解雇又は

該條件を無効と爲す外相當の處罰を爲すべき法則を採用すること。

- 七、團體協約の效力を組合法中に規定すること。
- 八、地方長官の組合解散權を認めざること。

以 上

大正十四年十二月二十六日

社會立法研究會

第六章 労働法案に對する新聞社説

一 労働立法の再調査 (一四・七・一六)

時事新報

現内閣成立以來の懸案たる労働諸法規制定問題に關し、政府は十四日の閣議に於て、労働組合並に労働爭議調停兩法案及び之に伴ふ治安警察法中改正法律案、工場法施行令中改正案を、行政調査會に諮問することに決し、其答申を待つて、來議會に提否を詮議せんとするもの、如し。政府は労働爭議續出の傾向に鑑み、調停制度の實施を急務なりとして、昨年中労働爭議調停法案並に同法案不可分的關係に在る治安警察法中改正法律案のみを切離し、前議會に提出するに決して居たのを、立案當局者たる内務省社會局側、治安警察行政主管當局者たる同省警保局及び陸海軍、文部、農商務(今日の商工)當局側との間に、意見の扞格を生じ、閣議に對する報告をすら中止して、其まゝ今日に保留し來れるものであるから、來議會までには是非共、何等か之が解決を圖らねばならぬ次第である。此事情に就き加藤首相は、去る五月五日の全國地方長官會議に於ける訓示演說中、「勞資兩方より觀察して、労働立法の整備は、之を等閑に附することを許さぬと認むる」に就いては、「更に調査審議を重ね、案成るに隨つて、實行に着手する豫定である」と聲明したるに次いで、同月十四日の行政調査會第一回總會席上、「社會の急激なる進歩に應じて、施設す可き新なる行政事項の(中略)多くは、各省行政事務に關聯し、共同調査の必要がある」と云々、揆

摺を述べて居る等の経過よりすれば、政府が同調査會に對して、本件を諮問したるこゝ、既定の方針に出でたるものにして、兎に角に労働立法問題に關しては來議會に於て、之が解決を期す可きものである。然るに同調査會は、内閣總理大臣監督の下に、豫め行政各廳代表者及び與黨各派出身の閣僚もしくは政務次官を、夫れ／＼に參與せしむるの趣旨を以て、委員の人選を決したるものである關係上、同會に於て議決せられたるものである限り、案の實現可能性は、殆ど確定的のものであると認められるのであつて、本件を同調査會に諮問したるは、畢竟その實現を促進する所以である其代りに、案の内容を一層不徹底に終らしむる虞、自ら免れ難きの勢である云はねばならぬ。

政府諮問の内容が、從來社會局の方針を基礎として、立てられたる案その儘のものなりや、或は新に根柢より立直しを行はんとするものなりや知らざれども、何れにしても問題の爭議が、労働組合の法的資格公認に伴ふ、労働運動今後の傾向、殊に爭議の續出と其性狀不良化懸念の有無、隨つて之に對する治安警察法中第十七條並に第三十條撤廢の可否如何に存するこゝ、云ふまでもない所であつて、陸海軍兩當局側が、軍紀の弛緩を理由とし、商工當局側が所謂温情主義の勞資協調助成方針を固持し、文部當局亦宗教、思想上に及ぼす不良の影響を重大視する等、銘々の立場より、其趣旨を共にすこ雖も、要するに反對説の骨子が、労働團體の團結的行動公認の制度を以て、労働者側の權利を不當に助長し、無産階級の集團的運動を助成して、勢ひ社會の安寧秩序を害するに至る云ふ社會的不安を主因とするの點に於ては、何れも軌を一にするものであると認められる。其反對説の根據が、薄弱不確實探るに足らざるものであるこゝは、本年一月十五日労働爭議調停法案の發表せられたる當時の本欄に於て、論評したる通りの次第にして、殊に同月二十七日同案の諮問を受けたる社會局參與會議が、爭議に對する第三者の誘惑又は煽動を禁止するの規定を削除し、治安警察法第十七條並に第三十條を「無條件にて廢止す可し」等の希望條件を附帶して、原案を承認したる行懸りを存する程であるとすれば、労働立法に關する政府部内一部の反對説が、官僚的偏見に囚はれたる杞憂に過ぎざるものなるこゝ、今や明白なる所にして、此種反對説の爲めに、前議會への提案を中止したるのみか、内閣成立後一年餘を経過せる今日、改めて調査を仕直さんとする其怠慢は兎に角に、今後の方針に就き、行政調査會が徒に妥協を事として、成案を不徹底に終らしめざらんこゝ、我輩の今より警告し置く所である。

二 労働組合法案 (一四・八・二〇)

中外商業新報

非常な急進的の案である

社會局で立案した労働組合法案が、このほど發表されたが、同案はまだ未定稿であつて、確定案として、議會に提出されるまでには、關係各省を始め、各種の機關を経由せねばならぬのであるから、結局において如何なるものなるかは、あらかじめ知るこゝは出來ない。大體の骨子がこの案の通りで成立するか、または大なる修正を被るか、それは、凡て今後の問題である。

先年來、労働運動のやうやく盛んになるに従ひ、労働組合法制定の要否が問題となり、自然これに關していろいろ

ろの議論を見たが、その組合の組織、制限および権限を如何に定むべきかについては、意見の一致を缺き、或るものは、組合の屬する地域、および職業に制限を加へ、認可主義の下に一種の職工組合、すなはち、いはゆる縦の組合を組織せしむるを可し他のもは、かゝる制限を否し、絶対無制限に、届出主義によりて組合の成立を認めかつ團體交渉権を確立すべしと主張するものもあつた。

社會局の原案を見るに、その第一條において、「労働組合を稱するは、労働條件の維持改善を目的とする労働者十人以上の團體又はその聯合を謂ふ」と定義し、第二條においては、届出主義によることを明かにし、第十一條では雇主は、労働者が労働組合員なるが故を以てこれを解雇することを得ずと規定して、組合加入権を保護し、第十二條では、團體交渉権の確立を規定してゐる。その上に、労働組合の存立すべき地域および職業については、何等の制限を設けず、十人以上の労働者ならば、絶対無制限である。殊に労働者以外の者も、また同組合に加盟する事を得、かつ政治運動に携はるるも差支なしとの精神で立案せられたものであるから、從來の組合法に關する主張、或は研究事項として提唱せられたもの、中で、最も急進的部分のみを採用したものであるといふべきである。

従つて、同法案が、もしも大なる修正なしに議會を通過すれば、わが國の労働者は、歐米諸國のそれに比較するも、最も進歩した組合法の保護を受けることとなり、労働組合は著るしく發達して、有力なる團體となるのであらう。

翻つて鑑みるに、歐洲各國の労働組合が、今日の如く發達する迄には、數百年の歳月を費し、組合員相互間における共濟、修養、その他の共同利益の保護増進のために、幾多の努力をなし、かつ經驗および訓練を積んでゐるのである。最近、歐洲各國で發達した健康保險、失業保險、または各種の進歩的施設にして、労働組合の發達および經驗に促がされたものが少くないのである。これに反して、わが國の労働組合は、まだ極く最近の發達に屬し、しかも、歐米諸國の組合における幾多の美點を充分に學ぶの遑なくして、一躍、團體交渉権を獲得することとなるのであるから、資本家側において同組合法の制定に關し、不安の念を抱くもの、あるのは、必らずしも無理とはいへないのである。

思ふに、労働組合の發達が、時代の趨勢であつて、これを拒むことが出来ないことすれば、組合法によりて、これを善導し労働者の品性を向上し、相互の救濟を厚くし、労働爭議の場合においても、團體交渉によつて、秩序あり統制ある合理的な態度を執らしむることが必要である。しかして、労働團體の幹部にして、もしその人を得、労働者にして自制心に富むならば、右のやうな結果を齎すことは、必ずしも難事ではないのである。故にわれらは、今後事實が、必ず斯くあらんことを切望するものであるが、一面また労働團體の幹部にその人を得、一般労働者の自制心をこゝにまで導くことは、なかく容易なことではない。われらは、労働組合法の問題に關し、朝野の識者が特にこの點に留意して、事宜を失はざらんことを希ふ。

三 労働組合法案について (一四・八・二〇)

大阪朝日新聞

内務省社會局參與會議に諮問された勞働組合法案は大體において、賛成のできるものであるが、しかし不備缺點も亦皆無ではないやうである。細部の比較的輕視しても差支へのない點はしばらくおき、主要の事項だけについて見るに、また第十一條において、雇傭者またはその代理人が、自分の雇ひ入れた勞働者が勞働組合の組合員であるからといって、これを解雇したり、或は、自分の雇ひ入れんとする勞働者の組合に加入しないことや、組合から脱退することを雇傭條件にしたりすることを禁止し、勞働者が組合員たるのゆゑを以て、資本家から不當に壓迫され、職を失ふことのないやう保障してゐるのはよい。定めて資本家側からは、これに對し猛烈な必死の反對運動のおこることを察せられるが、斷じて讓歩してはならないのである。

二

次に第十二條において、勞働組合が、雇傭条件につき、雇傭者または雇傭者團體と契約(勞働協約)を結びつゝある場合、この協約に違反した雇傭者および組合員間の雇傭契約は、その違反した部分だけを無効にし、無効の部分は協約の條項をもつて、これに代ふるやうに規定したのは、資本家が勞働組合壓迫の、最も有力な武器の一つとする契約の自由による勞働者個人との單獨交渉、單獨取極を排斥し、あくまでも、團體交渉の原則に據らんとするので、大に吾人の意を得てゐる。しかし、この勞働組合運動の中心ともいふべき重大な團體交渉權の確立に關する規定としては、この第十二條だけでは、いかにも不徹底、かつお粗末すぎて頼りないやうに思はれる。折角かうした意思のあるかぎり、それを十分に表明すべく、條文を今少しく完全なものに練りあげる必要がある。

三

組合の目的については、勞働條件の維持改善の外、共濟、修養、その他共同利益の保護増進がある以上、もちろん政治に參與してもいゝことになるのであらうが、その反對に、政治運動に参加することを治安維持法が何かで取締る考へだとも受けこられる。英國の勞働組合法が、特に組合が政治運動の資金を組合員から徴收してもよいといふ規定を設けてゐるのは、参考すべき材料である。かういふ勞働組合のために自由を保障するのか、もしくは自由を制限するのか、十分に判然せず疑ひを容るゝ餘地のある場合には、成るべく一々成文をつくつておく方が便利であり親切である。

四

損害賠償の責任についても、さうである。資本家が損害賠償の武器によつて、勞働組合を殘酷に苦しめた幾多の實例は、歐米の先進國に見出される。一九〇一年英國上院の判決が、鐵道従業員聯合會に對して四萬二千ポンドの損害賠償を命じ、曾つて米國の最高審判所も百七十五名の勞働組合員に對して三十萬弗の損害賠償を命じたことがある。一九〇六年の英國産業爭議法中に、「産業爭議ヲ企圖シ、マタハ助成センガタメニ、或ルモノ、ナシタル行爲ハ、單ニ他人ヲ勸誘シテ雇傭契約ヲ破棄セシメタルコト、他人ノ産業業務マタハ雇傭ニ干渉シタルコト、マタハ他人ガ隨意ニソノ資本マタハ勞働ヲ處置シ得ル權利ニ干渉シタルコト等ノ理由ヲモツテ起訴セラル、コトナシ」があるのは、勞働者がこの苦き經驗にもこつのである。わが原案中一言も、かゝる顯著の歴史を有する損害賠償のことに及んでゐないのは、勞働組合に對して、この責任を賦課してゐないやうでもあり、同時にまた賦課してゐるやうでもあり、頗る曖昧な缺點を免れない。この曖昧な、法の不備ともいふべき虚隙に乘じ、勞働組合の公認こそその

跋扈さを快しませぬ資本家達は必ずや現行の民法を、その註釋家等の通説により、損害賠償を屈強の武器として利用し、労働組合に對抗し、労働者を壓伏する新戦法をこるであらう。これに對し、労働者保護の條項を缺いた組合法は、決して完全のものとはいへない。

五

一方に労働組合法をいかに完全にしても、その十分の活動を妨害し、發達を阻止する法律が他方に存在してゐては、何の役にもたぬ。労働組合法が公布されても、現在の治安警察法が依然その效力を有してゐるやうでは、労働組合がその目的を達成するための活動は、大部分不可能なるのである。その健全なる發達なきは思ひも寄らない。治安警察法の改正のごときは遅くとも労働組合法案と同時に審議されなければならぬ問題ではなからうか。その他専門法律家の説明によれば、労働組合運動の妨害となる法規は、普通刑法のうちにも、各府縣の警察規則中にも數多これあるさうである。これ等も同時に考慮すべきであらう。

四 内務省發表の労働組合法案 (一四・八・二〇)

大體は進歩的尙ほ洗練せよ

新 愛 知

多年の懸案たる労働組合に就ては、内務省當局者は此の程其の法案を立て、行政調査會に附議するに同時に、目

下内務省參與會議に諮問中で、不日成案が出来るまでになつた。由來資本家側と労働者側との間に兎角利害の調和し難き労働立法を理想的に立案することは、中間の當局者として何れの國に於ても容易の業ではない。歐米の労働組合法も、其の今日ある迄には立法史上少なからぬ難關を迎へ來つたものである。取別け我國にては、從來労働組合の語を聞くに、無理解なる社會上流者は何んだか危險團體の存在を聯想し易いといふ空氣が満ちて居つたのみならず、陸海軍側にありては其の管下の特殊工場が之が爲めに一種の脅威を受くるかの如くに感じ、其の成立に兎角反對し來つたといふ關係もありしに於て、内務當局者が此等の關係の間に立ちて今回兎も角も比較的進歩せる労働組合法案を立つるに至れるに對しては、吾等其の勞を多しする。勿論労働組合は、此の法案に依りて新に誕生するのではない。労働組合は我國にて既往二十年間に既にかんりの發達を爲し、組合員も現下既に二十有餘萬を算する唯だ從來の労働組合は、何分にも法律の公認なく、保護の保障ないものであるから、種々の點に於て不利不便を免れない。此の意味に於て労働組合法の制定は、主義に於て心ある何人も之を歓迎する。

二

之を公平に觀て、今回の労働組合法案はかなり進んだ思想の下に立案せられたものと謂へる。行政調査會は労働組合を指導主義の上に築かしめんとするの意向ある上に對し、内務省案は思切つて自由主義を採擇したと思はる、が如き我國周圍の狀況に顧み寧ろ其の進歩思想を稱揚せざるを得ない。法案は全文二十六ヶ條で、其の中には尙ほ議すべきものあり、修正を希望したき點もあるが、大體に於ては原案の第一讀會は通過せしめたい。細目の批評は追てのこゝし、新案の最大の眼目、少なくとも其の一として、第十二條の解雇條件、雇傭條件の禁止、及び第十

二條の團體交渉權を擧げ得る。第十一條は「雇傭者又ハ其ノ代理人ハ労働者ガ労働組合員タルノ故ヲ以テ之レヲ解雇スルコトヲ得ズ、雇傭者又ハ其ノ代理人ハ労働者ガ組合ニ加入セザルコト、又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ雇傭條件ト爲スコトヲ得ズ」といふのである、此の規定に依り従來労働組合員が毎度使用者より脅かされたる位地は何程か安定せられる。勿論司法省の一要職者を司法大臣が「官ノ都合ニ由リ」にて免黜し得るが如く、労働組合法に此の保障ありとも、使用者は組合員を「工場ノ都合ニ由リ」といふ名義で解雇することは不可能でないから、實質上何程の保障にもならぬ云へば云へるが、而も其の組合員たることを脅威の手段に利用するといふ従來の弊害は、之を改善するに相當の效果あるに相違ない。

三

次に第十二條は「労働組合ガ雇傭條件ニ關シ雇傭者又ハ雇傭者團體ト契約(労働協約)ヲ爲シタル場合ニ於テ、協約ノ條項ニ違反スル雇傭者及ビ組合員間ノ雇傭契約ハ其ノ違反スル部分ニ限り無効トス、無効ノ部分ハ協約ノ條項ヲ以テ之ニ代フ」といふのである。これは労働協約の團體交渉權を認むる所の大切な一條項である。労働協約は雇傭者及び組合員間の雇傭契約よりも優先的で、兩者抵觸する場合には後者は前者の前に無効となり、前者の條項が代つて其の儘適用せらるゝのである。此の條項は、民法の雇傭契約の效力との關係に於て、其の衝突を避けしむるに就て運用上注意を要するは勿論であるが、兎も角も之に依り労働組合が雇傭條件に關し雇傭者又は雇傭者團體との間に取結ぶべき労働協約に對し、一の權威を與へたるもので、それ丈労働組合の責任は重くなる譯である。此の外本法案中には、多少の議すべきものは別とし、大體に於て現在の曖昧なる労働制に比し好規程と思はるゝ點少からずある。其の尙ほ不備不完全と思はるゝ點は此の際十二分に意見を述べ、化して之を完璧のものたらしむるのは、獨り行政調査會及び内務省參與會議の任である許りでなく、同時に國民の任である。此の意味に於て朝野識者は、本法案の内容に對し此の際充分の研鑽討論を盡し之を一層洗練せんことを吾等は希望する。

五 労働組合法案 (二四・八・二一)

大體 妥當 なり

時事新報

十八日社會局參與會議に諮問せられたる労働組合法案の骨子は、(一)労働者十人以上の團體又は其聯合にして、制規の届出手續を完了したるものを以て、本法に所謂労働組合と認むること、(二)其法人たること否かは、一に之を組合自身の選擇に依らしむること、(三)雇傭者又は其代理人は、「労働者ガ労働組合ノ組合員タルノ故ヲ以テ」解雇し、其「組合ニ加入セザルコト、又ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ、雇傭條件ト爲スコトヲ得」ざること、(四)組合に對する免税の特典等であつて、(一)及び(二)は資格に關する規定、(三)及び(四)は保護規定に屬するものであるが、苟くも組合を公認する以上、労働者の組合に對する關係の有無を以て、雇傭契約の條件とする如き矛盾不合理のある可からざるは勿論、免税の特典亦固より當然の措置であつて、共に問題と爲る點は、認められないのである。然るに資格規定に關し、其要素を單に「労働者十人以上」と限定する外、目的に關しては、「労働條件ノ維持改善、組合員ノ共濟、修養其他共同利益ノ保護増進」なる極めて抽象的の文字を用ゆるを以て、「其他共同利益ノ保護増進」

なる用語は、他に特別の規定なき限り、解釋次第にて政治的運動の如きも、合法的に認めらるゝのみならず、現に立案當局側自身、其意向を持する旨を、聲明し居れるに見るも、本案の規定が労働者側に取りて、比較的寛大なるものであると同時に、政府部内に於ける當該立法反對説もしくは尙早説の眼目が、専ら此點に存するものなること云ふまでもない所である。

本年一月十五日政府が同會議に労働爭議調停法案のみを切離して諮問したるに對し、同會議は「之ト同事ニ組合法ヲ制定ス可シ」の希望條件を附帶して、原案を承認したる行懸りを存するに依り、立案當局側としては、前議會に此兩法案の外、關係諸法規中改正法律案を、同時に提出するの意向であつたのを、公認資格、行動目的及び之に關聯せる治安警察法中第十七條並に第三十條撤廢の件に關し、政府部内の反對説有力なりし爲め、遂に提案の運びに至らずして、保留せられ居たるものである。随つて其確定案を爲るまでには、尙ほ多少の曲折を免れざるものと察せられるのであるが、今日の團體的労働運動が、ますます自主的傾向に在りて、其行動の著しく合法的のものに爲れる事實よりすれば、一般に労働運動の健實化を立證す可き進歩的現象を認めらるゝ所であると共に、本來組合の政治運動は、政治運動その事が組合としての行動目的を達する一重要手段であるは勿論、普選を實施せる今日の制度上よりするも、之が禁止は全然無意味の措置にして、到底問題とするに足らざることを、言を要せざる所である。更に本法案に就き、他の諸法案を關聯して、比較的重要なりと認められる問題は、治安警察法中改正案であるが、既に組合を公認して團體交渉権を確立し、其政治的運動をも自由ならしむるものであることすれば、労働運動取締の必要を、事實上唯一の理由とせざる治安警察法中第十七條及び第三十條は、其存置の理由を自然的に消滅に歸せしむるものと認むるの外なき所にして、此點は本法案の規定その物が、曩の參與會議に於ける兩條項を「無條件ニテ廢止ス可シ」の附帶決議を、自ら裏書するに異らざるものである。我輩は根本方針として、本案の比較的妥當なるを認め、政府部内に於ける意見が、此方針に一致せんことを希望するものである。

六 憲政會内閣と労働立法 (二四・八・二一)

東京朝日新聞

今月初旬以來政府は労働諸法案を行政調査會の審議に附し、又最近内務省では社會局の立案にかゝる労働組合法案を發表して來るべき第五十一議會には是等労働立法の實現を期するもの、如くである。過去數年の間労働法は當然生れるべくして生れず、毎年調査中の聲を聞きながら暗から暗に消え失せてしまつてゐる。故に加藤單獨内閣が労働立法に手を染たこといつてもされほごの誠意を以てこの問題に當るであらうかは疑問の存する所であるが、普通選舉を前にして大向ふの受けのよかりさうな社會政策といふ新看板を掲げた手前としても、又此際民衆の人氣を顧慮しなければならぬ政黨の立場にしても相當の努力は拂はなければならぬはずである。殊に憲政會は世人の知る如くその在野時代には毎年根氣よく諸種の労働法案を提出した政黨である、第五十議會に現内閣の前身たる協調内閣が労働法案を提出するが如く見せかけて遂にその一つをも提出せずに終つた事に就てはあるひは政友會の關係に牽制されたりこの言抜けも出來ぬではないが、單獨内閣を組織せる今日においてはかゝる逃口上も許されぬであらう。協調内閣時代より今日に至るまでの政府の施政を通觀するに、遺憾ながら政府が労働政策に對して努力せる跡を

發見する事は出来ぬ。労働組合法案、労働爭議調停法案は審議未了に名をかりて遂に議會提出に至らず、すでに法律となれる健康保険法は僅に年額四百萬圓の實施費に事缺くの故を以て徒らにその實施を延ばし、更に工場法施行令に至つては數年投げやりの形である。かゝる始末ではむしろ當然實現さるべきものを故意にはぐむだしい非難に對しても辯解の餘地はない。

昨今に至つてまた新たに蒸し返して審議を始められたる労働法案が如何なる形のものとなつて生れ出るかは今後の経過に待たねばならぬが、昨來の経緯に顧みれば現内閣は労働立法に關してはいはゞ札附である。殊に一方には新時代に副ふべく普選案を提出しながら時代錯誤の治安維持法を制定したる政府である。更生せりこはいへ、首相、内相を始め治安維持法を主唱し、賛成したる當時の閣僚は大部分今なほその職に在る政府である。大過なくして労働法を成立せしめ得ればむしろ幸ひなりこいふべきである。

傳ふる所によれば、労働組合法案、労働爭議調停法案に關しては昨年の調査審議中においても各方面の反對意見があつたやうである。更に今年における雲行も幾多の難關を豫想されてゐるが如くである。治安維持法案において財閥におもねり、貴族院改革において民衆の興望に背きたる首相竝に閣僚に果して民衆を首肯せしむるに足る労働立法を期待し得るであらうか。思へば労働法案の前途は決してたくたりこは云ふ事は出来ないのである。

財閥を背景とする現政府に對して労働立法の困難なる事を説くは決して労働立法そのものが資本家側にこつて危険なりこの意味ではない。今の時勢において労働政策の確立は急務中の急務である。吾人はむしろ諸種の労働立法の如きもそのあまりに遅らさるゝ事によつて醸さるゝ事態を恐るゝものである。ビスマークは四十年の昔社會主義鎮壓法を制定するに共に労働保險の制を確立した。吾國においては治安維持案は一瀛千里に實施せられたりこいへども、未だ以て一の労働保險制の實施せられたるを聞かない。憲政會内閣にして、普選後の民心の歸向を察し、眞に民意に副はん事を念とするならば、須らく労働政策を確立して、民衆を納得せしむべきである。徒らに民衆の意を迎ふるが如くにしてその實績之に伴はざるは斷じて吾人の採らざる所である。

七 官業労働者と労働組合 (二四・八・二二)

東京日日新聞

去る十九日發表内務省立案の労働組合法案は、労働組合の存在する理由、即ち労働者の團結權を認め、十分にこれを擁護してゐる點で、恐らく、一般労働階級の満足を買ふに足るであらう。

二

が、いはゆる官業労働者を多數使用してゐる陸海軍、遞信、鐵道、商工、大藏各省は、労働組合法をそのまゝ、官業労働者にも適用しようとする内務省側の主張に對し、強硬なる反對意見乃至幾多の質疑をいだくにつたへられる。労働組合法を施行することにより、官業労働者が、他の一般労働者と同様に、労働組合を組織した場合、かれ等が、その團結力も、また、その團體交渉權によつて、労働條件の維持改善を要求するであらうここ、時の場合によつては、或ひは遂に同盟罷業に訴へるであらうここは、豫想し得られぬここではない。かやうな場合、陸海軍

及び、國民生活に最も深く深き關係にある公益事業をつかさどる遞信、鐵道兩省が、多大の脅威を感じるであらう。ここは、これまた、たやすく豫想し得られる事柄である。關係各省對事者が、官業労働者にも、他を全く同一の團結權を與ふることを躊躇するのは、如何にも尤もな話である。

三

しかしながら、官業労働者も民業労働者も、労働者たる本質に變りはない。官業労働者なるがゆゑに、如何なる労働條件にも忍従しなければならぬといふ理由はない。若し關係各省が、その仕事の陸海軍關係であり、國營事業であることを理由として、官業労働者の團結權にハンデキャップを付しようとするならば、それは、労働組合法によつて、折角、労働階級の福利を擁護しようとする政府側の根本方針に逆行することになりはせぬか。英國政府は最近の炭坑争議に際し、國家の名において、約一億圓の補助金を支出し、向かふ一ケ年間、炭坑夫の賃金の低下を防止するに決した。英國政府が、右の補助金を支出するに至つた動機については、様々の取沙汰がある。が、大局から見れば、あらゆる労働が、その根柢において、盡く國家民人の全生活に不可分の關係にあつて、敢て官民労働の相違を云々すべき時代でないことを立證するものが見ることが出来る。

四

米國産業界の鬼才ヘンリー・フォード氏は、十萬近くの労働者を雇傭してゐる。併し氏は、雇傭する労働者に労働組合の關係なきを殆ど問題にしてゐない。が、その代はり、労働者には、米國産業界最高の賃金を給してゐる。勿論、同氏の工場には、未だ會て労働争議が起つたことがない。これを要するに、労働組合が同盟罷業を敢行するのは、多くの場合、かれ等としては、背水の陣を布いたことになる。雇傭者側が、常に誠意を以て、労働者の生活改善を企圖するならば、労働者側でも、みだりに背水の陣を布く譯はない。が、往往にしてこの簡明な事實は、見失はれ勝ちである。同時に、労働組合法の實施なり、また、その結果として招來せらるべき労働組合の發達なりを妙な色眼鏡で見る傾向が、官民各方面に可なり強烈であるらしい。かゝる色眼鏡を以て労働組合法案に臨み、時代錯誤的な修正を加ふるが如きは、徒らに労働階級の反感を買ふばかりでなく、先進國の物笑ひともなるであらう。われ等の取らざるべきところである。

八 注目すべき一宣傳 (一四・八・二二)

東京朝日新聞

近頃注目にあたひする宣傳は、今度の労働組合法案は労働者の政治運動を助長するものであるとの反對論が樞府其他各方面より一時に唱へられ始めたことである。吾人は労働組合法に反對論のあることを少しも不思議にしない。否、治安維持法の主張者たる憲政會内閣の此法案を提出することが寧ろ不思議であるかも知れない。併しながら、政府の組合法案が労働組合の政治行動を認むるものなりとする反對論に至つては、同じ反對論にしても吾人の甚だ不可解にせざるを得ざる所である。思ふに此反對論は、正面より右法案に反對を唱ふる能はずして辭を政治行動云云にかり、實は労働組合法の成立を阻止せんとする運動ではないか。吾人は労働組合法の反對論は之あるを不思議にしないが、斯くして労働組合法が何か無産者大反逆の禍機をはらむかに大げさに宣傳し、將來労働問題に對する